

# 業 務 概 要

令和 2 年度

令和 2 年 6 月

大分県生活環境部食品・生活衛生課



# 目 次

## 第1編 組織及び予算

1 組織及び職員配置	1
2 事務分掌表	3
3 大分県長期総合計画に基づく施策展開	6

## 第2編 主要事業の概要

### 【生活衛生班の業務】

#### I 生活衛生関係営業の衛生管理と振興

1 生活衛生関係営業の衛生管理	10
2 生活衛生関係営業の自主活動の支援	10

#### [資料]

I-1 生活衛生関係営業施設数	12
2 生活衛生関係営業（六法）監視状況	13
3 理容師・美容師・クリーニング師試験実施状況	14
4 公衆浴場入浴料金	14
5 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの事業概要等	15
6 大分県生活衛生同業組合等一覧表	15

#### II 生活衛生環境の整備

1 建築物の衛生的な環境の確保	16
2 墓地埋葬等の適正な運営管理の推進	16

#### [資料]

II-1 建築物衛生管理事業登録数	17
2 特定建築物数	17

#### III 狂犬病予防対策及び動物の愛護と管理の推進

1 狂犬病予防対策の推進	18
2 動物の愛護及び管理の推進	18

#### [資料]

##### III-1 「大分県動物愛護管理推進計画」（第2次）

～人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざして～	19
2 犬の登録・狂犬病予防注射頭数	20
3 狂犬病予防注射の年度別推移	20
4 動物による咬傷事故等の実態調査	21

5 犬の捕獲・引取り・返還頭数	2 2
6 猫の引取り・返還頭数	2 2
7 年度別犬猫の引取り頭数及び処分頭数	2 3
8 犬猫の引取り頭数年度別推移	2 4
9 犬猫の殺処分頭数年度別推移	2 4
10 犬の譲渡実績	2 5
11 猫の譲渡実績	2 6
12 犬・猫の苦情・相談件数	2 7
13 動物愛護教育	2 8
14 大分県動物愛護フェスティバル（親子ふれあい動物フェスタ）	2 9
15 犬のしつけ教室	2 9
16 大分県動物愛護推進員等の活動	2 9
17 動物取扱業者の登録・届出状況	3 0
18 動物取扱業等に対する行政による勧告、命令、立入検査等件数	3 0
19 特定動物の飼養保管状況	3 1
20 特定動物の飼養保管に対する行政による命令、立入検査等件数	3 1
21 おおいた動物愛護センター	3 2
22 化製場及び魚介類等製造貯蔵施設・死亡獣畜取扱場・畜舎及び家きん舎の施設数	3 3

## 【食品衛生班の業務】

<b>IV 食品安全・安心対策</b>	3 4
1 食の安全・安心推進事業	3 5
2 食の安全安心確保体制の運営	3 5
3 輸出食品対策	3 5
[参 考]	
令和2年度の主な事業	3 5
[資 料]	
1 大分県食の安全確保・食育推進本部関係会議の開催状況	3 7
2 大分県食品安全推進県民会議の開催状況	3 7
3 食の安全こども教室	3 8
4 食の安全こども教室実施状況	3 9
5 令和元年度ふぐ処理者新規講習会受講者	4 0

6 令和元年度ふぐ処理者更新講習会受講者	4 0
7 ふぐ処理施設届出済数	4 0

[食中毒関係]

8 令和元年食中毒事件一覧表	4 1
9 年次別食中毒発生状況	4 2
10 過去10年間の月別食中毒発生状況(発生件数)	4 3
11 過去10年間の月別食中毒発生状況(患者数)	4 4
12 過去10年間の保健所管内別食中毒発生状況(発生件数)	4 5
13 過去10年間の原因施設別食中毒発生状況(発生件数)	4 6
14 過去10年間の原因食品別食中毒発生状況(発生件数)	4 7
15 過去10年間の病因物質別食中毒発生状況(発生件数)	4 8
16 過去10年間の月別病因物質別食中毒発生状況(発生件数)	4 9
17 過去10年間の細菌性・ウイルス性食中毒の病因物質と原因食品との関係 (発生件数)	5 0
18 大分県下のフグによる食中毒事件(昭和45年～令和元年)	5 1

**V 食品衛生対策の推進**

1 令和2年度食品衛生監視員等配置状況	5 2
2 令和2年度大分県食品衛生監視指導計画の概要	5 3

[資料]

V-1 許可を要する食品関係営業施設数	5 6
2 許可を要しない食品関係営業施設数	5 7
3 営業施設に対する監視状況(年度別)	5 8
4 許可を要しない施設に対する監視状況(年度別)	5 9
5 令和元年度食品等事業者施設への監視指導件数	6 0
6 違反食品等について(保健所別)	6 2
7 食品関係の苦情等について(保健所別)	6 3
8 食品衛生監視機動班業務実績(許可を要する施設に対する監視・指導施設数)	6 4
9 食品衛生監視機動班業務実績(許可を要する施設に対する立入検査結果表)	6 5
10 食品衛生監視機動班業務実績(許可を要しない施設に対する監視、指導施設数 及び立入検査結果表)	6 6
11 食品衛生監視機動班業務実績(監視で発見した食品等の違反結果表)	6 7

12 食品衛生監視機動班業務実績（収去検査で発見した食品等の違反結果表）	68
13 総合衛生管理製造過程承認施設	69
14 食品衛生管理者	70
15 食品・乳等収去検査状況（検査施設別）	71
16 食品等の収去検査結果（項目別）	72
17 食品・乳等収去試験状況（年度別）	73
18 食品衛生講習等の実施について	74

## VI 食肉、食鳥肉の衛生対策の推進

1 と畜場及び食肉衛生対策	75
2 食鳥肉衛生対策	76

### 〔資料〕

VI-1 と畜場の設置状況・と畜検査体制	76
2 大分県畜産公社の輸出相手国と登録要件等	76
3 と畜検査頭数	77
4 と畜検査頭数の推移	78
5 年度別病畜検査頭数	79
6 獣畜のとさつ禁止又は廃棄した物の原因	79
7 BSE（牛海綿状脳症）検査体制	80
8 認定小規模食鳥処理場	81

## 【食の安心・食育推進班の業務】

VII 食の安心対策及び食育の推進	82
1 食の安心確保対策	83
2 食品表示の適正化	83
3 おおいたの食育ステップアップ事業	83

### 〔参考〕

令和2年度の主な事業	83
------------	----

### 〔資料〕

VII-1 令和元年度リスクコミュニケーションモデル事業の実施状況	85
2 食品表示に関する情報の事務処理フロー	86
3 「食品表示110番」の受付状況	87

4	食品表示合同立入調査の結果	88
5	食品偽装表示対策チームの構成と担当法令等	89
6	大分県食の安全確保推進本部食育推進幹事会の開催状況	90
7	大分県食育推進会議の開催状況	90
8	「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業の実施状況	91
9	食育の普及・啓発	92
10	製菓衛生師試験実施状況	97

〔注〕表の見方

- 1 「大分市」あるいは「大分市保健所」として別掲された数値のあるもの以外は、大分市保健所の実績を含まない統計表となっている。
- 2 表中に用いた各保健所等の略称とその正式な名称は、以下のとおりである。

略 称	名 称
東 部 - - - - -	東部保健所
国 東 - - - - -	東部保健所 国東保健部
中 部 - - - - -	中部保健所
由 布 - - - - -	中部保健所 由布保健部
南 部 - - - - -	南部保健所
豊 肥 - - - - -	豊肥保健所
西 部 - - - - -	西部保健所
北 部 - - - - -	北部保健所
高 田 - - - - -	北部保健所 豊後高田保健部
衛環研 - - - - -	衛生環境研究センター
センター - - - - -	動物愛護センター

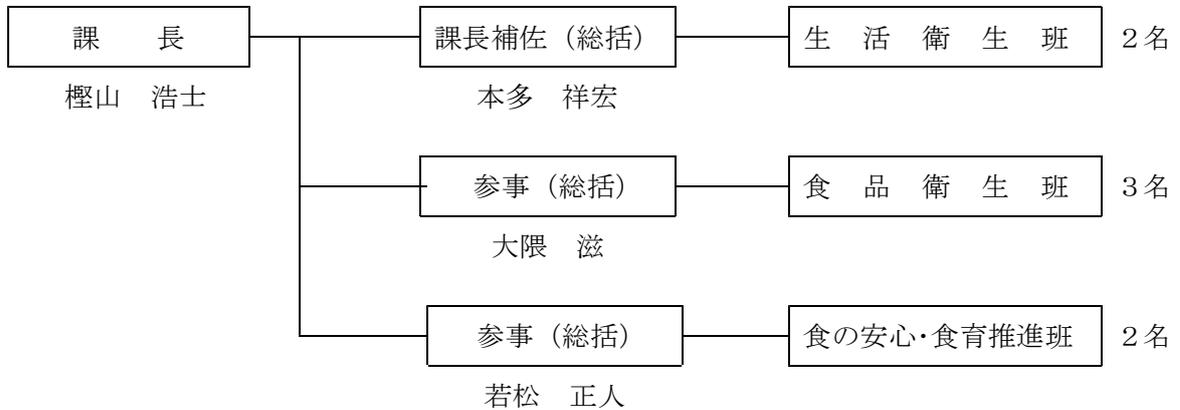
# 第1編 組織及び予算

## 1 組織及び職員配置

(令和2年4月1日現在)

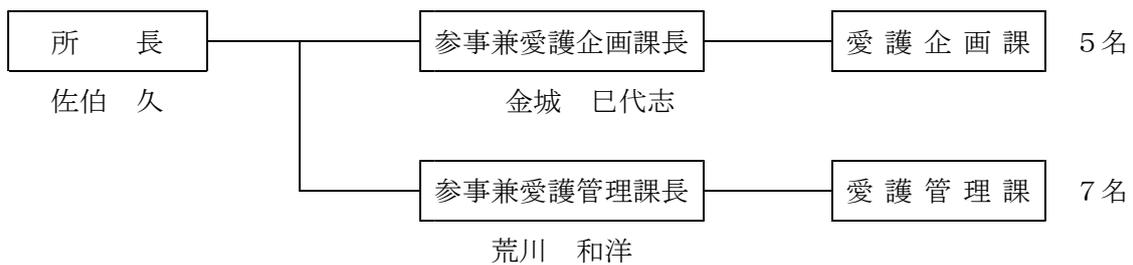
### (1) 組織

#### ① 本庁(11名)

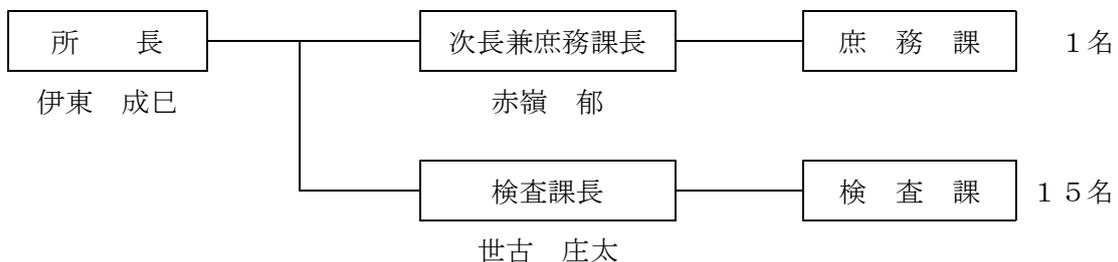


#### ② 地方機関

##### 大分県動物愛護センター(15名)



##### 食肉衛生検査所(19名)



## (2) 職員配置

本 庁

		職 員						計	非常勤 嘱 託	臨時 職員
		事務	技 術							
			獣医師	薬剤師	化学	管 理 栄養士	農業			
本 庁	課 長		1					1		
	参事（総括）		1	1				2		
	課長補佐（総括）		1					1		
	生活衛生班	1			1			2	2	
	食品衛生班		1	2				3		
	食の安心・食育推進班					1	1	2		
	計	1	5	2	1	1	1	11	2	

地方機関

		職 員			計	非常勤 嘱 託	臨時 職員
		事 務	技 術				
			獣医師	動物管理 技術員			
愛 大 護 分 セ 県 ン 動 タ 物   所	所 長		1		1		
	参事兼課長 (うち併任職員)		2 (1)		2 (1)		
	愛護企画課	1	2	2	5	3	
	愛護管理課 (うち併任職員)	2 (2)	5 (5)		7 (7)		
	計	3	10	2	15	3	
衛 大 生 分 検 県 査 食 所 肉	所 長		1		1		
	次 長	1			1		
	庶務課	1			1	1	
	検査課		16		16	4	
	計	2	17		19	5	

## 食品・生活衛生課 事務分掌表

令和2年4月1日

参事監兼課長 檜山 浩士

課長補佐(総括) 本多 祥宏

### 生活衛生班

分 掌 事 務	主 任	副 任
1 公印の管守に関する事 2 文書の管理に関する事 3 生活衛生班の事務の総括・調整に関する事 4 生活衛生班の人材育成に関する事 5 生活衛生関係団体の指導育成に関する事 6 生活衛生関係の表彰に関する事 7 化製場等に関する事 8 生活衛生班の業務に関して課長の第一順位の代決を行うこと	課長補佐(総括) 本多 祥宏	主 任 首藤 弘樹  主 事 渡邊 脩人
1 動物愛護センターに関する事 2 狂犬病予防法の施行に関する事 3 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事 4 大分県動物の愛護及び管理に関する条例に関する事 5 動物愛護管理推進計画に関する事 6 動物愛護推進員に関する事 7 人と動物の共通感染症に関する事 8 指定管理者制度に関する事	主 幹 金城 巳代志	課長補佐(総括) 本多 祥宏
1 営業六法(理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法)の施行に関する事 2 住宅宿泊事業法の施行に関する事 3 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事 4 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する事 5 クリーニング師の試験事務・免許に関する事 6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事 7 プール維持管理等指導要綱の施行に関する事 8 生活衛生関係の統計に関する事 9 公益法人の指導監督に関する事	主 任 首藤 弘樹	課長補佐(総括) 本多 祥宏
1 予算の編成、執行管理及び決算に関する事 2 課の定期監査に関する事 3 包括外部監査に関する事 4 課の県有財産及び物品の管理に関する事 5 県議会に関する事 6 広報に関する事 7 課の事業実施補助に関する事 8 国庫支出金に関する事	主 事 渡邊 脩人	課長補佐(総括) 本多 祥宏  主 幹 金城 巳代志
1 住宅宿泊事業の監視に関する事 2 住宅宿泊事業者の届出、報告に関する事 3 住宅宿泊事業に関する苦情・相談に関する事 4 住宅宿泊事業法に基づく欠格要件の照会に関する事 5 住宅宿泊事業法に関するその他の業務	非常勤職員 清原 秀樹	非常勤職員 高野 茂樹

令和2年4月1日

参事監兼課長  
参事(総括)

樫山 浩士  
大隈 滋

食品衛生班

分 掌 事 務	主 任	副 任
1 危機管理及び風評被害に関すること 2 大規模イベント対策に関すること 3 食品、と畜・食鳥関係の表彰に関すること 4 大分県食品衛生協会等食品衛生関係団体の指導育成に関すること 5 食品安全推進県民会議の運営に関すること 6 食品検査施設の業務管理基準（GLP）に関すること 7 食品衛生班の事務の総括・調整に関すること 8 食品衛生班の人材育成に関すること 9 食品、と畜関係の長期研修に関すること 10 食品衛生班の業務に関して課長の第一順位の代決を行うこと 11 獣医師確保対策に関すること	参事(総括) 大隈 滋	副主幹 角谷 玲雄  主 査 林 由美
1 食の安全・安心推進条例の施行に関すること 2 食品安全行動計画の進行管理に関すること 3 大分県食の安全確保・食育推進本部及び食の安全確保推進幹事会の運営に関すること 4 と畜場法、食鳥検査法の施行に関すること 5 輸出食肉（対米等）に関すること 6 輸出水産食品（対米・対EU等）に関すること 7 野生獣肉の衛生確保に関すること 8 特定家畜伝染病対応に関すること	副主幹 角谷 玲雄	主 査 林 由美
1 食品衛生法の施行に関すること 2 食中毒予防及び発生時の対応に関すること 3 HACCPの推進に関すること 4 水産食品の衛生確保に関すること 5 食品表示法（衛生事項）の施行に関すること 6 食品衛生監視機動班業務に関すること 7 収去検査計画及び結果に関すること 8 違反食品に関すること 9 食品衛生監視指導計画の進行管理に関すること	主 査 林 由美	副主幹 角谷 玲雄
1 食品衛生関係事務取り扱いに関すること 2 フグの衛生確保に関すること 3 自主回収の報告に関すること 4 森永ヒ素ミルク、カネミ油症食中毒に関すること 5 食中毒注意報の発令に関すること 6 食の安全こども教室の実施に関すること 7 食品衛生監視員、と畜・食鳥検査員の研修に関すること 8 食の安全・安心ホームページの管理・運営に関すること 9 食品衛生関係等の統計に関すること 10 監視員証の発行に関すること 11 文書取扱に関すること	技 師 宮部 祐介	主 査 林 由美

令和2年4月1日

参事監兼課長

檜山 浩士

参事（総括）

若松 正人

食の安心・食育推進班

分 掌 事 務	主 任	副 任
1 食の安心・食育推進班の事務の総括・調整に関すること 2 食の安心・食育推進班の人材育成に関すること 3 食育基本法、大分県食育推進条例の施行に関すること 4 食育関係者（個人・団体）との連絡調整に関すること 5 共食応援事業（子ども食堂での食育）に関すること 6 叙勲・褒章及び知事表彰等に関すること 7 職場研修の推進に関すること 8 関係各課等との連絡・調整に関すること 9 他の班に属さないこと 10 食の安心・食育推進班の業務に関して課長の第一順位の代決を行うこと	参事（総括） 若松 正人	主 任 世古 なぎ  技 師 吉永 友香
1 食育推進計画の進行管理に関すること 2 食育推進幹事会の運営に関すること 3 食育推進会議及び地域食育推進連絡協議会の運営に関すること 4 食育の情報発信に関すること 5 食育人材バンクの運営に関すること 6 地域の共食拡大事業（市町村との連携）に関すること 7 朝食摂取向上事業に関すること 8 製菓衛生師法の施行に関すること	主 任 世古 なぎ	参事（総括） 若松 正人  技 師 吉永 友香
1 食品表示法の施行に関すること 2 食品偽装表示対策チームの運営に関すること 3 食品表示の啓発及び研修に関すること 4 食物アレルギー対策に関すること 5 リスクコミュニケーション及び風評被害対策に関すること 6 食育人材バンク登録者の研修に関すること 7 食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）に関すること	技 師 吉永 友香	参事（総括） 若松 正人  主 任 世古 なぎ

### 3 大分県長期総合計画に基づく施策展開

【 食品・生活衛生課 】

施策名	消費者の安心の確保と動物愛護の推進		
	政策名	安全・安心を実感できる暮らしの確立	政策・施策コード

I-5-(3)-③、④ I-8-(4)-③

#### 【施策の概要】

##### ①生活衛生営業・民泊対策

- i 経営の健全化・事業者の組織化を促進することにより、生活衛生関係営業の衛生水準の向上を図る。
- ii 民泊施設の監視・指導を行うとともに、関係法令の周知を図る。

##### ②狂犬病予防・動物愛護対策

- i 安全で心豊かな社会の実現を図るために、人と動物の共生を推進する。
- ii 動物由来の感染症対策の確立を図る。

#### 【現状と課題】

##### ①生活衛生営業・民泊対策

入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態は多様化するとともに、レジオネラ症患者が年々増加するなど、生活衛生に関する新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められている。

##### ②狂犬病予防・動物愛護対策

動物愛護管理を推進する拠点施設として新たにおおいた動物愛護センターが設置され、人と動物が共生する社会の実現がこれまで以上に期待されている。

家庭や学校、ペットショップ、動物園で飼育されている動物の感染防止対策が求められている。

#### 【進むべき方向性】

##### ①生活衛生営業・民泊対策

県民生活に密着した生活衛生関係施設を安心して利用できるよう、衛生水準の向上に努める。

##### ②狂犬病予防・動物愛護対策

おおいた動物愛護センターを中核に、飼い主の飼育マナーの徹底や犬・猫の譲渡、不妊去勢手術などの取り組みを推進し、放棄される犬・猫の殺処分を減らすとともに、「犬・猫など身近にいる動物と人が共生する社会の実現」を目指す。

感染予防や感染拡大防止のために、家庭や学校、ペットショップ、動物園で飼育されている動物の衛生管理の向上や異常発見時の早期通報体制の整備に取り組む。

#### 【主な取り組み】

##### ①生活衛生営業・民泊対策

生活衛生関係施設の衛生水準の向上

- ・衛生講習会や試験検査による感染症対策の強化と迅速・的確な監視指導の実施
- ・生活衛生関係団体と連携した自主衛生管理体制の充実

##### ②狂犬病予防・動物愛護対策

人と動物が共生できる社会の推進

- ・ボランティアや協力団体と連携した犬・猫の譲渡の推進
- ・動物(ペット)の所有者明示やしつけ、適正飼育の推進
- ・大規模災害時の被災動物対策の推進
- ・おおいた動物愛護センターのドッグラン・多目的広場を活用した情報発信の推進
- ・小学生や未就学児童を対象とした動物愛護教育、動物由来感染症などの知識の普及啓発の推進
- ・譲渡する犬・猫の不妊去勢手術や負傷時の治療の推進
- ・飼い主のいない猫の繁殖抑制対策の推進
- ・家庭や学校、ペットショップ、動物園等への動物の感染症対策の普及啓発と異常発見時の通報体制の確立

## 【施策を構成する事業】

(単位:千円)

事業名		事業内容	事業費	新 継	重
1	監視指導	生活衛生営業施設の許可、監視・指導、入浴施設のレジオネラ症発生防止対策等	1,854	継	
2	営業対策事業	(公財)大分県生活衛生営業指導センターに対する助成、公衆浴場確保対策等	17,784	継	
3	民泊の安全安心確保事業	民泊施設の届出の受理、監視・指導、法令の周知等	6,608	継	
4	狂犬病予防事業	西部・北部地区の野犬捕獲・抑留	9,452	継	
5	動物愛護推進事業	大分県獣医師会に対する動物愛護思想普及委託、動物取扱業者に対する指導 動物愛護に関する普及啓発 動物愛護推進協議会 動物愛護フェスティバル	2,553	継	
6	動物愛護協働推進事業	猫の不妊去勢手術補助 動物愛護教育事業(命の授業) 災害拠点体制の整備 負傷動物・不妊去勢手術アドバイザーの設置 猫の適正飼養普及啓発 治療の高度化	22,263	継	○
7	動物愛護センター運営費	動物愛護センター運営に要する経費 野犬等の捕獲・抑留 犬・猫の譲渡、引取り	110,718	継	
	合計		171,232		

施策名	食の安全・安心の確保・健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進		
	政策名	安全・安心を <b>実感</b> できる暮らしの確立	政策・施策コード

【施策の概要】

- ①食の安全の確保； 生産から消費に至る全ての行程における食の安全確保対策を推進する。
- ②食の安心の確保； 消費者と生産者の相互理解、食に関する正しい知識の普及を促進する。
- ③食育の推進； 食育を推進し、「うまい、楽しい、元気な大分」の実現を図る。

【施策を取り巻く社会経済情勢】

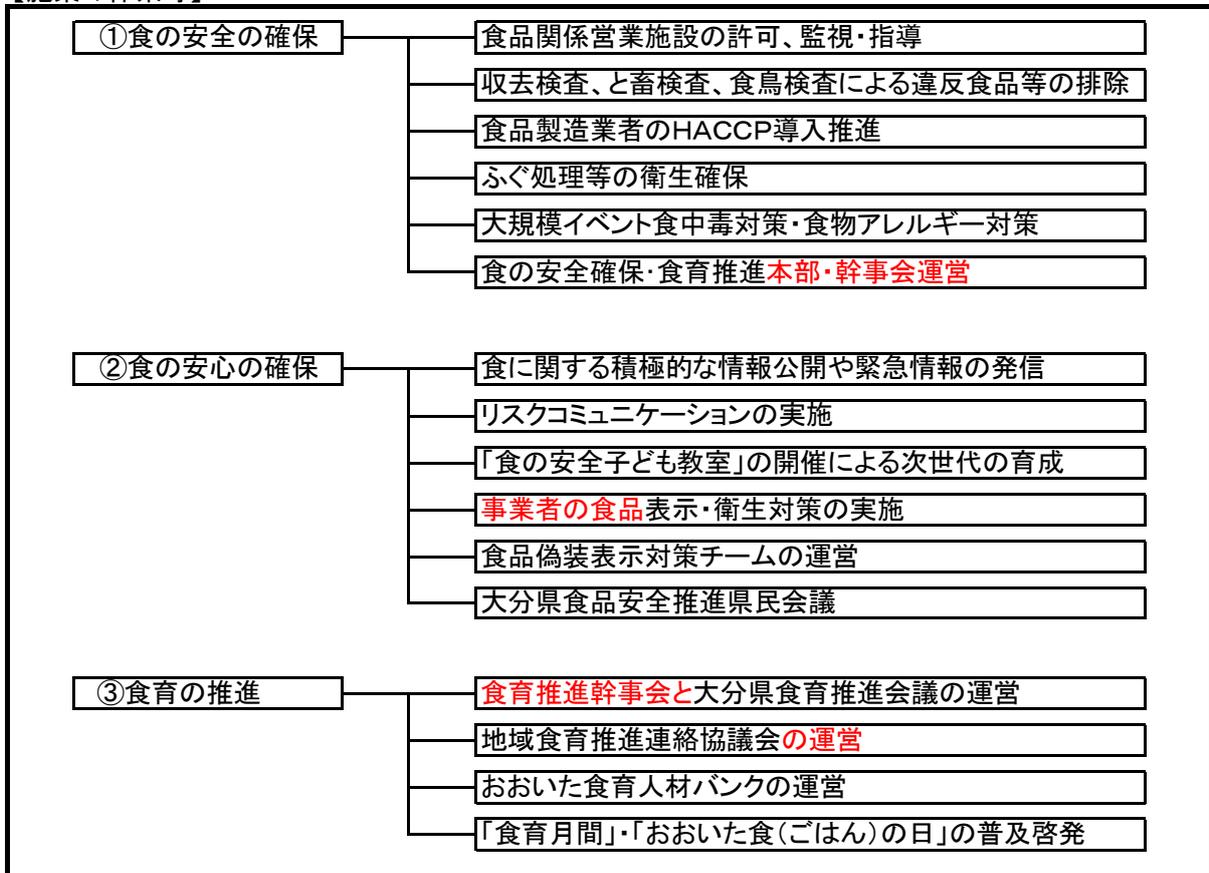
- ①外部環境
  - i 安全な食品を求める県民の要請は一段と強まっている。
  - ii 食生活の乱れに起因する様々な問題点(生活習慣病の増加、若年層の情緒不安定等)が指摘されている。
- ②内部環境
  - i 大分県食の安全・安心推進条例施行(17年4月)
  - ii 第5次大分県食品安全行動計画策定(30年3月)
  - iii **大分県食育推進条例施行(28年4月)**
  - iv 第3期大分県食育推進計画策定(28年3月)

【施策の課題、進むべき方向性】

大分県食の安全・安心推進条例、**大分県食育推進条例**に基づき各種施策を実施する。

- ①食の安全の確保；大分県食品安全行動計画の推進
- ②食の安心の確保；(同上)
- ③食育の推進；大分県食育推進計画の推進

【施策の体系等】



【施策を構成する事業】

事業名		事業内容	事業費	新 継	重
1	おおいたの食育ステップアップ事業	食育推進幹事会と食育推進会議の運営	10,808	継	○
		地域食育推進連絡協議会の運営			
		おおいた食育人材バンクの運営			
		「食育月間」・「おおいた食(ごはん)の日」の普及啓発 共食の場を活用した食育活動の推進			
2	食の安全・安心推進事業	食の安全確保・食育推進本部、食品安全推進県民会議の運営	4,568	継	
		食物アレルギー事故対策			
		大規模イベント開催に係る食品衛生対策			
		リスクコミュニケーションモデル事業			
		食の安全こども教室の開催			
		製造から流通まで全ての事業者対象に食品表示研修の実施			
		放射能汚染対策			
3	おおいたHACCPトータル支援事業	民間団体の連携によるHACCP定着支援	36,900	継	○
		HACCP指導體制の強化			
4	BSE検査事業	県内でと畜される感染疑い牛のBSE検査	1,693	継	
5	食品衛生監視指導推進事業	食品関係営業施設の許可、監視・指導、食品衛生自主管理体制推進、製菓衛生師試験実施等	25,545	継	
6	食品検査事業	食品収去検査、食中毒原因物質検査、食品検査施設における精度管理等	20,589	継	
		残留農薬等のポジティブリスト制度対応検査			
7	食肉衛生検査所運営費	と畜検査及び食肉衛生検査所の運営	39,512	継	
8	食肉輸出検査体制強化事業	輸出対策指導者の養成	5,398	継	
		迅速な検査体制の確立			
		対米輸出認定維持			
合計			145,013		

## 第2編 主要事業の概要

### 【生活衛生班の業務】

#### I 生活衛生関係営業の衛生管理と振興

県民の生活と密接な関わりを持つ生活衛生関係営業の振興と衛生管理の向上を図り、県民生活をより一層豊かで安心できるものとするため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく営業対策事業、「営業六法」に基づく関係営業施設の監視指導を行っている。

##### 1 生活衛生関係営業の衛生管理

###### (1) 営業六法に基づく監視・指導

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法に基づき各営業施設の衛生措置に関する立入検査を行っている。特に、本県におけるレジオネラ症防止対策を強化するため、大分県公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例を令和2年に改正し、公衆浴場等入浴施設に対するレジオネラ症防止対策に積極的に取り組んでいる。

###### (2) 民泊の安全・安心確保対策

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、同法は書類による届出のみで年間180日以下の営業が可能なことから住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、民泊施設提供者の監視・指導を行っている。民泊監視員を設置し、旅館業の営業施設と同様に新規届出時に現地の調査や定期的な監視を行い、法律が遵守されていることを確認することで県民と宿泊者の安全・安心を確保を図っている。

##### 2 生活衛生関係営業の自主活動の支援

###### (1) 生活衛生同業組合等の指導

生活衛生関係営業の健全な発展を通じて、衛生水準の維持・向上を図り、利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、営業者が自主的に組織した各生活衛生同業組合に対する指導を行っている。

また、公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターへの助言・指導を通じ、生活衛生関係営業者への経営の近代化・合理化、経営指導相談及び利用者の苦情処理事業等を強力に推進し、生活衛生関係営業の経営の強化と公衆衛生の向上を図っている。

###### (2) 生活衛生営業振興助成事業

生活衛生関係営業の振興及び活性化を通じた経営の安定化により、衛生水準の維持向上を図るため、平成18年度からセンターのホームページ（携帯電話用含む）を構築し、行政と営業者間のみならず、消費者に対し、同業組合の魅力等を積極的に情報発信することとしている。

###### (3) 公衆浴場確保対策

一般公衆浴場の入浴料金は、現在も物価統制令による統制額に指定されており、併せて近

年における生活様式の変化に伴う自家風呂の普及による利用者の減少及び燃料費・人件費等の諸物価の高騰による経営不振のため年々廃業が続き、地域住民の保健衛生上問題があることから、営業者の経営の安定を図るため、平成18年度に有識者や消費者及び業界団体等からなる公衆浴場入浴料金委員会を開催し、統制額を改定するとともに、燃料費に対する補助を行うなど公衆浴場の確保に努めている。

[資料]

I-1-1(1) 生活衛生関係営業施設数

令和2年3月31日現在

業種 保健所等	旅館業				興行場			公衆浴場			美容所	クリーニング所			
	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	計	映画	スポーツ	その他	計	一般	その他		計	クリーニング*	取次 無店舗取次	計
東部	294	131	1	426	5	1	17	23	78	116	194	20	171	3	194
国東	36	64	1	101	0	0	0	0	1	9	10	6	31	0	37
中部	43	73	0	116	0	0	0	0	0	4	4	16	63	1	80
由布	224	149	2	375	0	0	1	1	14	47	61	10	35	0	45
南部	57	64	4	125	0	1	0	1	1	11	12	12	55	0	67
豊肥	69	69	0	138	1	0	0	1	10	37	47	12	47	0	59
西部	203	143	3	349	2	0	4	6	19	98	117	27	132	1	160
北部	61	109	0	170	3	0	6	9	9	29	38	20	84	0	104
高田	12	60	0	72	1	0	0	1	5	1	6	4	11	0	15
小計	999	862	11	1,872	12	2	28	42	137	352	489	127	629	5	761
大分市	108	8	9	125	6	0	6	12	22	40	62	59	216	3	278
県計	1,107	870	20	1,997	18	2	34	54	159	392	551	186	845	8	1,039

I-1-1(2) 住宅宿泊事業施設数 令和2年3月31日現在

住宅タイプ	戸建住宅	共同住宅	長屋	計
受理件数	43	29	1	73
うち廃止	4	5	0	9
稼働件数	39	24	1	64

I-2-1(1) 生活衛生関係営業(六法)監視状況

(令和元年度)

区分	保健所等										小計	大分市	県計
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	高田			
旅館	施設数	426	101	116	375	125	138	349	170	72	1,872	125	1,997
	監視数	84	19	3	45	10	26	39	21	6	253	36	289
	監視率	19.7%	18.8%	2.6%	12.0%	8.0%	18.8%	11.2%	12.4%	8.3%	13.5%	28.8%	14.5%
興行場	施設数	23	0	0	1	1	1	6	9	1	42	12	54
	監視数	7	0	0	2	0	1	0	3	1	14	12	26
	監視率	30.4%	-	-	200.0%	0.0%	100.0%	0.0%	33.3%	100.0%	33.3%	100.0%	48.1%
公衆浴場	施設数	194	10	4	61	12	47	117	38	6	489	62	551
	監視数	10	2	0	1	5	26	6	20	4	74	26	100
	監視率	5.2%	20.0%	0.0%	1.6%	41.7%	55.3%	5.1%	52.6%	66.7%	15.1%	41.9%	18.1%
理容所	施設数	213	61	107	46	150	90	128	185	37	1,017	422	1,439
	監視数	3	1	1	1	4	1	2	6	0	19	5	24
	監視率	1.4%	1.6%	0.9%	2.2%	2.7%	1.1%	1.6%	3.2%	0.0%	1.9%	1.2%	1.7%
美容所	施設数	485	88	176	60	259	146	289	400	65	1,968	1,100	3,068
	監視数	25	4	8	1	9	2	8	25	4	86	98	184
	監視率	5.2%	4.5%	4.5%	1.7%	3.5%	1.4%	2.8%	6.3%	6.2%	4.4%	8.9%	6.0%
クリーニング	施設数	194	37	80	45	67	59	160	104	15	761	278	1,039
	監視数	1	0	5	0	0	4	3	2	3	18	2	20
	監視率	0.5%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	6.8%	1.9%	1.9%	20.0%	2.4%	0.7%	1.9%
合計	施設数	1,535	297	483	588	614	481	1,049	906	196	6,149	1,999	8,148
	監視数	130	26	17	50	28	60	58	77	18	464	179	643
	監視率	8.5%	8.8%	3.5%	8.5%	4.6%	12.5%	5.5%	8.5%	9.2%	7.5%	9.0%	7.9%

I-2-1(2) レジオネラ検査報告状況

(令和元年度)

区分	保健所等										小計	大分市	県計
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	高田			
旅館 公衆浴場	施設数	246	21	11	160	21	60	184	48	11	762	76	838
	報告件数	205	21	11	147	21	51	121	33	11	621	75	696
	報告率	83.3%	100.0%	100.0%	91.9%	100.0%	85.0%	65.8%	68.8%	100.0%	81.5%	98.7%	83.1%

I-2-1(3) 住宅宿泊事業監視状況 (令和元年度)

新規調査	対象施設数	45	調査件数	45	調査率	100%
定期監視	対象施設数	25	調査件数	27	調査率	108%

### I-3 理容師・美容師・クリーニング師試験実施状況

年 度	区 分	理 容 師		美 容 師		ク リ ー ニ ン グ 師	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
6	学 科	57	42	175	112	24	22
	実 技	26	26	132	104		
7	学 科	52	40	181	128	7	6
	実 技	36	31	101	86		
8	学 科	71	42	221	156	13	8
	実 技	41	31	133	97		
9	学 科	77	44	245	164	15	14
	実 技	40	30	173	121		
10	学 科	82	45	316	195	12	7
	実 技	47	37	175	130		
11	学 科	70	53	283	226	10	8
	実 技	62	51	282	216		
12	国家試験	109	65	507	308	12	12
13	国家試験	69	29	280	140	11	9
14	国家試験	55	31	352	218	14	13
15	国家試験	55	26	316	212	13	13
16	国家試験	77	40	360	200	13	12
17	国家試験	76	39	419	263	11	9
18	国家試験	61	16	209	114	17	16
19	国家試験	81	33	178	108	9	7
20	国家試験	43	20	201	132	19	18
21	国家試験	28	14	249	167	10	10
22	国家試験	18	9	202	123	14	14
23	国家試験	12	8	199	149	17	16
24	国家試験	22	11	186	133	12	12
25	国家試験	14	5	217	172	18	17
26	国家試験	0	0	177	151	7	6
27	国家試験	0	0	188	155	17	14
28	国家試験	0	0	144	121	17	15
29	国家試験	0	0	185	142	15	14
30	国家試験	0	0	176	150	19	14
31	国家試験	0	0	148	117	22	17

(注) クリーニング師試験は県が実施

### I-4 公衆浴場入浴料金

#### 1 入浴料金の統制額

令和2年3月31日現在

大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)
380円	150円	70円

#### 2 施行年月日 平成19年1月12日

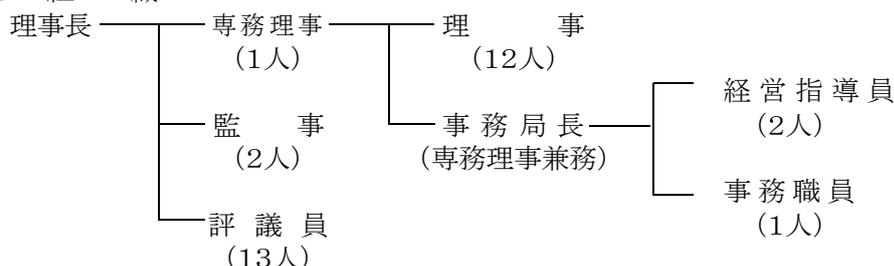
## I-5 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの事業概要等

1 指 定 昭和58年3月15日

2 事業概要

- (1) 生活衛生関係営業の経営相談・経営指導事業
- (2) 消費者・利用者の苦情処理事業
- (3) 標準営業約款の登録に関する事業
- (4) 講習会・研修会等開催事業
- (5) 情報・資料収集及び広報事業
- (6) 生活衛生関係営業の振興事業
- (7) 生活衛生関係営業の景気動向調査等
- (8) 上記各号に付帯する事業

3 組 織



(理事長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定するとされている。  
(経営相談員のうち、1名は事務局長が兼務している。)

## I-6 大分県生活衛生同業組合等一覧表

令和2年4月1日現在

組 合 名	組合事務所所在地	電話番号	組合員数
大分県クリーニング生活衛生同業組合 理事長 村井 浩	大分市大手町二丁目5番15号文化堂ビル1階	097-574-9318	35
大分県理容生活衛生同業組合 理事長 石堂憲次	大分市日岡3丁目6-4	097-574-6611	523
大分県興行生活衛生同業組合 理事長 田井 肇	大分市府内町3-7-7 セントラルプラザ5F	097-532-3218	44
大分県飲食業生活衛生同業組合 理事長 井上富義	大分市大手町2丁目2-11 ヤマヒラ 荘ビル2F	097-536-2556	1,200
大分県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 宮崎奉治	大分市大字下郡3475番地の1	097-569-2848	7
大分県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 西田陽一	別府市北浜2-10-19 グランメールビル4F	0977-22-0401	400
大分県美容業生活衛生同業組合 理事長 野田皆子	大分市田室町3-6	097-554-5878	836
大分県鮪商生活衛生同業組合 理事長 河野智幸	速見郡日出町2543の1 幸喜屋内	0977-72-2421	26
大分県喫茶飲食生活衛生同業組合 理事長 田中晶美	大分市乙津港町1丁目3-21 乙津ハウス内	097-528-7706	29
大分県食肉生活衛生同業組合 理事長 清田浩徳	大分市大字鴛野929-3	097-529-6544	40
大分県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 佐藤昭次郎	大分市新春日町1-2-33 ベルデイン新春日201	097-544-6164	71
財団法人大分県生活衛生営業指導センター 理事長 野田皆子	大分市長浜町1丁目12-3 今田ビル3F	097-537-4858	3,211

## II 生活衛生環境の整備

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物衛生管理事業の登録と登録業者の事業所・特定建築物の立入検査、ビル管理者に対する指導を行っている。

また、墓地等の経営については、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、その永続性を確保するため、経営許可の権限を持つ町村への助言指導と民法第34条の規定に基づく墓地等の経営を行う公益財団法人に対する許可、指導監督を行っている。

### 1 建築物の衛生的な環境の確保

#### (1) 特定建築物への立入検査、ビル管理者への指導

多数の人が利用又は使用する建築物（※特定建築物）は、建築物の高層化及び郊外型店舗展開に伴い、その数は漸増（昭和48年度末44施設、令和元年度末360施設）している。

この特定建築物における衛生確保のため、建築物管理基準の遵守状況等に関する立入検査とビル管理者に対する指導に努める。

#### (2) 建築物衛生管理事業の登録と登録業者事業所への立入検査、指導

特定建築物の維持管理を行うには専門的知識や技術が必要であり、法定の水準を備えた者について、知事の登録制度を設けており、登録業者事業所への立入検査、指導に努める。

#### ※ 特定建築物

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）、旅館、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場で総延床面積（特定用途部分）が3,000㎡以上並びに学校（学校教育法第1条に規定する学校）で総延床面積（特定用途部分）が8,000㎡以上の建築物

### 2 墓地埋葬等の適正な運営管理の推進

墓地等の経営許可に関する事務については、平成7年4月1日に市町村に権限移譲し、「墓地、埋葬等に関する法律」の事務はすべて市町村の権限となった。地方分権一括法の施行に伴い、11年度に各市町村が墓地埋葬に関する条例を制定しており、これらの許可等に当たっては、住民の宗教感情に適合し、かつ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう市町村を支援してきた。

平成24年4月1日からは、第二次地方分権一括法の施行に伴い、各市が県と同じ権限を有することとなったため、各町村の支援を引き続き行う。

また、公益財団法人が経営する墓地等については、非営利性と永続性の原則に基づき、墓地等の許可権限がある市町村長との緊密な連携に努め、適正管理を推進する。

## Ⅱ－１ 建築物衛生管理事業登録数

令和2年3月31日現在

保健所	区分	清掃業	空気環境測定業	空気調和用ダクト清掃業	飲料水水質検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみこん虫等防除業	環境衛生総管理業	合計
	東部	8	1	0	0	14	0	8	6	37
	国東	3	0	0	0	5	0	0	0	8
	中部	3	0	0	0	3	0	0	0	6
	由布	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南部	3	0	0	0	4	0	0	0	7
	豊肥	4	1	0	0	4	0	0	0	9
	西部	7	1	0	0	9	1	2	0	20
	北部	4	1	0	0	19	1	4	3	32
	高田	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	33	4	0	0	58	2	14	9	120
	大分市	26	5	0	1	42	5	14	10	103
	県計	59	9	0	1	100	7	28	19	223

## Ⅱ－２ 特定建築物数

令和2年3月31日現在

保健所	区分	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	合計
	東部	2	3	15	6	3	37	6	72
	国東	0	0	0	3	0	2	1	6
	中部	0	0	2	1	0	1	1	5
	由布	0	1	0	2	0	8	0	11
	南部	0	2	5	5	0	2	1	15
	豊肥	1	1	5	2	0	1	1	11
	西部	0	1	7	4	0	14	3	29
	北部	0	6	15	10	1	5	4	41
	高田	0	0	2	1	0	0	0	3
	小計	3	14	51	34	4	70	17	193
	大分市	2	11	36	85	5	19	9	167
	県計	5	25	87	119	9	89	26	360

## Ⅲ 狂犬病予防対策及び動物の愛護と管理の推進

### 1 狂犬病予防対策の推進

狂犬病は、依然として世界のほとんどの地域で発生しており、世界保健機構（WHO）の推計によると、全世界で年間およそ6万人が狂犬病で死亡していると報告されている。我が国においては昭和33年以降、動物における狂犬病の発生は認められていないが、海外で犬に咬まれ、帰国後に狂犬病を発症してなくなる事例が平成18年に2例、令和2年5月に1例、報告されている。

わが国では、狂犬病予防注射率の低下、外国船による不法な犬の持ち込み及び外国からのコンテナに迷入している動物の逸走などにより、狂犬病が侵入する危険性が指摘されている。このような中、県では、市町村及び（公社）大分県獣医師会と連携し、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に関する普及・啓発を実施している。

また、飼い方指導や野犬等の収容関係業務は、動物愛護センター及び保健所の狂犬病予防員（獣医師）とセンター・保健所に配置した「飼い犬指導員」を中心に実施している。

### 2 動物の愛護及び管理の推進

県は、平成18年10月に国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための指針」に即して、平成20年3月に「大分県動物愛護管理推進計画」（以下「計画」）を策定し、平成20年4月1日に施行した。平成25年の改正動愛法の施行、基本指針の改正に伴い、県の計画を見直し、平成26年4月1日より第2次計画を施行している。本計画に基づき、動物愛護管理の普及・啓発事業を実施している。

動物愛護管理行政を一層推進するため、動物愛護管理の拠点施設として平成31年2月17日に大分市と共同でおおいた動物愛護センターを設置した。センターを中核とした動物愛護管理の推進に取り組んでいる。

#### （1）動物愛護教育の推進

小学生等を対象とした学校教育経験者等による命の教育の実施

#### （2）犬猫の譲渡の促進

##### ア 動物愛護センターでの譲渡

- ・犬の譲渡会（月2回）、猫の譲渡会（月2回） 日曜日
- ・随時譲渡 センター開庁日

##### イ 保健所での譲渡事業（西部保健所、北部保健所、豊後高田保健部）

#### （3）動物の適正飼養啓発・指導事業

ア マイクロチップ装着など所有者明示やしつけ、終生飼養、猫の室内飼育など動物の適正飼育の啓発・指導

イ 動物取扱業者や特定動物飼養者への指導

#### （4）飼い主のいない猫の繁殖抑制対策の推進

市町村が行う地域ボランティア等への不妊去勢手術費助成事業への補助

# 「大分県動物愛護管理推進計画」(第2次)～人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる 大分県をめざして～

(平成26年度～平成35(令和5)年度)

## 3つの基本目標と数値目標

**基本目標1** 動物を愛護し、動物との暮らしを楽しみ、動物の終生飼養に責任をもつ。

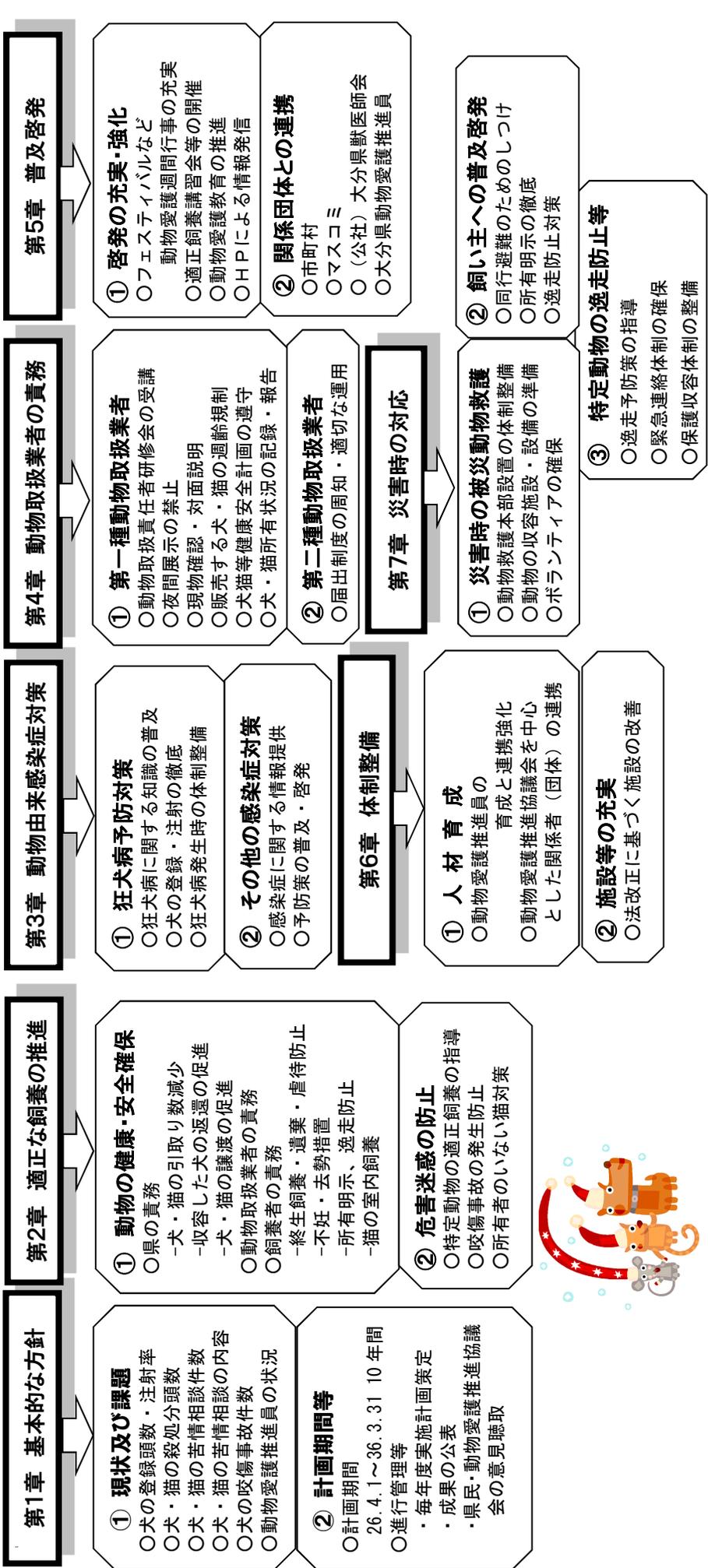
**基本目標2** 動物の特性や飼い方、しつけの方法を理解し、他人に被害や迷惑をかけない飼養をする。

**基本目標3** 各地域で動物愛護管理の取組をする人材を育成し、動物を愛する人々が共感をし、協働する。

数値目標 犬・猫の引取り数(犬の捕獲頭数を含む。)を10年間で平成16年度比75%減とする。  
令和5  
(平成16年度6,002頭を平成35年度に1,500頭にする。)



## 主な施策内容



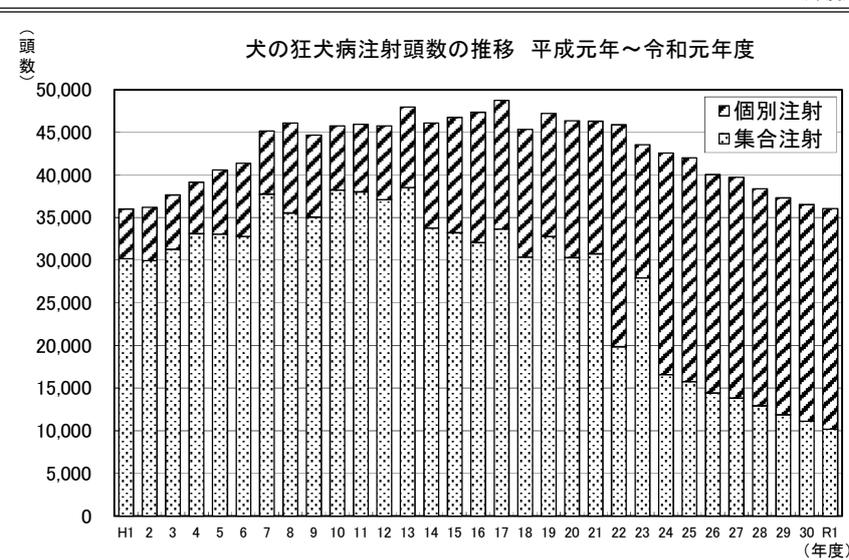
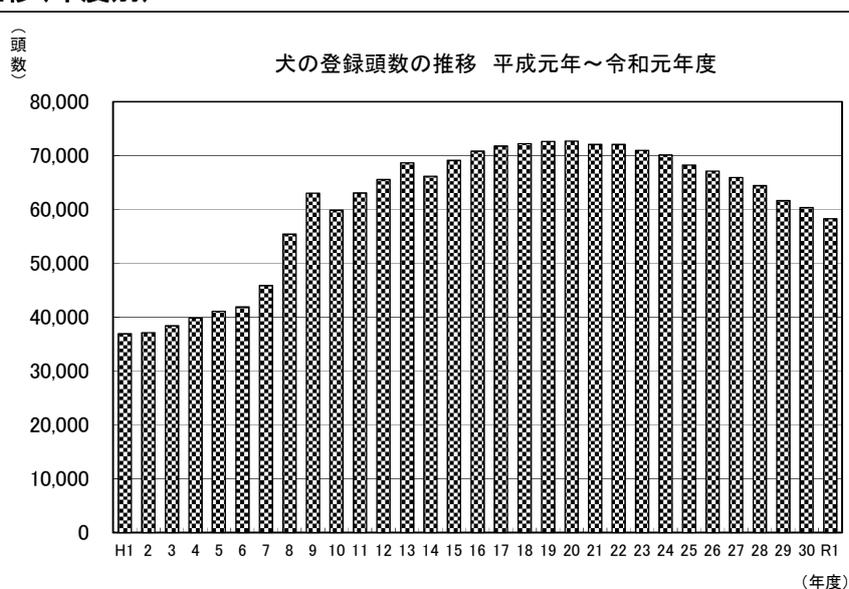
### Ⅲ-2 犬の登録、狂犬病予防注射頭数

(令和元年度)

	動物愛護センター						西部	北部	高田	県小計①	大分市②	計①+②	前年度	増減	
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥									
登録頭数	586	105	199	153	186	258	336	446	65	2,334	1,935	4,269	3,755	514	
転入頭数	85	12	17	21	23	17	33	45	16	269	250	519	443	76	
死亡転出等頭数	803	168	213	172	325	780	466	392	167	3,486	1,702	5,188	5,377	-189	
累計登録頭数	9,605	1,599	2,689	2,261	2,902	3,804	5,129	7,721	1,256	36,966	21,325	58,291	60,362	-2,071	
狂犬病 予防注射 頭数	集 合	1,288	887	666	794	656	1,738	1,223	1,593	544	9,389	792	10,181	11,129	-948
	個 別	4,081	360	954	554	132	850	2,171	2,743	393	12,238	13,624	25,862	25,402	460
	合 計	5,369	1,247	1,620	1,348	788	2,588	3,394	4,336	937	21,627	14,416	36,043	37,133	-1,090

### Ⅲ-3 登録、狂犬病予防注射の推移(年度別)

年度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数		
		集合注射	個別注射	合 計
H1	36,924	30,194	5,811	36,005
2	37,112	29,953	6,272	36,225
3	38,380	31,277	6,367	37,644
4	39,839	33,111	6,032	39,143
5	41,110	33,060	7,535	40,595
6	41,870	32,810	8,560	41,370
7	45,851	37,751	7,395	45,146
8	55,416	35,558	10,523	46,081
9	63,015	35,055	9,635	44,690
10	59,849	38,237	7,524	45,761
11	63,061	38,010	7,927	45,937
12	65,520	37,100	8,652	45,752
13	68,627	38,512	9,446	47,958
14	66,164	33,783	12,297	46,080
15	69,098	33,232	13,522	46,754
16	70,790	32,077	15,263	47,340
17	71,747	33,669	15,059	48,728
18	72,231	30,357	14,975	45,332
19	72,641	32,771	14,447	47,218
20	72,690	30,322	16,042	46,364
21	72,048	30,757	15,536	46,293
22	72,056	19,868	26,014	45,882
23	70,956	27,925	15,637	43,562
24	70,117	16,589	25,989	42,578
25	68,233	15,762	26,232	41,994
26	67,124	14,431	25,605	40,036
27	65,926	13,837	25,874	39,711
28	64,416	12,951	25,437	38,388
29	61,643	11,899	25,405	37,304
30	60,362	11,129	25,402	36,531
<b>R1</b>	<b>58,291</b>	<b>10,181</b>	<b>25,862</b>	<b>36,043</b>



注1：平成7年度から犬の登録は犬の生涯1回となった。  
 注2：平成9年度から大分市の中核市移行に伴い大分市の狂犬病予防業務は大分市保健所が実施  
 注3：平成12年度から犬の登録業務、予防注射業務は市町村で実施

### Ⅲ-4 動物による咬傷事故等の実態調査

(令和元年度)

咬傷事故の総件数	人以外の動物のみの咬傷事故の件数		咬傷犬数		咬傷犬の登録状況等				被害者数				咬傷事故発生時における犬の状況					咬傷事故発生時ににおける被害者の状況					咬傷事故発生後の犬の状況				咬傷事故発生場所										
	0	43	飼い主 判明	野犬	飼い主 判明	飼い主 不明	野犬	死亡	その他	飼い主・家族	それ以外	人以外の動物	それ以外	飼い主・家族	それ以外	飼い主・家族	それ以外	計	犬舎等にけい留中	けい留して運動中	放し飼い	野犬(放浪犬)	その他	犬に手を出した	けい留しようとした	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引取り	飼養継続	逸走	その他	犬舎等の周辺	公共の場所	その他
44	0	43	36	5	2	0	0	0	7	37	0	44	12	10	9	0	12	12	12	10	10	0	12	13	4	4	11	2	10	0	7	32	1	3	18	24	2

※ 1頭が複数の事故を起こしている事例や複数頭が1つの事故を起こしている事例があるため、咬傷事故件数や咬傷事故頭数等の合計は合致しない。

### Ⅲ-5 犬の捕獲・引取り・返還頭数

(令和元年度)

		動物愛護センター						西部	北部	高田	県小計①	大分市②	計①+②	前年度	増減	
		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥									
捕獲	成犬	42	12	11	17	9	33	47	57	32	260	159	419	384	35	
	子犬	15	2	-	6	3	-	35	6	5	72	0	72	81	-9	
	合計	57	14	11	23	12	33	82	63	37	332	159	491	465	26	
犬引取頭数	所有者有	成犬	14	4	3	14	3	4	17	9	5	73	29	102	81	-39
		子犬	-	-	-	3	-	-	-	9	-	12	2	14	17	-14
		合計	14	4	3	17	3	4	17	18	5	85	31	116	98	-53
	所有者無	成犬	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	30	-30
		子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	40	-40
		合計	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	5	70	-70
	全引取	成犬	14	4	3	14	3	4	17	9	6	74	30	104	111	-69
		子犬	0	0	0	3	0	0	0	9	0	12	5	17	57	-54
		合計	14	4	3	17	3	4	17	18	6	86	35	121	168	-123
捕獲+引取 (環境省報告 引取頭数)	成犬	56	16	14	31	12	37	64	66	38	334	189	523	495	28	
	子犬	15	2	0	9	3	0	35	15	5	84	5	89	138	-49	
	合計	71	18	14	40	15	37	99	81	43	418	194	612	633	-21	
犬返還頭数	成犬	15	6	9	13	4	16	17	33	1	114	140	254	243	11	
	子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	15	6	9	13	4	16	17	33	1	114	140	254	243	11	

### Ⅲ-6 猫の引取り・返還頭数

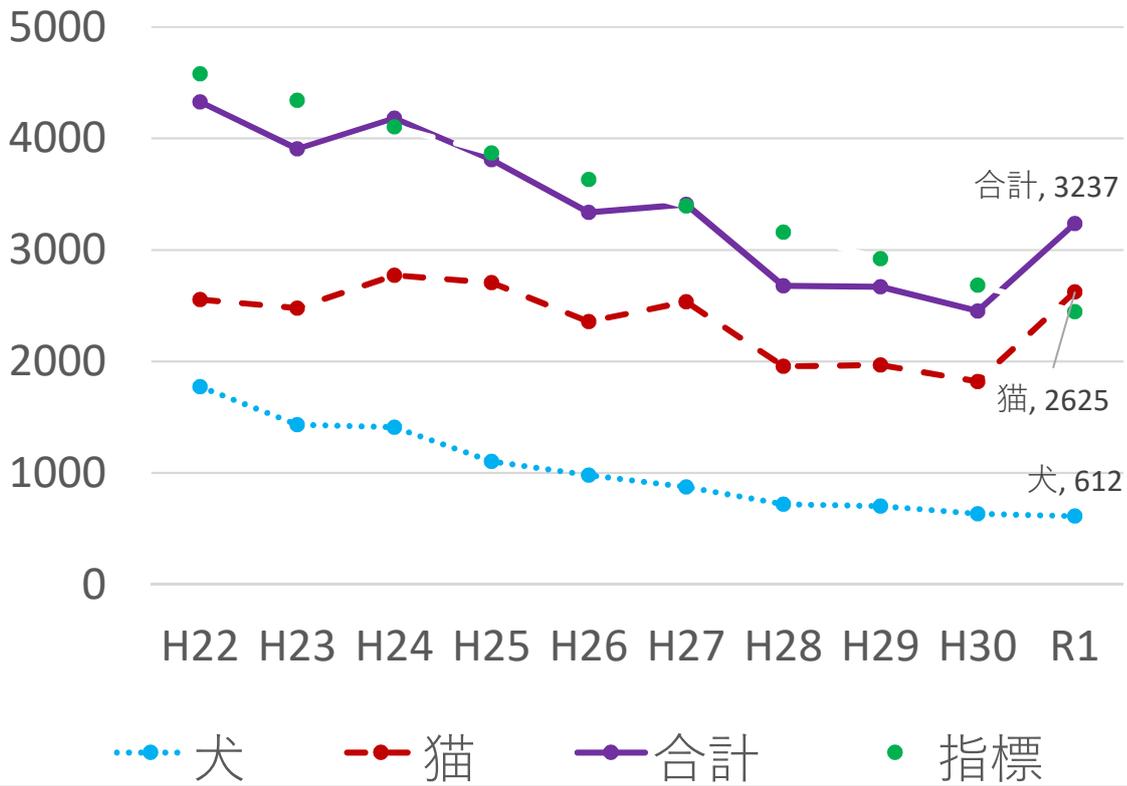
(令和元年度)

		動物愛護センター						西部	北部	高田	県小計①	大分市②	計①+②	前年度	増減	
		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥									
猫引取頭数	所有者有	成猫	54	3	22	4	28	14	29	6	-	160	100	260	163	97
		子猫	10	4	1	14	14	39	20	3	-	105	87	192	111	81
		合計	64	7	23	18	42	53	49	9	-	265	187	452	274	178
	所有者無	成猫	46	12	40	20	38	71	81	92	15	415	135	550	406	144
		子猫	177	43	102	70	80	116	157	182	41	968	655	1,623	1,140	483
		合計	223	55	142	90	118	187	238	274	56	1,383	790	2,173	1,546	627
	全引取	成猫	100	15	62	24	66	85	110	98	15	575	235	810	569	241
		子猫	187	47	103	84	94	155	177	185	41	1,073	742	1,815	1,251	564
		合計	287	62	165	108	160	240	287	283	56	1,648	977	2,625	1,820	805
猫返還頭数	成猫	1	-	2	-	2	-	-	3	-	8	4	12	2	10	
	子猫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	
	合計	1	-	2	-	2	-	-	3	-	8	5	13	2	11	

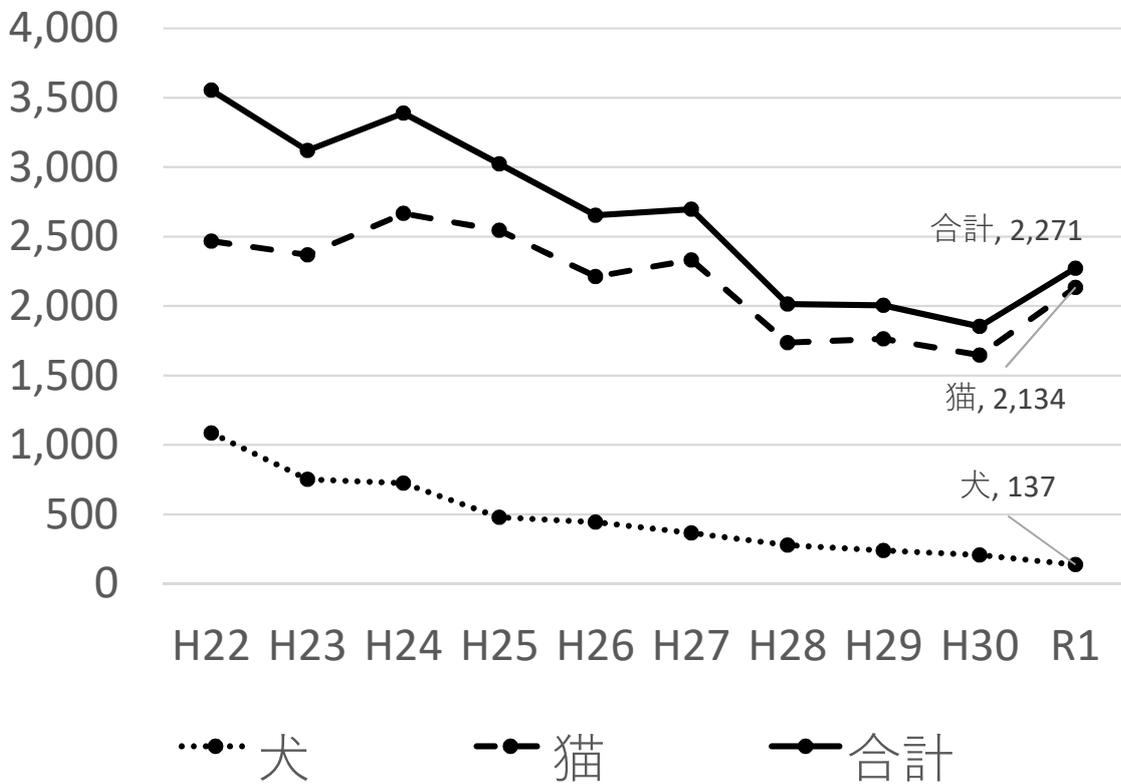
Ⅲ－７ 年度別犬猫の引取り頭数及び処分頭数(大分県全体)

年度	犬			猫			合計		
	引取頭数	処分頭数	処分率	引取頭数	処分頭数	処分率	引取頭数	処分頭数	処分率
平成16	3,472	3,120	89.9%	2,530	2,529	100.0%	6,002	5,649	94.1%
平成17	3,326	2,827	85.0%	2,461	2,461	100.0%	5,787	5,288	91.4%
平成18	3,149	2,607	82.8%	2,723	2,720	99.9%	5,872	5,327	90.7%
平成19	3,032	2,481	81.8%	2,420	2,377	98.2%	5,452	4,858	89.1%
平成20	2,381	1,747	73.4%	2,592	2,509	96.8%	4,973	4,256	85.6%
平成21	2,112	1,439	68.1%	2,285	2,219	97.1%	4,397	3,658	83.2%
平成22	1,774	1,086	61.2%	2,555	2,468	96.6%	4,329	3,554	82.1%
平成23	1,431	753	52.6%	2,477	2,368	95.6%	3,908	3,121	79.9%
平成24	1,409	724	51.4%	2,773	2,666	96.1%	4,182	3,390	81.1%
平成25	1,103	478	43.3%	2,707	2,545	94.0%	3,810	3,023	79.3%
平成26	981	443	45.2%	2,356	2,211	93.8%	3,337	2,654	79.5%
平成27	875	366	41.8%	2,534	2,332	92.0%	3,409	2,698	79.1%
平成28	720	279	38.8%	1,957	1,735	88.7%	2,677	2,014	75.2%
平成29	702	240	34.2%	1,967	1,764	89.7%	2,669	2,004	75.1%
平成30	633	207	32.7%	1,820	1,646	90.4%	2,453	1,853	75.5%
令和元	612	137	22.4%	2,625	2,134	81.3%	3,237	2,271	70.2%

### Ⅲ－８ 犬・猫の引取頭数年度別推移



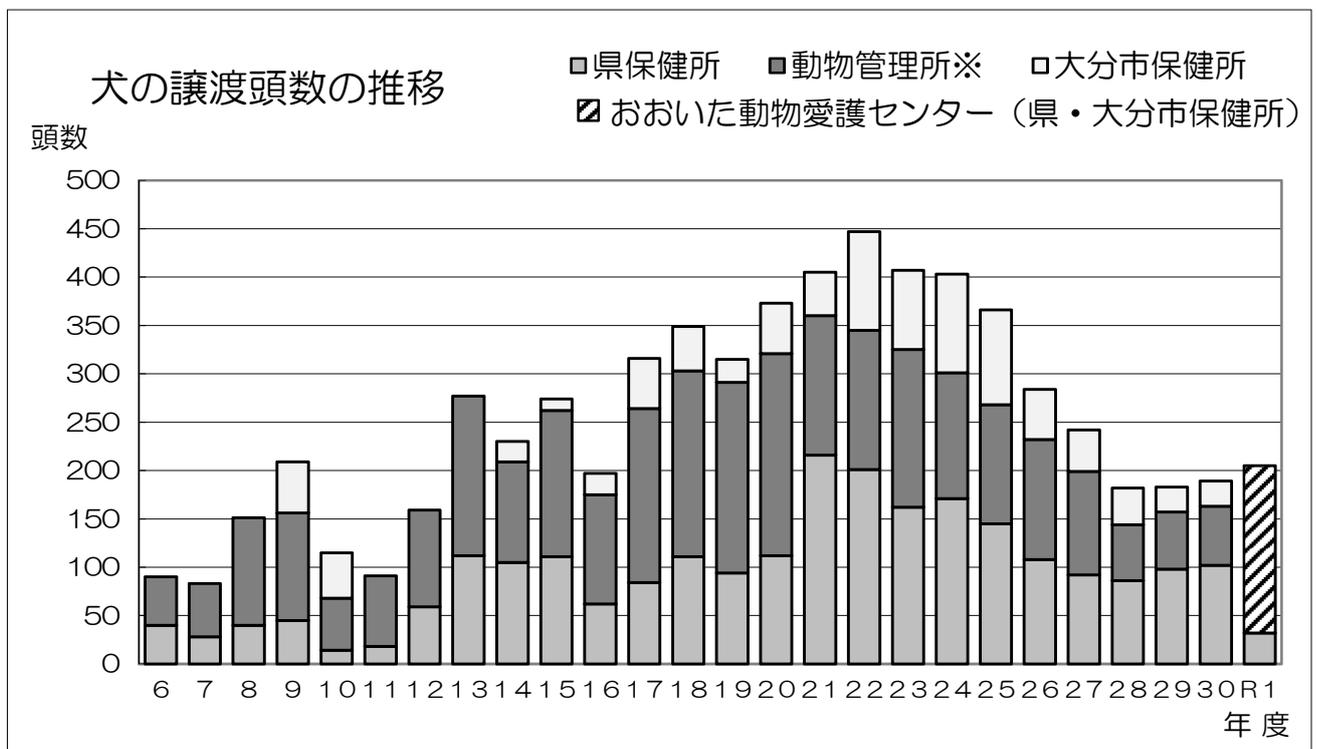
### Ⅲ－９ 犬・猫の殺処分頭数年度別推移



### Ⅲ-10 犬の譲渡実績

年度	県保健所	動物管理所※	大分市保健所	合計	累計
6	40	50	-	90	90
7	28	55	-	83	173
8	40	111	-	151	324
9	45	111	53	209	533
10	14	54	47	115	648
11	18	73	0	91	739
12	59	100	0	159	898
13	112	165	0	277	1,175
14	105	104	21	230	1,405
15	111	151	12	274	1,679
16	62	113	22	197	1,876
17	84	180	52	316	2,192
18	111	192	46	349	2,541
19	94	197	24	315	2,856
20	112	209	52	373	3,229
21	216	144	45	405	3,634
22	201	144	102	447	4,081
23	162	163	82	407	4,488
24	171	130	102	403	4,891
25	145	123	98	366	5,257
26	108	124	52	284	5,541
27	92	107	43	242	5,783
28	86	58	38	182	5,965
29	98	59	26	183	6,148
30	102	61	26	189	6,337
年度	県保健所	おおいた動物愛護センター	合計		
R1	32	173	205	6,542	

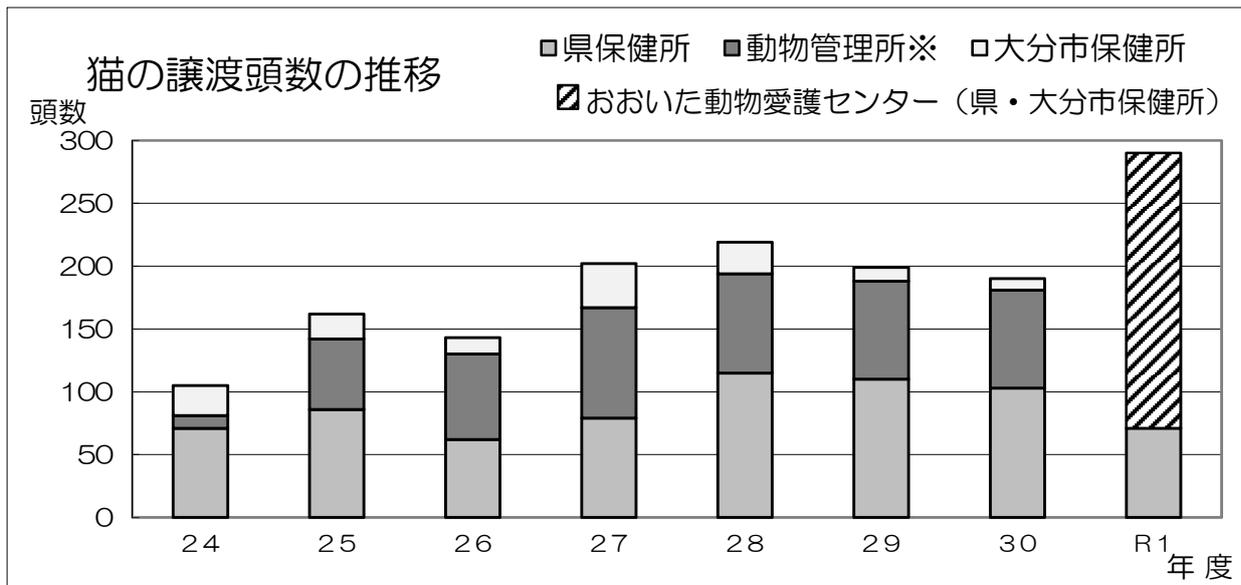
※ H30年度は2月まで動物管理所、3月からは動物愛護センター  
 県保健所は令和元(R1)年度から西部保健所、北部保健所、北部保健所豊後高田保健所分



### Ⅲ-11 猫の譲渡実績

年度	県保健所	動物管理所※	大分市保健所	合計	累計
24	71	10	24	105	
25	86	56	20	162	267
26	62	68	13	143	410
27	79	88	35	202	612
28	115	79	25	219	831
29	110	78	11	199	1,030
30	103	78	9	190	1,220
年度	県保健所	おおいた動物愛護センター	合計		
R1	71	219	290		1,510

※ H30年度は2月まで動物管理所、3月からは動物愛護センター  
 県保健所は令和元(R1)年度から西部保健所、北部保健所、北部保健所豊後高田保健所分



Ⅲ-12 犬・猫の苦情・相談件数

(令和元年度)

苦情・相談統計	動物愛護センター										県小計①	大分市②	計①+②	前年度	増減
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田						
犬	引取依頼	42	12	10	14	17	21	13	28	11	168	55	223	221	2
	捕獲依頼	46	12	10	14	10	33	59	88	17	289	51	340	312	28
	放し飼取締り	11	1	3	10	5	7	8	32	8	85	29	114	185	-71
	捨て犬	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	7	-6
	咬傷等危害発生	2	-	-	1	1	5	4	6	-	19	23	42	43	-1
	鳴き声	9	2	-	3	3	1	1	5	10	3	45	81	107	-26
	糞尿等汚物悪臭	2	3	-	-	-	2	2	7	1	17	32	49	107	-58
	行方不明等問合	68	20	19	18	11	39	31	70	12	288	110	398	416	-18
	死体収容依頼	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	73	-72
	その他	25	5	10	8	14	9	20	22	17	130	224	354	545	-191
合計	205	55	52	68	61	117	143	263	70	1,034	569	1,603	2,268	-665	
猫	引取依頼	202	47	70	50	84	102	54	55	22	686	306	992	315	677
	捕獲依頼	3	-	2	1	-	2	17	2	7	34	21	55	107	-52
	放し飼取締り	6	2	1	-	3	-	5	11	1	29	17	46	52	-6
	捨て猫	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	17	21	52	-31
	咬傷等危害発生	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鳴き声	1	-	1	-	1	1	-	2	-	6	6	12	29	-17
	糞尿等汚物悪臭	19	3	5	3	7	2	16	39	2	96	71	167	248	-81
	行方不明等問合	92	12	23	21	38	20	36	89	2	333	67	400	398	2
	死体収容依頼	-	-	-	-	-	-	2	1	1	4	2	6	1,420	-1,414
	その他	42	3	12	6	17	18	23	95	10	226	342	568	732	-164
合計	365	67	114	81	150	145	153	298	45	1,418	849	2,267	3,117	-850	
総計	570	122	166	149	211	262	296	561	115	2,452	1,418	3,870	5,385	-1,515	

※前年度の数値はセンター集約以前の保健所の数値であり、市や保健所あての死体収容依頼が計上されているため大きく変動している。

# Ⅲ-13 動物愛護教育事業

動物愛護拠点施設基本構想(平成28年12月 大分県・大分市)

- ・人と動物との関わりに関わり、命に対する責任について学ぶ学習等を広く学校に呼びかけ動物愛護センターでの動物教育、学校への出前講座等を学校、教育委員会と連携して開催できるよう進める。
- ・「人と動物」という視野にとどまらず、この教育がひいては、社会における他者、他人に対する意識の広がりをもたらし、広い意味の「命の教育」の一環として動物愛護教育を行う。

## 命の授業

### 学校

道徳や生活科の授業を利用



### 動物愛護センター

- ・少年自然の家からの帰途
- ・社会見学で九州乳業とのジョイント
- ・夏休みイベント(飼育体験教室等)

モデル校の設定と「命の授業」

- ・来館型見学(社会科等)と出張型授業(道徳等)との横断的授業による認識深化への工夫
- ・啓発ポスター等の掲示及び校長説明による啓発

目標児童数: 5,000人(R1: 3,750人)

講師: 非常勤職員(教師OB)

誘致活動: 教育委員会、学校長会で説明(H30年度)、ホームページ、来館者へちらし配布

子どもたちからの情報発信 → 不適正飼養者の減少 → 殺処分数の減少

人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会

R1

実績: 4,306人

- ① 来館型 27回 児童474名、保護者等383名
- ② 出張型 35回 児童2664名、保護者等785名
- ③ モデル校の設定と命の授業  
6小学校(横瀬、東植田、植田、佐賀関、神崎小中、のつはる)



### Ⅲ-14 大分県動物愛護フェスティバル(親子ふれあい動物フェスタ) (令和元年度)

開催月日	開催場所	参加者数
R1.9.23	おおいた動物愛護センター(大分市)	約4000人

大分市、(公社)大分県獣医師会と共催で2019親子ふれあい動物フェスタを行いました。写真コンテストや長寿犬猫の表彰、獣医師体験、警察犬・災害救助犬の紹介、グルーミング講座の啓発を行なうとともに、会場内のブースでは動物愛護ボランティア等による啓発活動を行っていただきました。



愛犬・愛猫写真コンテスト



獣医師体験



警察犬・災害救助犬の紹介

### Ⅲ-15 犬のしつけ教室

(令和元年度)

行事	開催月日	開催場所	内容	参加者
犬のしつけ教室	毎月2回	動物愛護センター	子犬コース・成犬コース ・他の犬とのコミュニケーション ・他人に触れられる 等	414人

### Ⅲ-16 大分県動物愛護推進員等の活動

(令和元年度)

行事	開催月日	開催場所	内容	推進員等参加人数
動物愛護ボランティア養成講座	R1.9.7	動物愛護センター	・大分県の動物愛護管理行政の現状 ・動物愛護センター施設紹介、見学 ・おおいた動物愛護センターボランティア規約	5人
	R1.9.29			10人
動物愛護ボランティアリーダーフォローアップ講座	R2.1.12	大分県獣医師会 会議室	・講演「動物愛護ボランティア活動事例・役割」 ・動物愛護、猫問題に関する意見交換 講師 秋葉 芳江 (長野県立大学ソーシャル・イノベーション創出センター チーフ・キュレーター)	33人
動物愛護推進員委嘱式・養成講習会	R2.2.16	動物愛護センター	委嘱状交付 養成講習会 動物愛護推進員制度について	13人
研修会・活動報告会			・動物愛護法改正の概要 ・活動報告会 ・意見交換会 助言者 秋葉 芳江	25人

Ⅲ-17 動物取扱業者の登録・届出状況

令和2年4月1日現在

	第一種動物取扱業者登録業種内訳										第二種動物取扱業者届出業種内訳							
	第一種動物取扱業者総事業所数		販売		飼育・販売業者		貸出し	訓練	展示	貸りあつせん業	譲受飼養業	業種別内訳計		業種別内訳計				
	法第23条第3項に基づく措置命令数	法第23条第1項に基づく措置命令数	法第24条第1項に基づく立入検査件数(施設数)	法第24条第1項に基づく立入検査件数	法第23条第3項に基づく措置命令数	法第23条第1項に基づく措置命令数						業種別内訳計	業種別内訳計	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示
東部	72	28	27	26	36	2	2	14	0	0	82	3	3	2	1	0	0	6
国東	11	8	6	6	3	0	0	1	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0
中部	19	8	8	8	9	0	2	2	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0
由布	20	10	8	8	8	0	2	9	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0
南部	20	9	8	7	12	1	0	2	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0
豊肥	21	14	10	9	5	0	1	3	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0
計	163	77	67	64	73	3	7	31	0	0	191	3	3	2	1	0	0	6
西部	31	15	13	11	13	0	0	6	0	0	34	2	0	1	0	0	1	2
北部	52	24	21	18	35	1	2	7	0	0	69	3	3	1	0	0	0	4
高田	9	4	3	3	4	0	0	1	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
大分市	157	79	60	47	109	3	14	17	0	0	222	0	0	0	0	0	0	0
大分県 計	412	199	164	143	234	7	23	62	0	0	525	8	6	4	1	0	1	12

Ⅲ-18 動物取扱業等に対する行政による催告、命令、立入検査、業務停止、登録取消、告発件数

令和元年度

	第一種動物取扱業者										第二種動物取扱業者				第二種動物取扱業者(法第24条の41項に基づく準用)				第二種動物取扱業者(法第24条の41項に基づく準用)				第二種動物取扱業者(法第24条の41項に基づく準用)												
	法第23条第3項に基づく措置命令数		法第23条第1項に基づく措置命令数		法第24条第1項に基づく立入検査件数(施設数)		法第24条第1項に基づく立入検査件数		法第19条に基づく業務停止命令数		法第19条に基づく登録取消命令数		法第23条第3項に基づく措置命令数		法第23条第1項に基づく措置命令数		法第24条第1項に基づく立入検査件数(施設数)		法第24条第1項に基づく立入検査件数		法第23条第3項に基づく措置命令数		法第23条第1項に基づく措置命令数		法第24条第1項に基づく立入検査件数(施設数)		法第24条第1項に基づく立入検査件数		法第23条第3項に基づく措置命令数		法第23条第1項に基づく措置命令数				
	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他	無登録営業	その他					
東部	0	0	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
国東	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中部	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
由布	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南部	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豊肥	0	0	15	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	44	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西部	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北部	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高田	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分市	0	0	62	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分県 計	0	0	62	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



## Ⅲ-21 おおいた動物愛護センター

### 1 施設概要

所在地：大分市大字廻栖野3231番地47

敷地面積：19,500㎡

建物：① 動物保護棟(約993㎡)  
犬収容頭数(56頭)、猫収容頭数(100頭)  
ふれあいホール、猫飼育モデル室、展示情報コーナー、トリミング室  
犬・猫観察室、犬・猫隔離室、犬・猫譲渡飼養室、検査室、処置室、手術室等  
② 管理棟(2,819㎡)  
事務室、図書資料室、会議室、面談室、ボランティアスペース等

付帯施設：ドッグラン(2,412㎡)、多目的広場(1,399㎡)

沿革：平成25年度 動物愛護推進体制あり方検討会設置  
平成26年度 動物愛護拠点施設調査検討委員会設置  
平成27年度 大分県・大分市動物愛護拠点施設共同設置検討協議会設置  
動物愛護センター基本構想策定  
平成28年度 知事と大分市長で共同設置・運営の基本的事項について合意・確認  
平成29年度 建設工事着工  
平成30年度 「おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例」の制定  
知事と大分市長で「おおいた動物愛護センター管理運営に関する協定書」締結  
工事完了(H31.1)  
おおいた動物愛護センター開所(H31.2.17)



### 2 施設の役割

大きな4つの趣旨

- ① 責任ある飼育の指導と啓発
- ② 動物福祉の教育と共生意識の醸成
- ③ 収容犬・猫の返還や譲渡
- ④ 災害等緊急時、被災動物の避難救護活動拠点

業務の内容

犬の引取・捕獲・収容・返還、猫の引取・収容・返還、犬・猫等の苦情・相談、  
負傷動物の収容・治療、犬・猫の譲渡・事前審査・講習会  
咬傷事故調査・健康観察・飼主指導、狂犬病対策、動物由来感染症対策  
動物愛護教育、動物愛護啓発等

### 3 行財政改革の取組

- ・ドッグラン及び多目的広場の指定管理者制度の導入  
指定管理者：九州乳業株式会社（平成31年2月1日～令和3年3月31日）
- ・ドッグラン及び多目的広場のネーミングライツの導入  
協賛スポンサー：九州乳業株式会社（平成31年2月1日～令和3年3月31日）  
愛称：ドッグラン「みどりのドッグラン」 多目的広場「みどりの広場」

Ⅲ-22 化製場及び魚介類等製造貯蔵施設・死亡獣畜取扱場・畜舎及び家きん舎の施設数

(令和2年3月31日現在)

区分	保健所	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県合計	大分市	合計	平成30年度
		施設実数												
化製場	施設実数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	皮革	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	にかわ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肥料	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	飼料	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類等製造施設	-	-	-	-	2	2	2	-	1	-	5	2	7	7
貯蔵施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死亡獣畜	施設実数	-	-	-	2	-	-	-	2	-	4	-	4	4
	解体	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	埋却	-	-	-	2	-	-	-	1	-	3	-	3	3
	焼却	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	施設実数	2	1	-	9	-	-	-	2	2	6	-	22	22
畜舎家きん舎	牛	-	1	-	7	-	-	-	-	2	10	-	10	14
	馬	1	-	-	-	-	-	-	1	1	3	-	3	2
	豚	-	-	-	1	-	-	-	-	2	3	-	3	4
	めん羊・山羊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	犬	21	-	-	1	-	-	2	-	1	25	2	27	8
	鶏・あひる	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 【食品衛生班の業務】

### IV 食品安全・安心対策

令和元年の食中毒発生件数は6件であった。6月には腸管出血性大腸菌による食中毒が発生し、生肉の処理における取扱いが原因であったため、管内の焼肉店を重点に監視指導を強化するよう各保健所に通知を発出した。

また、令和元年9月にはラグビーワールドカップ2019™が開催された。保健所では、大規模イベントの食品衛生対策として関係者宿泊施設及び試合会場食品取扱事業者向けに講習会や監視指導の強化を行った。その結果、開催期間中に食中毒の発生は無く、大会は盛大の内に終了した。

食の安全・安心を揺るがす事件はいまだ発生している中、東京オリンピック・パラリンピックに向けて食の安全・安心に対する信頼性の確保が課題となっている。

本県においては、平成17年4月には施策の基本となる事項を定めるとともに計画的に推進し、県民の健康の保護及び食生活の向上を図ることを目的とした「大分県食の安全・安心推進条例」を施行した。平成30年3月には、施策の計画的な推進を図るため、①生産から消費までの一貫した食品の安全性の確保、②生産段階における取組の充実強化、③関係者の相互理解による信頼関係の確立と県民との協働の3つの視点を柱にした「第5次・大分県食品安全行動計画」を策定し、平成30年度から令和4年度までの5カ年の事業を計画的に実施している。

食の安全・安心確保対策については、「食の安全確保・食育推進本部食の安全確保推進幹事会（平成15年9月設置）」を中心に、食に関する総合的かつ効果的な安全施策の推進を行っている。また、生産・製造者・流通・販売者、消費者等の県民が参加する「食品安全推進県民会議（平成15年9月設置）」を開催し、県民の声を施策に反映させ、食に関する情報の共有と相互理解と正しい認識の醸成を図っている。

平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月までに全ての食品等事業者を対象として、HACCPに沿った衛生管理が義務化された。そのため、大分県では「HACCP推進事業」を「おおいたHACCPトータル支援事業」に格上げし、事業者団体と協力し事業者の導入支援を図っている。

令和元年度の主な事業

## 1 食の安全・安心推進事業

- (1) ふぐ処理等の衛生確保
- (2) 腸管出血性大腸菌・ノロウイルス食中毒対策
- (3) 大規模食中毒対策
- (4) 食中毒防止の普及啓発
- (5) 県内流通食品検査の実施

## 2 食の安全安心確保体制の運営

- (1) 食の安全確保・食育推進幹事会運営
- (2) 食品安全推進県民会議運営

## 3 輸出食品対策

- (1) 認定取得の対策
- (2) 認定後の対策

---

## 【参考】 令和2年度の主な事業

### 1 食の安全確保対策事業

- (1) 広域食中毒への対応強化

県内で広域的な食中毒が発生した場合、食中毒調査・検査の迅速化が特に重要であるため、保健所にタブレットを配備し、遠隔地の調査現場でも情報共有を可能にするとともに、検査体制の整備を充実させ、早期の原因特定、排除を行うことで、被害拡大を防止する。

- (2) 食物アレルギー対策

アレルギー物質を含む食品による健康被害の発生を未然に防止するため、食品等事業者に対し、適正表示の徹底について指導するとともに、表示義務の免除されている飲食店等にも食物アレルギー対策を進めるために食物アレルギー研修会を実施する。また、外国人でもわかりやすい食品原材料の情報提供について、リーフレットを作成し飲食店等での取組を支援する。

### 2 食の安心確保対策事業

- (1) 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供

県庁ホームページ・フェイスブック・安全安心メールを利用して、食中毒防止の情報や他都道府県等からの自主回収情報の提供を行う。

- (2) 県内流通食品検査の実施

県内で流通している食品について、規格基準や残留農薬等の検査を実施して安全・安心の確保を図る。

### 3 食中毒防止事業

#### (1) HACCPの普及・推進

HACCPに沿った衛生管理の導入を支援するため県内各地でワークショップ型セミナーを開催するとともにモデル事業を実施していく。また、民間指導者と協力し、施設の立入を実施しHACCPの適切な実施を指導する。

#### (2) 食中毒防止普及啓発の徹底

カンピロバクター等の食中毒予防啓発を図るためリーフレットを配布し、監視や講習会等で活用する。

#### (3) ふぐ処理等の衛生確保

大分県食の安全・安心推進条例第3節の規定に基づき、ふぐ処理者の登録、ふぐ処理施設の届出などを推進するとともに、ふぐ中毒防止強化月間（10月）を中心に県下一斉での立入や魚種の鑑別を視野に入れた監視等の取組を行い、ふぐ処理の衛生確保を図る。

#### (4) 腸管出血性大腸菌・ノロウイルス食中毒対策

腸管出血性大腸菌対策として、と畜場における衛生対策を推進する。食肉卸、焼肉店における衛生確保や生野菜等についても県の指導基準に基づき指導を行う。消費者対策として、わかりやすい読本を作成し、冬期に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、ノロウイルス食中毒注意報を発令するとともに、リーフレットを作成し、食品事業者・給食施設等へ配布・指導する。

### 4 食の安全安心確保体制の運営

#### (1) 食の安全確保・食育推進本部食の安全確保推進幹事会運営

「食の安全確保・食育推進本部食の安全確保推進幹事会」を中心に、食に関する総合的かつ効果的な安全施策を推進するとともに、緊急時には食の安全及び安心の確保を図る。

#### (2) 食品安全推進県民会議運営

県民の代表で構成する「食品安全推進県民会議」を開催するとともに、県内の生産・製造の現場視察を実施し、消費者、生産・製造者等の立場からの意見を聴き、施策に反映させるとともに、食に関する情報の共有、相互理解及び協力の推進を図る。

### 5 輸出食品対策

(1) 対EU輸出水産食品は、要件として施設が厚生労働省の事前承認を受けて、都道府県知事の登録又は認定を受ける必要がある。県内では1施設が認定を受け指名食品衛生監視員による指導を行っている。

(2) 対米輸出食肉は、要件として施設が厚生労働省の認定を受ける必要がある。大分県内のと畜場が平成31年4月に厚生労働省の認定を受けたことから、認定要綱に基づく指導を大分県食肉衛生検査所が実施している。

#### IV-1 大分県食の安全確保・食育推進本部関係会議の開催状況

##### 1 大分県食の安全確保推進幹事会

年 月 日	内 容	備 考
令和元年 6月10日	(1)食の安全・安心確保推進体制 ・食の安全・安心確保に関する推進体制について ・食の安全・安心確保に関する緊急情報・事務処理要領について (2)各課の事業 ・第5次大分県食品安全行動計画実施状況（平成30年度）について (3)令和元年度の取組みについて (4)その他 ・ラグビーワールドカップ2019食品事故防止について	第1回会議

#### IV-2 大分県食品安全推進県民会議の開催状況

年 月 日	内 容	備考
令和元年 7月12日	場所：大分県水産会館館 大会議室 議題： (1)第5次大分県食品安全行動計画について (2)食の安全・安心確保に関する事業 ・平成30年度の取組状況について ・令和元年度食の安全安心確保に関する取組について (3)その他 ・ラグビーワールドカップ2019食品事故防止について	第1回会議 委員17名
令和元年 11月26日	場所：大分県水産会館 大会議室 議題： (1)第5次大分県食品安全行動計画（平成30年度の取組状況）について (2)HACCPに沿った衛生管理の制度化について (3)食肉由来の食中毒対策について	第2回会議 委員17名
令和2年 3月10日	GAP及びHACCP実施施設の現地視察 新型コロナウイルス感染症の影響で中止	

## IV-3 食の安全こども教室

### 1 目的

未来を担う子ども達に対して、食の安全・安心に関する学習会を実施することにより、食の安全・安心に関する正しい理解、知識、技術の習得を図る。

### 2 対象

県内の保育所、幼稚園、小学校を対象に実施する。

### 3 テーマ（例）

- ・手の洗い方を勉強しよう  
（手洗いチェッカー・手洗い戦隊あらうンジャー・手洗いマンボ等）
- ・食中毒を起こす菌について学ぼう
- ・ノロウイルスのやっつけ方を知ろう
- ・お肉の生食・生焼けの危険性を知ろう
- ・加熱調理時の中心温度を計ってみよう

### 4 実施機関

地 域	実施機関名（所在地等）
大分市	大分県生活環境部食品・生活衛生課 （大分市大手町3-1-1、tel:097-506-3056、fax:097-506-1734）
別府市 杵築市 日出町	東部保健所 （別府市大字鶴見字下田井14-1、tel:0977-67-2511、fax:0977-67-2512）
国東市 姫島村	東部保健所国東保健部 （国東市国東町安国寺786-1、tel:0978-72-1127、fax:0978-72-3073）
臼杵市 津久見市	中部保健所 （臼杵市大字臼杵字洲崎72-34、tel:0972-62-9171、fax:0972-62-9173）
由布市	中部保健所由布保健部 （由布市庄内町柿原337-2、tel:097-582-0660、fax:097-582-0691）
佐伯市	南部保健所 （佐伯市向島1-4-1、tel:0972-22-0562、fax:0972-25-0206）
竹田市 豊後大野市	豊肥保健所 （豊後大野市三重町市場934-2、tel:0974-22-0162、fax:0974-22-7580）
日田市 九重町 玖珠町	西部保健所 （日田市田島2-2-5、tel:0973-23-3133、fax:0973-23-3136）
中津市 宇佐市	北部保健所 （中津市中央町1-10-42、tel:0979-22-2210、fax:0979-22-2211）
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部 （豊後高田市是永町39、tel:0978-22-3165、fax:0978-22-2684）

IV-4 令和元年度 食の安全こども教室実施状況

実施回数:29回 参加者数:1160名

実施機関	実施日時	実施小学校等	学年	生徒数	実施したテーマ
東部保健所	8月19日(月) 10:00~11:00	中央こども園	5歳児	40名	手洗いの大切さについて (別府溝部学園短期大学幼児教育学科 手洗い隊と実施)
	8月21日(水) 10:00~11:00	別府あいむ保育園	3~5歳児	21名	
	8月22日(木) 10:00~11:00	日出やまとこども園	3~5歳児	76名	
	9月4日(水) 10:15~11:15	春木保育園	4, 5歳児	16名	
	9月12日(木) 10:30~11:30	藤原幼稚園	5歳児	9名	
	9月18日(水) 10:15~11:15	青山保育所	4, 5歳児	33名	
	7月11日(木) 10:00~11:00	明星幼稚園	5歳児	49名	
	8月23日(金) 10:00~11:00	立石こども園	3~5歳児	24名	
	9月17日(火) 10:00~11:00	守江幼稚園	5歳児	4名	
	10月8日(火) 10:00~11:00	こぼと保育園	4, 5歳児	15名	
	10月16日(水) 10:00~11:00	くすのき保育園	3~4歳児	10名	
	10月18日(金) 10:00~11:00	川崎幼稚園	5歳児	41名	
国東保健部	2月12日(水) 9:20~11:00	むさしこども園	3~5歳児	95名	・手洗いに関する紙芝居(パワーポイント) ・手洗いチェッカー ・手洗い方法練習
由布保健部	6月28日(金) 9:45~10:45	みずほ保育園	4, 5歳児	43名	・手洗い戦隊あらうんジャー 手洗いのタイミング、目的等について説明 手洗いバラバラ 手洗いチェッカー
由布保健部	8月22日(木) 9:30~10:30 10:30~11:30	由布川児童クラブ	小学校1、2年	90名	・手洗い戦隊あらうんジャー 手洗いのタイミング、目的等について説明 手洗いバラバラ 手洗いチェッカー その他(ハンカチの衛生的な使い方、咳エチケット等)
由布保健部	8月30日(金) 9:30~10:30	西庄内保育所	4, 5歳児	23名	・手洗いのタイミング、目的等について説明 ・手洗いバラバラ ・手洗いチェッカー
西部保健所	7月8日(月) 10:30~11:30	三隈幼稚園	4, 5歳児	37名	手の洗い方を勉強しよう (紙芝居、あわあわ手洗いの歌、手洗いチェッカー)
西部保健所	9月26日(木) 10:00~11:00	五馬保育園	3~5歳児	14名	手の洗い方を勉強しよう (紙芝居、あわあわ手洗いの歌、手洗いチェッカー)
北部保健所	6月13日(木) 10:00~11:00	如水こども園	3~5歳児	63名	・手洗いに関するクイズ ・紙芝居 ・手洗いチェッカー
	7月4日(木) 10:30~11:30	両川こども園	3~5歳児	40名	・手洗いに関するクイズ ・紙芝居 ・手洗いチェッカー
	7月16日(火) 9:30~10:30	慈光保育園	3~5歳児	66名	・手洗いに関するクイズ ・紙芝居 ・手洗いチェッカー
	7月30日(火) 13:30~14:30	若草こども園	4, 5歳児	27名	・食の安全に関するクイズ ・手洗いDVD ・手洗いチェッカー
豊後高田保健部	7月29日(月) 10:00~11:00	わこう児童クラブ	1~6歳児	40名	手洗い指導(手洗いチェッカー、手洗い歌) 食育・食中毒防止〇×クイズ
	7月31日(水) 10:00~11:00	和光保育園	3~5歳児	72名	手洗い指導(手洗いチェッカー、手洗い歌) 食育・食中毒防止動画
	8月1日(木) 10:30~11:30	都甲っ子のびのびクラブ	1~6歳児	19名	手洗い指導(手洗いチェッカー、手洗い歌) 食育・食中毒防止〇×クイズ
	8月2日(金) 10:00~11:00	たかだ児童クラブ	1~6歳児	100名	手洗い指導(手洗いチェッカー、手洗い歌) 食育・食中毒防止〇×クイズ
	8月5日(月) 10:30~11:30	封戸保育園	3~5歳児	33名	手洗い指導(手洗いチェッカー、手洗い歌) 食育・食中毒防止動画
	8月6日(火) 10:00~12:00	河内保育園	3~5歳児	30名	手洗い指導(手洗いチェッカー、手洗い歌) 食育・食中毒防止動画
	8月16日(金) 10:00~11:00	かかじ児童クラブ	1~6歳児	30名	手洗い指導(手洗いチェッカー、手洗い歌) 食育・食中毒防止〇×クイズ

#### IV-5 令和元年度ふぐ処理者新規講習会受講者

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県外	合計	大分市	県合計
講習会受講者数	6	1	2	2	7	1	1	3	0	0	23	13	36

#### IV-6 令和元年度ふぐ処理者更新講習会受講者

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県外	合計	大分市	県合計
講習会受講者数	19	2	8	4	4	0	0	2	0	0	39	21	60

#### IV-7 ふぐ処理施設届出済数

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	合計	大分市	県合計
飲食店	90	30	41	29	33	12	22	37	9	303	136	439
魚介類販売業	47	10	12	5	29	7	13	30	4	157	54	211
魚介類加工業	0	1	2	0	3	0	0	0	0	6	0	6
合計	137	41	55	34	65	19	35	67	13	466	190	656

IV-8 令和元年食中毒事件一覧表

No	発生場所	発生日	摂食者数	患者数	死者	病因物質	原因食品	原因施設	行政処分 日数	自主休業 日数
1	大分市	3/22	4	4	0	クドア・セブテンブククタータ	ヒラメ刺身(推定)	飲食店(一般)	—	—
2	日田市	4/14	10	9	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店(一般)	1	2
3	大分市	5/5	9	8	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	2
4	宇佐市	6/23	71	15	0	腸管出血性大腸菌	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	1
5	大分市	10/25	183	33	0	黄色ブドウ球菌	弁当	飲食店(そうざい)	2	4
6	大分市	12/14	92	57	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	2	
計			369	126	0					

【全国の食中毒発生状況】

令和 元年：1,061件、患者数13,018人、死亡者 4人  
 平成30年：1,330件、患者数17,282人、死亡者 3人  
 平成29年：1,014件、患者数16,464人、死亡者 3人  
 平成28年：1,139件、患者数20,252人、死亡者14人  
 平成27年：1,202件、患者数22,718人、死亡者 6人

IV-9 年次別食中毒発生状況

年次	大 分 県				全 国			
	事件数	患者数	罹患率 (人口10万人対)	死者数	事件数	患者数	罹患率 (人口10万人対)	死者数
H22	18 (8)	594 (173)	49.8	0	1,254	25,972	20.3	0
H23	9 (4)	97 (28)	8.1	0	1,062	21,616	16.9	11
H24	12 (5)	172 (82)	14.4	0	1,100	26,699	20.8	11
H25	9 (4)	604 (41)	50.5	0	931	20,802	16.2	1
H26	6 (1)	156 (82)	13.2	0	976	19,355	15.1	2
H27	6 (1)	64 (4)	5.5	0	1,202	22,718	17.7	6
H28	6 (1)	298 (158)	25.7	0	1,139	20,252	15.8	14
H29	12 (4)	206 (91)	17.9	0	1,014	16,464	13.0	3
H30	21 (6)	316 (84)	27.7	0	1,330	17,282	13.6	3
R1	6 (4)	126 (102)	11.1	0	1,061	13,018	10.3	4

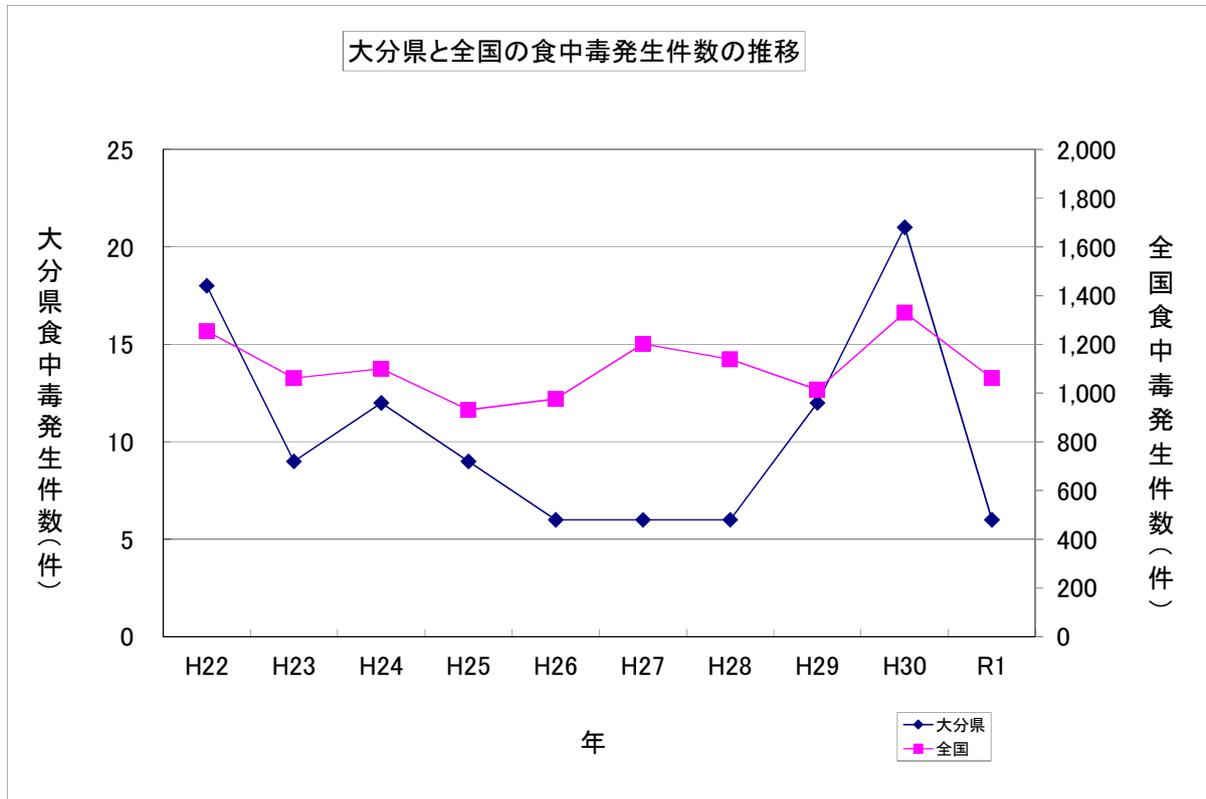
令和元年10月1日現在大分県人口

1,133,970 人 (大分県企画振興部統計調査課)

令和元年10月1日現在総人口

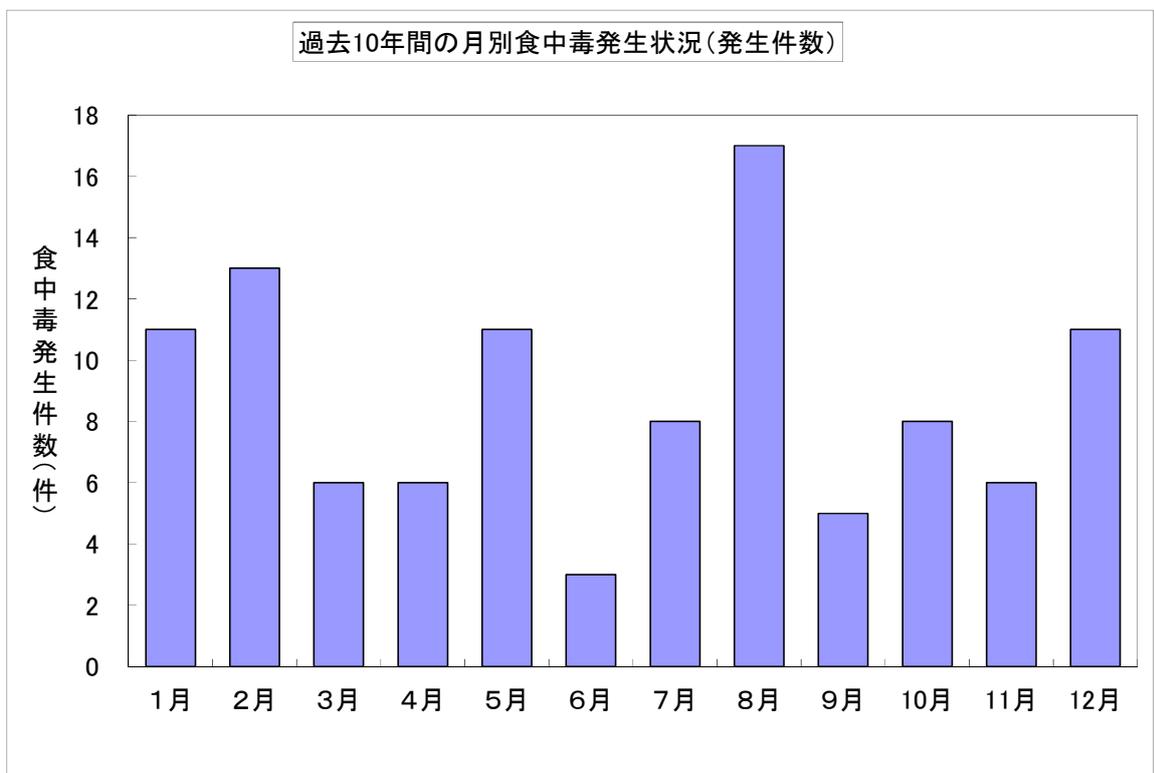
126,167,000 人 (総務省統計局)

( ) は大分市分再掲



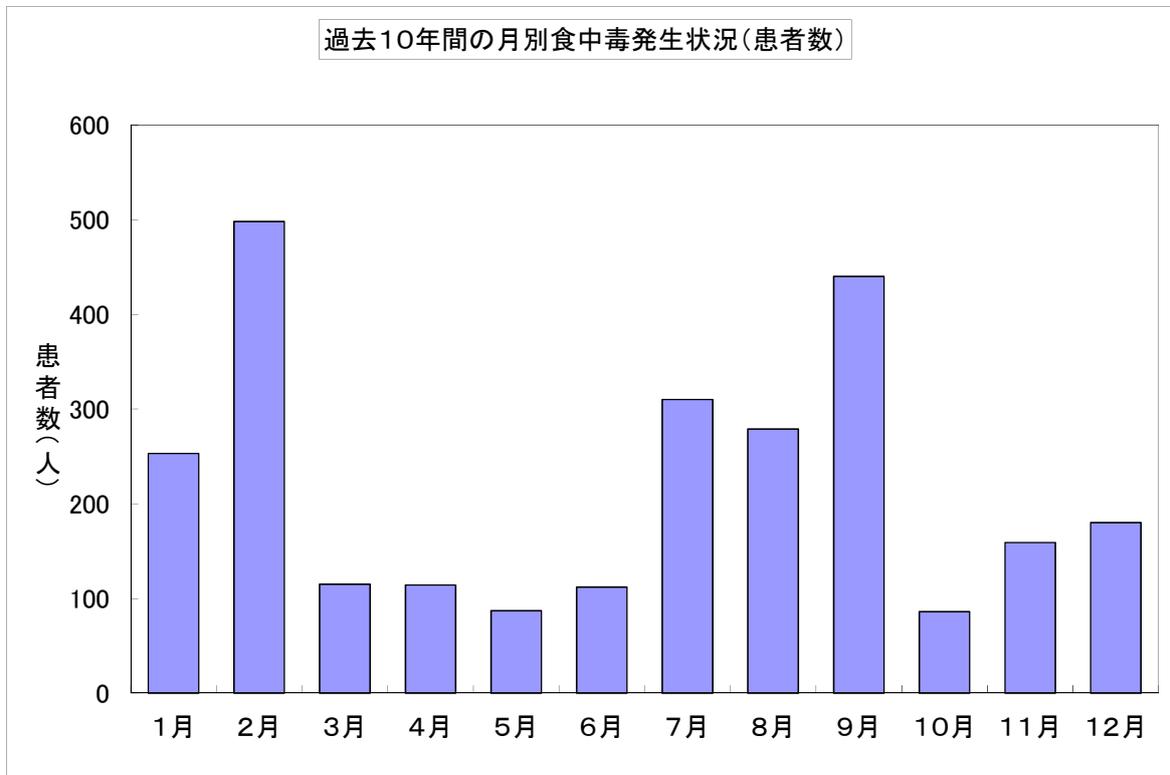
IV-10 過去10年間の月別食中毒発生状況（発生件数）

年/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H22	1				2	1	3	6	1	2	2		18
H23	1		2		2			2		1	1		9
H24	2			1			1	1	1		1	5	12
H25	1	3	1					2	1			1	9
H26	1	1	1			1				1		1	6
H27	1	1					1	1	1			1	6
H28	1	2			1			2					6
H29		4			1			1	1	3	1	1	12
H30	3	2	2	4	4		2	2			1	1	21
R1				1	1	1	1			1		1	6
計	11	13	6	6	11	3	8	17	5	8	6	11	105
%	10.5	12.4	5.7	5.7	10.5	2.9	7.6	16.2	4.8	7.6	5.7	10.5	100.0



IV-1 1 過去10年間の月別食中毒発生状況（患者数）

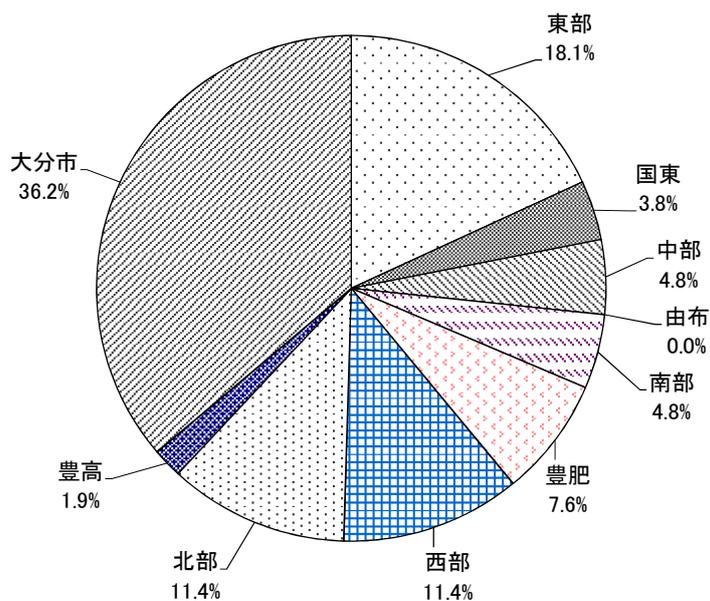
年/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H22	11				9	15	274	96	29	34	126		594
H23	12		27		18			22		2	16		97
H24	42			21			3	5	8		1	92	172
H25	4	91	33					67	396			13	604
H26	57	14	1			82				1		1	156
H27	29	15					4	7	2			7	64
H28	55	192			14			37					298
H29		158			12			8	5	16	4	3	206
H30	43	28	50	84	26	0	29	37	0	0	12	7	316
R1			4	9	8	15				33		57	126
計	253	498	115	114	87	112	310	279	440	86	159	180	2,633
%	9.6	18.9	4.4	4.3	3.3	4.3	11.8	10.6	16.7	3.3	6.0	6.8	100.0



IV-12 過去10年間の保健所管内別食中毒発生状況（発生件数）

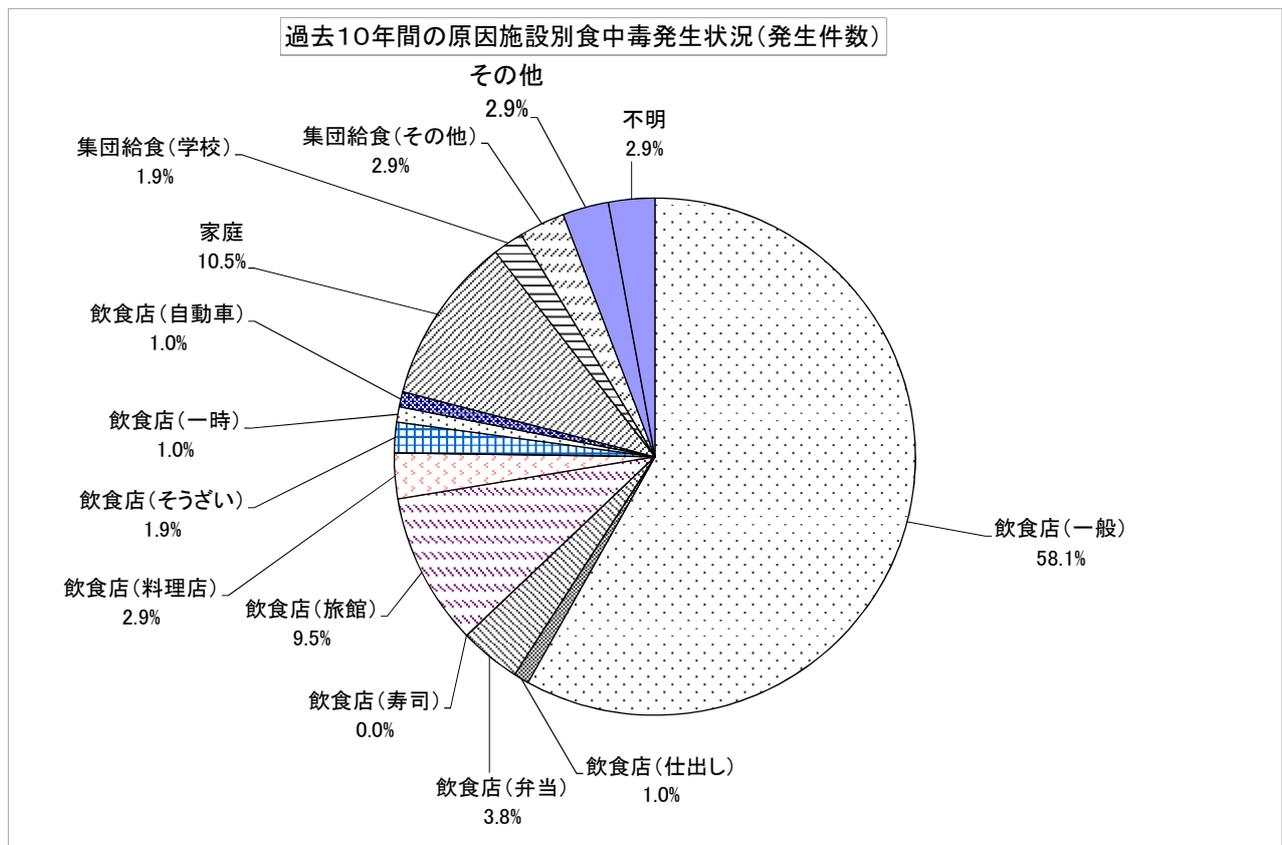
年次	保健所管内別食中毒発生状況										計
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	大分市	
H22	3		2			1	2	1	1	8	18
H23					1	2	1	1		4	9
H24	1	2	1			1		1	1	5	12
H25	2	1					2			4	9
H26			1		1	1		2		1	6
H27	1				1		2	1		1	6
H28	3	1					1			1	6
H29	2				2	1		3		4	12
H30	7		1			2	3	2		6	21
R1							1	1		4	6
計	19	4	5	0	5	8	12	12	2	38	105
%	18.1	3.8	4.8	0.0	4.8	7.6	11.4	11.4	1.9	36.2	100.0

過去10年間の保健所管内別食中毒発生状況(発生件数)



IV-13 過去10年間の原因施設別食中毒発生状況（発生件数）

年次	飲食店									家庭	集団給食			その他	不明	計
	一般	仕出し	弁当	寿司	旅館	料理店	そうざい	一時	自動車		学校	その他	寮			
H22	9		1		1					3		1			3	18
H23	7									1		1				9
H24	8									2	1	1				12
H25	3		1		2	2								1		9
H26	2				2					1				1		6
H27	4				1									1		6
H28	1		1		3					1						6
H29	9	1			1					1						12
H30	13		1			1	1	1	1	2	1					21
R1	5						1									6
計	61	1	4	0	10	3	2	1	1	11	2	3	0	3	3	105
%	58.1	1.0	3.8	0.0	9.5	2.9	1.9	1.0	1.0	10.5	1.9	2.9	0.0	2.9	2.9	100.0

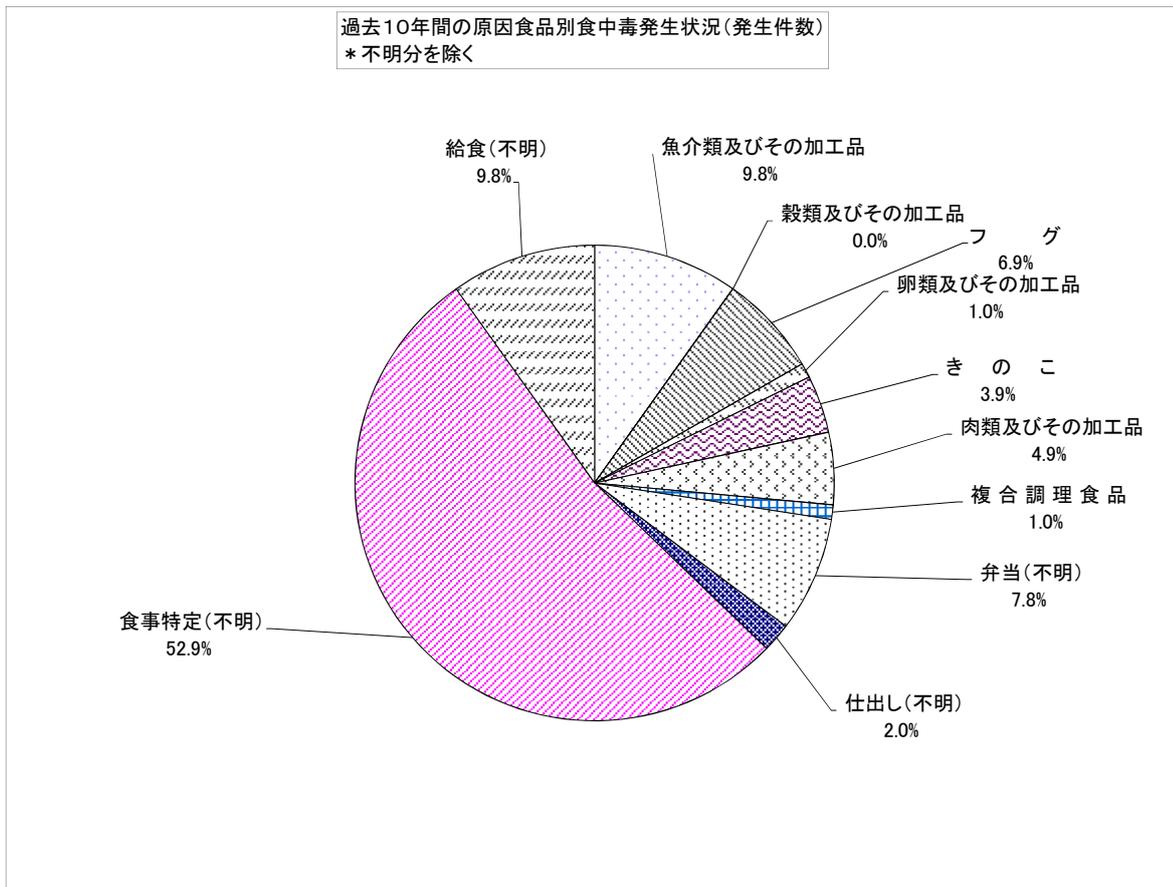


IV-14 過去10年間の原因食品別食中毒発生状況（発生件数）

原因食品												計	%	%*
食品分類	食品例	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1			
魚介類及びその加工品	刺身、寿司、ウニ、鮭、スッポン				4		1	1		3	1	10	9.5	9.8
穀類及びその加工品	おにぎり、五目ずし、ちらし寿司、おはぎ											0	0.0	0.0
フグ	コモン、クサ、ヒガン、ナシ、シヨウサイカ			2		3		1		1		7	6.7	6.9
卵類及びその加工品	卵焼き、オムレツ、あわゆき、パパロア	1										1	1.0	1.0
野菜及びその加工品	漬物											0	0.0	0.0
きのこ	ツキヨタケ、コブ、イヌシメジの近縁種		1				1		1	1		4	3.8	3.9
肉類及びその加工品	ローストビーフ、焼肉、鶏タタキ	4									1	5	4.8	4.9
複合調理食品	冷麺、しゅうまい、焼きそば	1										1	1.0	1.0
その他	チョウセンアサガオ、飲用水、クワズイモ											0	0.0	0.0
その他	弁当（不明）	2	1		1	1		1		1	1	8	7.6	7.8
	仕出し（不明）	1							1			2	1.9	2.0
	折り詰め（不明）											0	0.0	0.0
	食事特定（不明）	6	7	8		2		3	10	15	3	54	51.4	52.9
	給食（不明）			2	4		4					10	9.5	9.8
	不明	3										3	2.9	
計		18	9	12	9	6	6	6	12	21	6	105	100.0	

注) 原因食品が複数の事件があるので、事件数とは一致しない。

\* 不明を除いた件数の合計を100とした場合の%

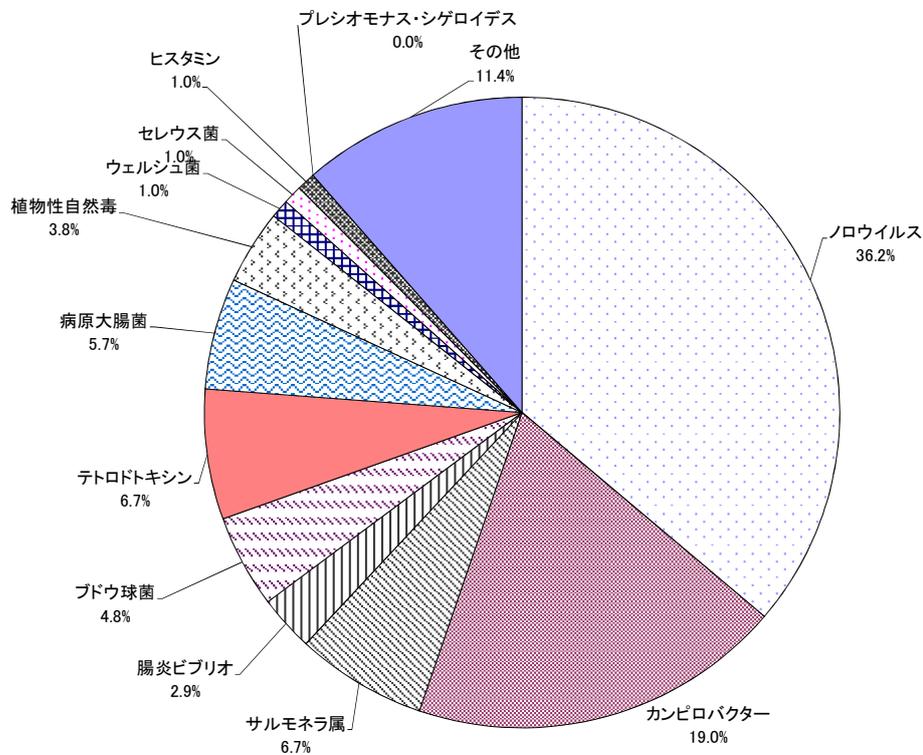


IV-15 過去10年間の病因物質別食中毒発生状況（発生件数）

年次	事件数	細菌性病原因物質											ウイルス性病原因物質	その他の病原因物質			計
		腸炎ビブリオ	ブドウ球菌	サルモネラ属菌	カンピロバクター	病原大腸菌	プレシオモナス・シゲロイデス	ウェルシュ菌	セレウス菌	ノロウイルス	テトロドトキシン	ヒスタミン		植物性自然毒	その他		
H22	18	3	1	6	5					2				1	18		
H23	9				3	2				2			1	1	9		
H24	12				2	1		1		5	2			1	12		
H25	9					1			1	5				2	9		
H26	6		1							2	3				6		
H27	6				1	1				3			1		6		
H28	6		1							4	1				6		
H29	12			1	4					4			1	2	12		
H30	21		1		4					9	1	1	1	4	21		
R1	6		1		1	1				2				1	6		
計	105	3	5	7	20	6	0	1	1	38	7	1	4	12	105		
%		2.9	4.8	6.7	19.0	5.7	0.0	1.0	1.0	36.2	6.7	1.0	3.8	11.4	100.0		

注) 病因物質が複数の事件があるので、事件数と病因物質計は一致しない。

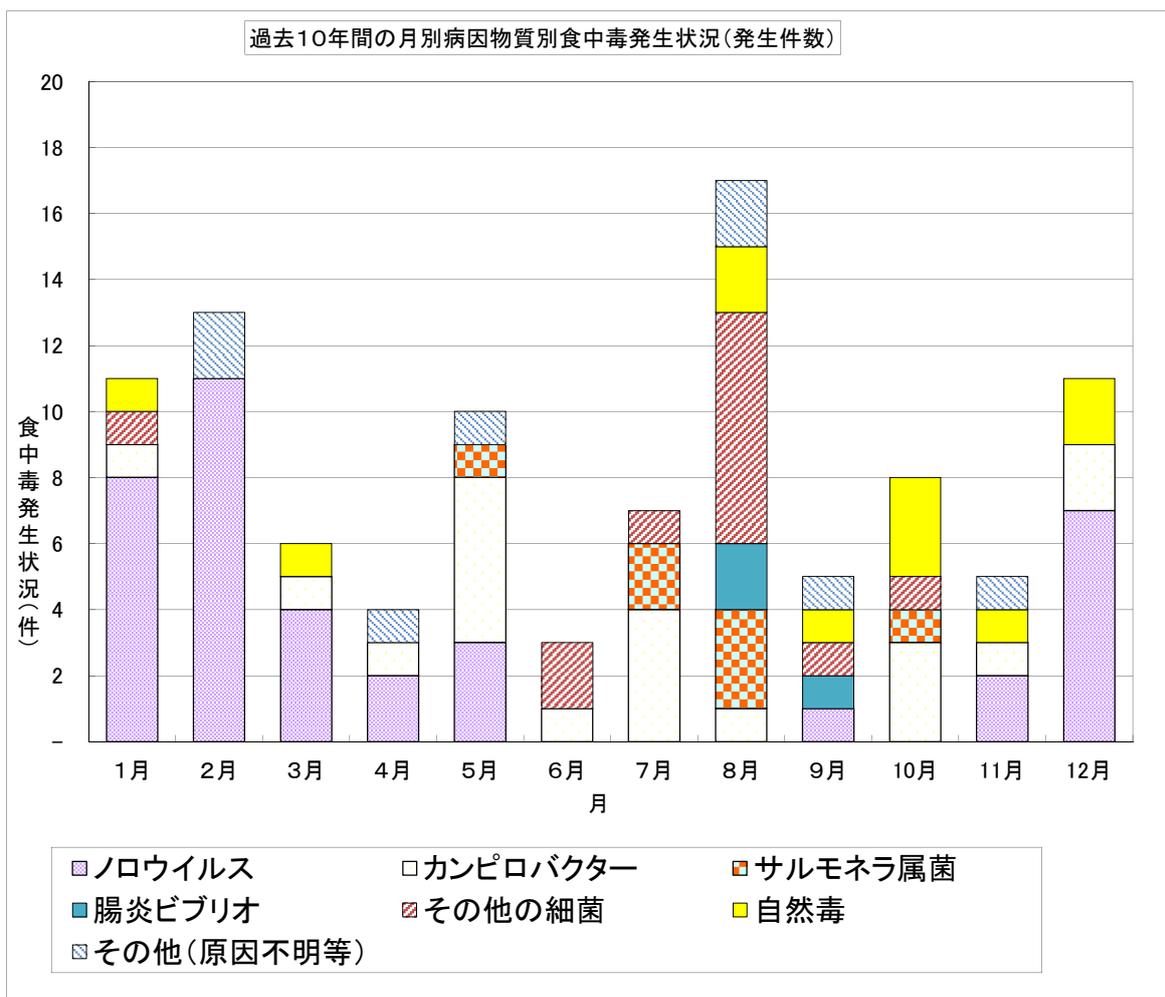
過去10年間の病因物質別食中毒発生状況（発生件数）



IV-16 過去10年間の月別病因物質別食中毒発生状況（発生件数）

病因物質/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
腸炎ビブリオ								2	1				3
ブドウ球菌						1	1	2		1			5
サルモネラ属菌					1		2	3		1			7
カンピロバクター	1		1	1	5	1	4	1		3	1	2	20
病原大腸菌						1		4	1				6
ウェルシュ菌	1												1
セレウス菌								1					1
ノロウイルス	8	11	4	2	3				1		2	7	37
テトロドトキシン	1		1					1		1	1	2	9
植物性自然毒								1	1	2			4
クドア・セプテンプレクタータ		1	1	2	2						1		7
ナグビブリオ									1				1
その他		1		1				2			1		5
計	11	13	7	6	11	3	7	17	5	8	6	11	105

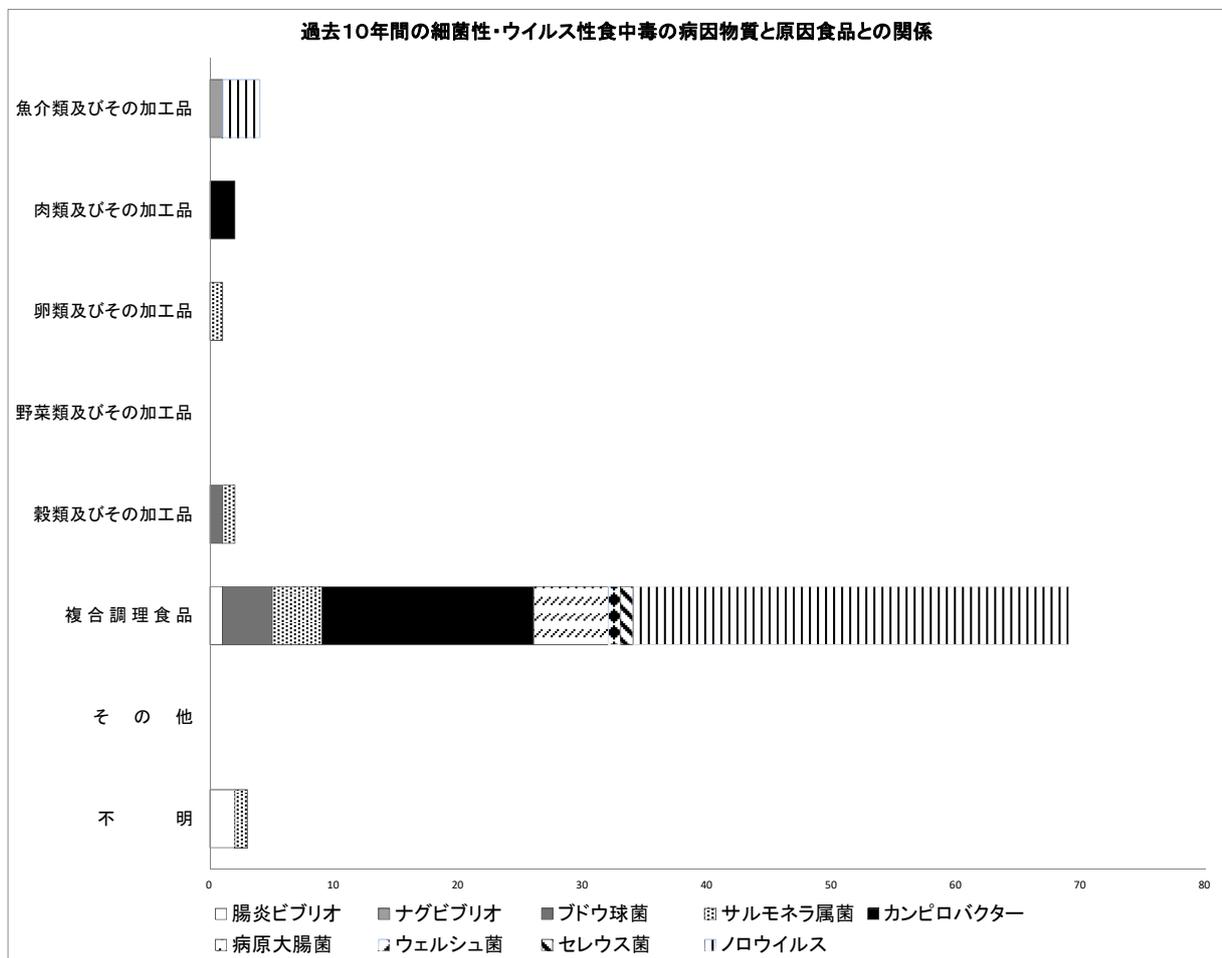
注) 病因物質が複数の事件があるので、事件数と病因物質計は一致しない。



IV-17 過去10年間の細菌性・ウイルス性食中毒の病因物質と原因食品との関係（発生件数）

原因食品	腸炎ビブリオ	ナグビブリオ	ブドウ球菌	サルモネラ属菌	カンピロバクター	病原大腸菌	ウェルシュ菌	セレウス菌	ノロウイルス	計
魚介類及びその加工品		1							3	4
肉類及びその加工品					2					2
卵類及びその加工品				1						1
野菜類及びその加工品										0
穀類及びその加工品			1	1						2
複合調理食品	1		4	4	17	6	1	1	35	69
その他										0
不明	2			1						3
計	3	1	5	7	19	6	1	1	38	81

注) 原因食品が複数の事件があるので、事件数とは一致しない。



## IV-18 大分県下のフグによる食中毒事件(昭和45年～)

年	発生日	発生場所	フグ名	摂食	患者	死者	調理の内容	フグの入手経路等
45	11月6日	臼杵市	サバフグ	7	1	1	肝の吸物	市内鮮魚店
46	1月13日	大分市	ナゴヤフグ	3	3	0	肝	市内鮮魚店
	7月10日	国東市	フグ	4	3	1	刺身、肝	魚市場
47	1月16日	大分市	ナゴヤフグ	2	2	1	内臓等のちり鍋	魚屋
	8月11日	大分市	フグ	1	1	1		釣り
52	1月20日	別府市	トラフグ	2	2	0	刺身と肝のちり	漁師から譲渡
53	2月14日	竹田市	コモンフグ	2	2	1	刺身と肝・卵巣	市内鮮魚店
55	8月26日	日出町	トラフグ	1	1	1	ゆで肝	建網で捕れた
60	5月23日	大分市	クサフグ	2	2	0	肝・卵巣煮付	釣り
	7月17日	国東市	トラフグ	1	1	0	ゆで肝	建網で捕れた
61	10月8日	豊後高田市	クサフグ	3	1	1	肝等の水炊き	建網で捕れた
62	9月27日	杵築市	コモンフグ	1	1	0	肝の生食	釣り
63	9月2日	国東市	ヒガンフグ	1	1	1	骨付き身の煮付	建網で捕れた
H元	7月25日	大分市	ヒガンフグ	4	4	0	肝の生食	建網で捕れた
4	8月1日	中津市	クサフグ	1	1	0	刺身・肝の湯引き	釣り
	8月1日	中津市	クサフグ	1	1	0	刺身・内臓	釣り
7	11月25日	中津市	ナシフグ(推定)	1	1	0	身・皮の水炊き	市内鮮魚行商
8	9月4日	中津市	マフグ	3	2	0	肝等の水炊き	市内移動販売車
10	11月14日	国東市	ヒガンフグ	1	1	0	肝の唐揚げ	釣り
13	2月8日	大分市	トラフグ	12	1	0	ゆで肝	市内飲食店
	9月26日	豊後高田市	トラフグ	3	1	0	ゆで肝	市内鮮魚店
14	10月20日	佐伯市	クサフグ(推定)	1	1	0	フグの煮付け	釣り
15	8月19日	大分市	コモンフグ	1	1	0	フグの煮付け	釣り
	12月3日	別府市	トラフグ・クサフグ	8	2	0	フグ料理	市内無許可飲食店
16	3月2日	佐伯市	ヒガンフグ	1	1	0	刺身・肝	市内飲食店
	5月22日	宇佐市	ショウサイフグ(推定)	1	1	0	フグのみそ汁	釣り
19	1月13日	姫島村	フグ	1	1	0	フグの煮付け	釣り
21	2月7日	由布市	マフグ	2	2	0	卵巣の煮付け	市内鮮魚店
	5月8日	宇佐市	シマフグ	1	1	0	肝臓の煮付け	漁師から譲渡
24	11月18日	国東市	ヒガンフグ(推定)	1	1	0	刺身、肝・皮の湯引	知人から譲渡
	12月14日	国東市	シマフグ(推定)	1	1	0	みそ汁、ゆで肝	漁師から譲渡
26	3月13日	中津市	マフグ	1	1	0	ゆで肝	市内鮮魚店
	10月30日	臼杵市	トラフグ	2	1	0	生肝刺し、ゆで肝	市内飲食店
	12月21日	宇佐市	シホウフグ	1	1	0	フグのみそ汁	漁で捕れた
28	8月1日	佐伯市	トラフグ(推定)	2	2	0	刺身・肝	知人から譲渡
30	1月19日	宇佐市	ショウサイフグ(推定)	2	2	0	皮を入れたみそ汁	知人から譲渡
				82	52	8		

## V 食品衛生対策の推進

平成13年、我が国で初めてとなるBSEの確認をはじめ、無登録農薬の使用等が相継いで発生し、食品の安全性に対する消費者の不安、不信が高まったことから、平成15年5月、国民の健康保護を重視した、食品の安全性確保についての基本となる法律「食品安全基本法」が成立すると共に、食品衛生法の大改正が行われ国及び各地方自治体は、食品衛生監視指導計画を策定することとなった。

このため、平成16年度から毎年「大分県食品衛生監視指導計画」を策定し、この計画に基づき、各保健所等で地域の特性を考慮した効率的な監視指導を行うこととしている。

令和2年度は、広域食中毒への対応強化とHACCPの導入推進を行う。

HACCPについては、食品衛生法の一部を改正する法律が公布されたことにより、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、令和3年6月1日までにすべての食品取扱事業者への導入が義務化されることとなる。

今年度は、新しい生活様式を取り入れたHACCPの取組スタイルの一つとして、事業者が自宅等でインターネットを活用し衛生管理計画を作成することができるツールを開発し、個別指導とともに進める。

また今年度も引き続き、ワークショップ型セミナーを開催する等により、HACCP導入の推進を進めることとしている。

### 1 令和2年度食品衛生監視員等配置状況

本庁、各保健所の衛生課に配置している獣医師、薬剤師、化学、栄養士である者を食品衛生に関する監視指導等を実施する食品衛生監視員に任命しており、その総数は96名である。

また、製造業や食品取扱いの大型店を専門的に監視するため、県内を5ブロックに区分し、各ブロックに食品衛生監視機動班を1班2名ずつ配置している。

(R2.4.1 現在)

所 属	区 分	食品衛生監視員任命総数				食品衛生 監視機動班
		獣医師	薬剤師	化学	栄養士	
本庁（食品・生活衛生課）	8	4	3	-	1	-
本庁（健康づくり支援課）	2	1	-	-	1	-
東部保健所	17(2)	4(2)	7	1	5	2
東部保健所国東保健部	3	1	2	-	-	-
中部保健所	5	1	4	-	-	-
中部保健所由布保健部	3	2	1	-	-	-
南部保健所	5	1	4	-	-	2
豊肥保健所	10(1)	2(1)	5	-	3	2
西部保健所	7	2	4	1	-	2
北部保健所	12	3	7	-	2	2
北部保健所豊後高田保健部	3	1	2	-	-	-
食肉衛生検査所	21(4)	21(4)	-	-	-	-
合 計	96(7)	43(7)	39	2	12	10

※ 獣医師のうち（ ）は、非常勤職員数

※ 栄養士は、健康増進法に関する業務を主に実施

# 令和2年度大分県食品衛生監視指導計画の概要

## 1 趣 旨

大分県が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導に当たり必要な基本的事項を示し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進することにより、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、県民の食の安全を確保することを目的とする。

## 2 監視指導の実施に関する基本的な方向

### 行政（大分県）、食品関連事業者及び消費者の役割分担

監視指導は、行政（大分県）、食品関連事業者、消費者の役割分担を前提として実施する。

食品の安全性を確保する第一義的責任を有している者は、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売に携わる食品等事業者であることを明確にした上で、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、県の関係部局が連携して監視指導を行うものとする。

また、消費者は、家庭内食中毒の発生を防止する等の観点から、食品の安全に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性に関する施策への参画に努めるなど、食品の安全性確保に積極的な役割を果たす必要がある。

### 食品供給工程（フードチェーン）の各段階における監視指導の実施

食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の工程（フードチェーン）の各段階において、食品の安全性を確保するための必要な措置が適切に講じられていることが重要である。

この理念を踏まえ、農林水産物の採取から食品の販売までの各段階において、食中毒等の食品衛生の危害の発生状況等を分析、評価した上で、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施する。

### 農林水産物の生産段階における監視指導

農林水産物の生産段階における監視指導は、農林水産部局が中心となり、食品衛生担当部局と連携して実施する。

### 採取段階以降の農林水産物及び製造、加工、流通、販売されている食品の監視指導

採取・出荷された農林水産物及び製造、加工、輸入、流通、販売されている食品の監視指導は食品衛生部局（主に、県下の保健所）が実施する。

### 3 重点的な監視指導事項及び監視回数

#### 重点的な監視指導事項

- HACCP の普及・推進
- 食中毒発生防止対策
  - ① 飲食店等における HACCP に沿った衛生管理の導入
  - ② 食肉の生食等による食中毒発生防止対策
  - ③ ふぐ食中毒発生防止対策
  - ④ 食物アレルギーによる事故対策
- 野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生確保対策
- 食品表示適正化の推進
- リスクコミュニケーション
- 輸入食品の安全確保
- 食品の放射能汚染対策
- 食肉・食肉製品、乳・乳製品、卵・卵加工品、水産食品及び農産物の製造施設の監視指導

#### 食品関係営業施設に対する監視回数

- 営業施設を 4 ランクに分け監視を行います。

A ランク	年間 3 回以上立ち入り検査
B ランク	年間 2 回以上立ち入り検査
C ランク	年間 1 回以上立ち入り検査
D ランク	2～6 年に 1 回以上又は実情に応じて立ち入り検査

- 各種一斉取締りを実施します。

・夏期食品一斉取締り	7 月 1 日～7 月 31 日
・夏期食品表示一斉取締り	7 月 1 日～7 月 31 日
・食品衛生月間	8 月 1 日～8 月 31 日
・年末食品一斉取締り	12 月 1 日～12 月 28 日
・年末食品表示一斉取締り	12 月 1 日～12 月 28 日
・観光・行楽地監視	4 月～5 月 9 月～10 月
・ふぐ中毒防止強化月間	10 月 1 日～10 月 31 日

#### 重点的な流通食品の検査

- 県特産食品、県内広域流通食品、消費者がよく利用する食品を中心に行います。

検査対象項目	主な検査対象食品
残留農薬	県産農産物、輸入農水産物及び加工食品
残留動物用医薬品	県産食肉、輸入食肉、県産養殖魚介類、輸入養殖魚介類、県産鶏卵
アレルギー物質	菓子などの加工食品
食品添加物	加工食品（食肉製品、菓子、漬物、そうざい類）
微生物検査 （食中毒原因微生物等）	清涼飲料水、県産鶏卵、牛乳、加工乳 鮮魚介類
微生物検査	弁当、そうざい、生野菜サラダ類、洋生菓子 生食用魚介類、魚肉練り製品、豆腐、 めん類、ソフトクリーム

## 食品の放射性物質検査

- 福島原子力発電所の事故により、放射性物質の基準を超える疑いのある食品が県内に流通した場合、緊急の放射性物質検査を実施します。

## 4 違反等を発見した場合の措置

- 食品の検査で違反を発見した場合、食中毒等の健康被害が発生した場合は、食品衛生法に基づく廃棄命令、営業停止、施設の改善命令を行い、施設の名称、違反の内容、対象食品等を県で定めた基準に基づき公表します。

## 5 食中毒等健康被害発生時の対応

- 県庁内関係部局と連携して、迅速な原因究明と被害拡大防止対策を講じます。また、国、関係自治体と情報交換を行い、県民への情報提供をすみやかに行います。

## 6 食品等事業者に対する指導

- 事業者に対し、自分が生産、製造する食品は、自分が責任を持つことを認識させ、自主的な衛生管理の推進を指導します。
- このために、食品衛生に関する知識を習得させることを目的に、講習会等を実施するとともに、食品衛生監視員等が現場で助言指導を行います。

## 7 消費者、食品等事業者、行政機関相互の情報及び意見交換等

- 食品衛生監視指導計画について、食の安全に関する意見交換会等を開催し、県民の皆様方の意見を伺い、この計画に反映させます。
- また、家庭における食中毒を未然に防止するために、食品衛生に関する情報を提供するとともに、消費者団体等からの要請があれば、出前食品衛生講座を行うことにしています。

V-1 許可を要する食品関係営業施設数

(令和2年3月31日現在)

保健所		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	計
区分											
飲食店	一般食堂・レストラン	1,461	150	306	364	428	390	752	965	125	4,941
	仕出し屋・弁当屋	123	42	52	40	82	69	96	151	21	676
	旅館	172	27	22	184	38	62	134	41	6	686
	その他	697	76	154	129	304	178	445	570	109	2,662
菓子（パンを含む）製造業		315	75	101	141	147	172	290	325	74	1,640
乳処理業		0	0	0	1	0	1	1	1	0	4
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		3	0	0	8	1	2	1	6	1	22
集乳業		0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
魚介類販売業		303	73	86	40	173	71	134	243	44	1,167
魚介類せり売り営業		2	3	2	0	6	0	1	2	1	17
魚肉ねり製品製造業		3	4	10	0	25	0	1	6	1	50
食品の冷凍又は冷蔵業		17	9	3	3	25	4	3	21	1	86
かん詰びん詰食品製造業		18	8	10	5	4	10	17	19	5	96
喫茶店営業		247	52	54	85	92	55	142	278	43	1,048
あん類製造業		2	0	0	0	1	2	1	4	0	10
アイスクリーム類製造業		3	0	5	8	1	8	3	5	2	35
乳類販売業		318	54	67	60	145	102	199	250	42	1,237
食肉処理業		5	2	3	3	11	17	9	24	3	77
食肉販売業		245	46	59	47	121	109	187	238	31	1,083
食肉製品製造業		0	0	0	2	1	9	1	12	0	25
乳酸菌飲料製造業		1	0	0	3	0	1	1	0	0	6
食用油脂製造業		2	4	2	0	2	0	0	2	3	15
マーガリン・ショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		13	7	5	2	17	13	18	19	3	97
醤油製造業		4	1	4	0	0	0	8	12	0	29
ソース類製造業		1	0	2	0	2	3	4	3	0	15
酒類製造業		7	3	5	4	4	10	8	17	1	59
豆腐製造業		9	5	4	3	14	13	11	23	1	83
納豆製造業		1	0	0	0	0	0	0	3	1	5
めん類製造業		10	6	1	5	5	5	8	9	8	57
そうざい製造業		76	36	38	29	50	62	114	136	15	556
添加物製造業		0	0	5	0	2	0	1	4	0	12
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		10	2	3	12	4	10	21	19	0	81
氷雪製造業		1	1	0	1	1	0	4	2	1	11
氷雪販売業		3	0	0	1	1	1	2	4	1	13
条例許可	つけもの製造業	62	23	27	41	29	73	188	115	18	576
	こんにやく製造業	7	1	4	9	11	19	20	13	0	84
	ところてん製造業	0	3	1	0	0	0	0	1	0	5
	ふ製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	魚介類の行商	14	23	0	1	1	0	0	7	0	46
	アイスクリーム類の行商	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6
	菓子製造の行商	1	3	0	0	1	0	1	0	0	6
	ところてん販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
削氷販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		4,162	740	1,035	1,231	1,749	1,471	2,827	3,551	561	17,327

## V-2 許可を要しない食品関係営業施設数

(令和2年3月31日現在)

保健所 区分		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後 高田	計
		給食施設	学校	24	4	13	2	12	6	14	13
	病院・診療所	50	3	7	10	8	19	20	39	3	159
	事業所	6	2	2	2	2	2	3	11	1	31
	その他	134	27	40	32	52	55	74	135	16	565
乳さく取業		0	0	2	3	3	21	62	0	5	96
食品製造業		43	25	66	17	98	294	184	110	42	879
野菜・果物販売業		132	53	134	46	148	302	275	532	120	1,742
そうざい販売業		215	31	91	140	97	352	432	298	82	1,738
菓子（パンを含む）販売業		235	142	91	150	186	352	607	516	146	2,425
食品販売業（上記以外）		292	262	107	135	467	620	693	547	80	3,203
添加物の製造業		0	0	0	0	3	0	0	1	0	4
添加物の販売業		68	52	60	10	96	159	122	112	66	745
氷雪採取業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業		110	34	74	20	84	102	236	137	39	836
グリーンツーリズム施設		17	45	66	35	34	0	0	101	53	351
計		1,326	680	753	602	1,290	2,284	2,722	2,552	654	12,863

### V-3 営業施設に対する監視状況(年度別)

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
飲食店	一般食堂・レストラン等		1,624	1,537	1,852
	仕出し屋・弁当屋		584	450	381
	旅館		261	314	334
	その他		1,682	1,497	1,254
	菓子(パンを含む)製造業		1,087	1,005	817
	乳処理業		3	12	48
	特別牛乳さく取処理業		0	0	0
	乳製品製造業		25	35	31
	集乳業		6	2	0
	魚介類販売業		1,257	998	879
	魚介類せり売り営業		15	21	29
	魚肉ねり製品製造業		44	46	56
	食品の冷凍・冷蔵業		94	79	102
	かん・びん詰食品製造業		71	77	64
	喫茶店営業		292	466	386
	あん類製造業		8	22	8
	アイスクリーム類製造業		37	35	37
	乳類販売業		1,169	999	853
	食肉処理業		119	96	88
	食肉販売業		1,268	1,064	868
	食肉製品製造業		47	46	56
	乳酸菌飲料製造業		17	25	24
	食用油脂製造業		8	4	30
	マーガリン・ショートニング製造業		0	0	18
	みそ製造業		40	62	52
	醤油製造業		14	31	17
	ソース類製造業		8	10	8
	酒類製造業		29	32	40
	豆腐製造業		83	79	89
	納豆製造業		2	2	6
	めん類製造業		35	37	22
	そうざい製造業		383	388	361
	添加物(法第11条の規定による)の製造業		7	6	8
	食品の放射線照射業		0	0	0
	清涼飲料水製造業		96	91	75
	氷雪製造業		18	4	20
	氷雪販売業		0	2	5
条例許可	つけもの製造業		269	222	209
	こんにゃく製造業		40	20	38
	ところてん製造業		3	1	3
	ふ製造業		0	0	1
	魚介類の行商		7	3	5
	アイスクリーム類の行商		2	0	0
	菓子製造の行商		0	0	0
	ところてん販売業		0	0	0
	削氷販売業		0	0	0
計			10,754	9,820	9,174

(監視件数)

#### V-4 許可を要しない施設に対する監視状況(年度別)

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給食施設	学校		69	60	67
	病院・診療所		95	99	92
	事務所		2	2	2
	その他		155	151	153
乳さく取業			2	5	8
食品製造業			25	39	49
野菜・果物販売業			927	957	734
そうざい販売業			901	874	656
菓子(パンを含む)販売業			1,050	995	854
食品販売業(上記以外)			1,155	1,085	881
添加物(法第11条第1項以外)の製造業			4	4	12
添加物の販売業			752	745	473
氷雪採取業			0	0	0
器具容器・包装製造業・おもちゃの製造業又は販売業			682	703	486
グリーンツーリズム施設			5	2	2
計			5,824	5,721	4,469

(監視件数)

## V-5 令和元年度食品等事業者施設への監視指導件数

食品等事業者の業種毎の施設への監視指導について、過去の食中毒の発生頻度、製造・調理される食品の流通の広域性、規模、取扱い食品の特殊性などを考慮して、4段階(A~D)に分類し年間の監視回数を定めている。

ランク	監視回数	対象施設
A	年3回以上	対米対EU輸出水産食品取扱認定施設
B	年2回以上	HACCP指導 製造業（小規模事業者を除く；食品製造に携わる従業員数が50名以上）
		ラグビーワールドカップ2019に係る関係者宿泊地となる旅館及びホテル
C	年1回以上	前年度、食中毒を発生させた施設
		前年度、規格基準違反の食品を製造した施設
		前年度、健康被害に係る苦情発生原因施設
		HACCP指導 小規模製造業（食品製造に携わる従業員数が50名未満）
		大分県食品衛生条例に基づく製造業
		総合衛生管理製造過程承認施設
		と畜場・食鳥処理場（認定小規模）
D	2～6年に1回 又は実情に応じて	前年度、衛生規範・大分県食品衛生指導基準等に基づく取去検査で「不良」と判定された食品製造施設
		飲食店
		大分県行商取締条例に基づく施設 魚介類の行商等
		食品衛生法に基づく販売店（魚介類、乳類、食肉、氷雪販売業）
		給食施設（学校等：学校、幼稚園、保育園、入所通所型老人福祉施設等）
		上記以外の輸出水産食品取扱登録施設
		グリーンツーリズム施設

ランクA 年3回以上

	累計	施設数	達成率
対米対EU輸出水産食品取扱認定施設	20	1	667%
合計	20	1	667%

ランクB 年2回以上

	累計	施設数	達成率
HACCP指導   製造業(小規模事業者を除く;食品製造に携わる従業員数が50名以上)	63	26	242%
ラグビーワールドカップ2019に係る関係者宿泊地となる旅館及びホテル	59	7	843%
合計	122	33	370%

ランクC 年1回以上

	累計	施設数	達成率
前年度、食中毒を発生させた施設	16	9	178%
前年度、規格基準違反の食品を製造した施設	6	2	300%
前年度、健康被害に係る苦情発生原因施設	15	20	75%
HACCP指導   小規模製造業(食品製造に携わる従業員数が50名未満)	2037	2991	68%
大分県食品衛生条例に基づく製造業	251	668	38%
総合衛生管理製造過程承認施設	147	3	4900%
と畜場・食鳥処理場(認定小規模)	6	13	46%
前年度、衛生規範・大分県食品衛生指導基準等に基づく収去検査で「不良」と判定された食品製造施設	85	12	708%
合計	2574	3718	69%

ランクD 2~6年に1回以上

	累計	施設数	達成率
飲食店	3877	8965	43%
大分県行商取締条例に基づく施設 魚介類の行商等	5	24	21%
食品衛生法に基づく販売店(魚介類,乳類,食肉,氷雪販売業)	2699	3494	77%
給食施設(学校等:学校、幼稚園、保育園、入所通所型老人福祉施設等)	314	839	37%
上記以外の輸出水産食品取扱登録施設	14	14	100%
グリーンツーリズム施設	328	308	106%
合計	6911	13644	51%

## V-6 違反食品等について(保健所別)

区分		保健所	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	計	
法違反件数(延件数)			12	4	8	39	170	107	43	20	49	452	
違反項目	法第6条1号	腐敗変敗未熟等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第6条2号	有毒有害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第6条3号	病原微生物等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第6条4号	不潔異物混入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第9条	病肉等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第10条	指定外添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第11条	規格基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第16、17条	有害な器具等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第18条	器具等規格基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第19条	表示基準	12	4	8	39	170	107	12	17	49	418	
	法第20条	虚偽誇大広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	上記以外の違反			0	0	0	0	0	0	31	3	0	34
不適合	衛生規範・指導基準不適合件数		7	2	5	2	4	15	15	12	2	64	
	その他不適合件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法違反件数及び不適合件数合計			19	6	13	41	174	122	58	32	51	516	
措置	行政処分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	処分以外の措置	始末書	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		顛末書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		改善報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		指導票	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
		口頭説諭	12	3	3	39	165	107	43	7	49	428	
		照会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

## V-7 食品関係の苦情等について(保健所別)

区分		保健所									計	
		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田		
食品関係	異物混入	5	2	1	5	6	4	6	14	1	44	
	異常な臭・味・色	2	1	0	2	2	2	1	1	1	12	
	腐敗・変敗	4	1	0	4	0	0	2	1	0	12	
	カビの発生	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3	
	消費(賞味)期限切れ	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	
	不良な表示	5	1	1	5	3	1	0	6	2	24	
	その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
施設・営業	不衛生な取扱い	7	0	0	7	3	2	1	5	1	26	
	不衛生な施設	4	0	1	4	1	0	2	4	0	16	
	不良な営業状態	0	0	0	0	3	0	1	0	0	4	
	従業員の衛生管理	2	1	0	2	1	0	1	1	0	8	
	悪臭・汚水・煙・騒音	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無許可営業	1	4	0	1	0	1	0	0	0	7	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
苦情件数(有症苦情除く)		29	6	3	4	13	9	11	17	5	97	
有症苦情件数		18	1	4	0	4	1	16	7	0	51	
合計		47	7	7	4	17	10	27	24	5	148	
措置	行政処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	処分以外の措置	始末書	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
		顛末書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		改善報告書	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
		指導票	0	0	0	0	1	0	2	2	0	5
		口頭説諭	15	5	4	15	16	9	7	25	1	97
		照会	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
		その他	32	0	1	32	4	1	4	3	1	78
措置件数計		47	11	7	47	22	10	13	30	2	189	
検査数	検査数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	検体数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	

### V-8 食品衛生監視機動班業務実績

(許可を要する施設に対する監視・指導施設数)

(令和元年度)

機動班		東部	南部	豊肥	西部	北部	合計
区分	一般食堂・レストラン等	209	73	343	174	157	956
	仕出し屋・弁当屋	21	25	126	25	31	228
	旅館	48	26	30	51	12	167
	その他	141	85	193	143	79	641
菓子（パンを含む）製造業	68	54	177	105	78	482	
乳処理業	0	0	14	0	0	14	
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	
乳製品製造業	2	1	19	0	3	25	
集乳業	0	0	0	0	0	0	
魚介類販売業	98	99	177	72	90	536	
魚介類せり売り営業	3	2	0	0	5	10	
魚肉ねり製品製造業	2	21	0	0	6	29	
食品の冷凍または冷蔵業	11	18	35	0	17	81	
かん詰またはびん詰食品製造業	6	12	20	3	4	45	
喫茶店営業	19	9	156	25	25	234	
あん類製造業	1	0	5	0	1	7	
アイスクリーム類製造業	2	2	26	1	1	32	
乳類販売業	86	57	265	95	80	583	
食肉処理業	3	9	28	7	11	58	
食肉販売業	87	66	268	99	95	615	
食肉製品製造業	0	2	17	0	9	28	
乳酸菌飲料製造業	1	0	18	0	0	19	
食用油脂製造業	2	1	0	0	1	4	
マーガリンまたはショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	
みそ製造業	2	8	19	3	3	35	
醤油製造業	1	10	0	3	1	15	
ソース類製造業	0	4	0	2	0	6	
酒類製造業	6	5	16	4	4	35	
豆腐製造業	7	12	26	14	5	64	
納豆製造業	0	0	0	0	1	1	
めん類製造業	3	3	2	2	3	13	
そうざい製造業	28	44	100	45	39	256	
添加物（法第7条）の製造業	0	4	0	0	2	6	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	
清涼飲料水製造業	3	5	43	11	7	69	
氷雪製造業	0	0	0	2	1	3	
氷雪販売業	1	1	0	0	0	2	
条例許可	つけものの製造業	9	17	44	32	21	123
	こんにやく製造業	0	6	18	2	0	26
	ところてん製造業	0	0	0	0	0	0
	ふ製造業	0	0	0	0	0	0
	魚介類の行商	1	0	0	0	0	1
	アイスクリーム類の行商	0	0	0	0	0	0
	菓子製造業	0	0	0	0	0	0
	ところてん販売業	0	0	0	0	0	0
削氷販売業	0	0	0	0	0	0	
計	871	681	2,185	920	792	5,449	

## V-9 食品衛生監視機動班業務実績

(許可を要する施設に対する立入検査結果表)

(令和元年度)

区分		機動班					計
		東部	南部	豊肥	西部	北部	
違反発見施設数計		1	18	3	55	11	88
違反内容	計	1	19	3	78	10	111
	施設基準	1	15	0	76	7	99
	管理運営基準	0	3	3	1	2	9
	製造基準	0	1	0	1	0	2
	保存基準	0	0	0	0	1	1
	使用基準	0	0	0	0	0	0
処分内容	計	0	0	0	0	1	1
	営業許可取消	0	0	0	0	0	0
	営業禁止停止	0	0	0	0	1	1
	改善命令	0	0	0	0	0	0
	物品廃棄命令	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
処分以外の措置	計	1	18	3	78	10	110
	指導票交付	0	0	0	0	1	1
	口頭説諭	1	18	3	78	9	109
告発件数		0	0	0	0	0	0
無許可発見件数		1	0	0	0	1	2

## V-10 食品衛生監視機動班業務実績

(許可を要しない施設に対する監視、指導施設数及び立入検査結果表) (令和元年度)

機動班		東部	南部	豊肥	西部	北部	計
区分							
給食施設	学校	6	29	4	6	6	51
	病院・診療所	0	10	0	4	7	21
	事業所	0	0	0	0	1	1
	その他	12	6	0	12	17	47
食品製造業		5	6	20	3	2	36
野菜果物販売業		74	53	300	64	71	562
そうざい販売業		70	12	318	41	63	504
菓子(パンを含む)販売業		95	54	358	89	83	679
食品販売業(上記以外)		102	42	393	90	81	708
添加物の製造業		0	0	0	0	2	2
添加物の販売業		26	18	238	28	41	351
器具・容器包装・おもちゃ販売業		1	7	290	44	39	381
計		391	237	1,921	381	413	3,343
不備・違反発見施設数		1	4	1	2	2	22
不備・違反内容	計	1	0	0	2	2	12
	施設の不備	0	4	0	2	0	6
	取扱の不良	1	2	0	0	0	3
	保存基準	0	1	0	0	2	3
	使用基準	0	0	0	0	0	0
処分内容	計	0	0	1	0	0	0
	営業の禁止・停止	0	0	0	0	0	0
	物品廃棄命令	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
の措置以外	計	1	7	1	2	2	13
	指導票交付	0	0	0	0	0	0
	口頭説諭	1	7	1	2	2	13
告発件数		0	0	0	0	0	0

V-11 食品衛生監視機動班業務実績

(監視で発見した食品等の違反結果表)

(令和元年度)

区分		機動班	東部	南部	豊肥	西部	北部	計
食品等違反発見数	魚介類		0	0	0	0	0	0
	冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0
		加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)	0	0	0	0	0	0
		加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)	0	0	0	0	0	0
		生食用冷凍鮮魚貝類	0	0	0	0	0	0
		魚介類加工品	2	0	0	0	0	2
	肉卵類及びその加工品	1	0	0	0	0	1	
	乳製品	0	0	0	0	0	0	
	乳類加工品	0	0	0	0	0	0	
	アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	
	穀類及びその加工品	5	0	0	0	0	5	
	野菜・果物・その加工品	5	0	1	0	0	6	
	菓子類	0	0	11	0	0	11	
	清涼飲料水	0	0	2	0	0	2	
	酒精飲料	0	0	0	0	0	0	
	氷雪	0	0	0	0	0	0	
	水	0	0	0	0	0	0	
	かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	
	その他の食品	1	0	4	0	0	5	
	添加物・化学的合成品及びその製品	0	0	0	0	0	0	
	器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	
	おもちゃ	0	0	0	0	0	0	
	乳類	牛乳	0	0	0	0	0	0
加工乳		0	0	0	0	0	0	
その他の乳		0	0	0	0	0	0	
違反件数計			14	0	18	0	0	32
違反項目数			14	0	18	0	8	40
違反理由	6条	第1項	0	0	0	0	0	0
		第2項	0	0	0	0	0	0
		第3項	0	0	0	0	0	0
		第4項	0	0	0	0	0	0
	9条		0	0	0	0	0	0
	10条		0	0	0	0	0	0
	11条	製造基準	0	0	0	0	0	0
		保存基準	0	0	0	0	0	0
		添加物の使用基準	0	0	0	0	0	0
		成分規格	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
	16・17条		0	0	0	0	0	0
	18条		0	0	0	0	0	0
	19条	名称	1	0	0	0	0	1
		期限表示	3	0	0	0	0	3
		製造者	6	0	1	0	0	7
		食品添加物を含む旨	2	0	6	0	0	8
保存方法		0	0	0	0	2	2	
その他		2	0	11	0	6	19	
20条		0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	
行政処分・措置	営業許可取消		0	0	0	0	0	0
	営業禁止・停止		0	0	0	0	0	0
	回収命令・廃棄処分		0	0	0	0	0	0
	始末書		0	0	0	0	0	0
	顛末書		0	0	0	0	0	0
	改善報告書		0	0	0	0	0	0
	指導票		0	0	0	0	0	0
	口頭説諭		14	0	0	0	8	22
	照会		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0
告発件数		0	0	0	0	0	0	

V-12 食品衛生監視機動班業務実績  
(収去検査で発見した食品等の違反結果表)

(令和元年度)

区分	東部		南部		豊肥		西部		北部		計		
	件数	違反	件数	違反	件数	違反	件数	違反	件数	違反	件数	違反	
魚介類	19	0	16	0	10	0	1	0	18	0	64	0	
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0
	生食用冷凍鮮魚貝類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	12	0	15	0	0	0	13	0	6	0	46	0	
肉卵類及びその加工品	29	0	26	0	50	0	29	0	27	0	161	0	
乳製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類・氷菓	7	0	6	0	6	0	7	0	9	1	35	1	
穀類及びその加工品	8	0	4	0	2	0	21	0	0	0	35	0	
野菜・果物・その加工品	39	0	39	0	56	0	43	0	41	0	218	0	
菓子類	15	0	5	0	7	0	11	0	18	0	56	0	
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
酒精飲料	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水	1	0	1	0	4	0	2	0	2	0	10	0	
かん詰・びん詰食品	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	5	0	
その他の食品	1	0	0	0	2	0	0	0	18	0	21	0	
添加物・化学的合成品及びその製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
乳類	生乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	低脂肪牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	加工乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	134	0	116	0	139	0	127	0	144	1	660	1	
行政処分・措置	営業許可取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	営業禁止・停止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	回収命令・廃棄処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	始末書	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	
	顛末書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	改善報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	指導票	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	口頭説諭	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	5	0
	照会	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0
	その他	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0
告発件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

V-13 総合衛生管理製造過程承認施設

	承認品目	施設名	所在地	承認年月日
大分県	清涼飲料水 (その他の清涼飲料水:殺菌後密栓・密封)	(株)ジェイエフーズおおいだ	杵築市大字本庄1453番地の1	平成15年2月27日
	清涼飲料水 (その他の清涼飲料水:密栓・密封後殺菌)			平成15年2月27日
	清涼飲料水 (ミネラルウォーター類)			平成22年5月24日
大分市	清涼飲料水 (ミネラルウォーター類)	(株)日田天領水	日田市中ノ島647	平成20年7月18日
	乳(牛乳・加工乳)	九州乳業(株)本社工場	大分市大字廻栖野3231番地	平成25年4月12日
	乳製品(乳飲料)			平成25年4月12日

V-14 食品衛生管理者

(R2.3.31現在)

	医師・歯科医師	薬剤師	獣医師	大学・旧制大学又は旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者				指定養成施設を終了した者	指定講習会を終了した者	計
				医学・歯学・薬学・獣医学	畜産学	水産学	農芸化学			
全粉乳（その内容量が1,400グラム以下である缶に収められるものに限る。）、加糖粉乳又は調製粉乳の製造業者又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベーコンその他これらに類するものをいう。）の製造業又は加工業	0	3	4	0	6	1	1	5	8	
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食用油脂（脱色又は脱臭の課程を経て製造されるものに限る。）の製造業又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
マーガリン又はショートニングの製造業又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
添加物（法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）の製造業又は加工業	0	2	0	0	0	0	0	5	4	
計	0	5	4	0	6	1	1	10	13	40

V-15 食品・乳等収去検査状況（検査施設別）

項目 食品	保健所が独自に実施した収去検査						県が計画した収去検査						試験した収去検 体数	
	東部		豊肥		北部		衛環研(化)		衛環研(微)		登録検査機関		検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・
	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・		
魚介類	7	0	20	5	10	3	16	0	24	0	0	0	77	8
冷加熟摂取冷凍食品	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0
凍加熟後摂取冷凍食品（加熱）	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
食加熟後摂取冷凍食品（未加熱）	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0
品生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	26	0	6	0	4	0	14	0	2	0	0	0	52	0
肉卵類及びその加工品	24	3	28	5	8	1	59	0	56	8	0	0	175	17
乳製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	16	1	20	0	10	1	0	0	0	0	0	0	46	2
穀類及びその加工品	35	5	23	5	2	0	1	0	0	0	0	0	61	10
野菜類・果物及びその加工品	70	9	105	4	39	8	45	0	0	0	27	0	286	21
菓子類	23	2	12	2	16	1	7	0	0	0	10	0	68	10
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	10	1
かん詰・びん詰食品	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	5	0
その他の食品	0	0	2	0	18	1	1	0	0	0	0	0	21	1
合成添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	201	20	218	21	112	15	146	0	92	9	41	0	810	65
生乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
低脂肪牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加工乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	201	20	218	21	112	15	146	0	92	9	41	0	810	65



## V-17 食品乳等収去試験状況(年度別)

(検体数)

食品		年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			総数	違反	総数	違反	総数	違反
魚介類			135	0	111	0	77	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品		0	0	0	0	3	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)		2	0	1	0	1	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)		4	0	2	0	3	0
	生食用冷凍鮮魚介類		0	0	0	0	0	0
魚介類加工品			32	1	41	0	52	0
肉卵類及びその加工品			145	0	187	0	175	0
乳製品			52	0	0	0	0	0
乳類加工品			0	0	4	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓			43	1	40	2	46	1
穀類及びその加工品			80	0	88	0	61	0
野菜・果物・その加工品			379	0	282	0	286	0
菓子類			77	0	65	0	68	0
清涼飲料水			9	0	6	0	0	0
酒精飲料			0	0	2	0	2	0
氷雪			0	0	0	0	0	0
水			1	0	4	0	10	0
かん・びん詰食品			2	0	4	0	5	0
その他の食品			51	0	1	0	21	0
合成添加物及びその製剤			0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装			0	0	0	0	0	0
おもちゃ			0	0	0	0	0	0
小計			1,012	2	838	2	810	1
生乳			0	0	0	0	0	0
牛乳			1	0	1	0	0	0
低脂肪乳			0	0	0	0	0	0
加工乳			0	0	0	0	0	0
その他の乳			0	0	0	0	0	0
小計			1	0	1	0	0	0
計			1,013	2	839	2	810	1
ATP等ふき取り検査			1,426	0	1,656	0	1,825	0

V-18 食品衛生講習等の実施について

	東部		国東		中部		由布		南部		豊肥		西部		北部		豊後高田		合計			
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数		
食品衛生・ 食の安全	営業者	34	1,360	4	135	30	609	8	168	5	126	20	479	17	507	8	237	9	78	135	3,699	
	給食調理従事者	13	525	6	342	6	173	3	77	3	185	9	256	7	219	9	407	2	168	58	2,352	
	消費者			3	33	1	21	1	16	1	29									6	99	
	小・中学生																			0	0	
	その他	19	529	1	20	1	11	1	18			7	424			6	287			35	1,289	
小計	66	2,414	14	530	38	814	13	279	9	340	36	1,159	24	726	23	931	11	246	234	7,439		
食品表示	営業者			1	45	1	60	1	25	1	78			3	60	3	64			10	332	
	給食調理従事者																			0	0	
	消費者																			0	0	
	小・中学生																			0	0	
	その他																			0	0	
小計	0	0	1	45	1	60	1	25	1	78	0	0	3	60	3	64	0	0	10	332		
その他	営業者			2	44	10	106			11	277			2	19	10	357			35	803	
	給食調理従事者									2	40									2	40	
	消費者																			0	0	
	小・中学生							1	90	2	69								4	161	7	320
	その他			1	37					3	94			3	82	10	354			17	567	
小計	0	0	3	81	10	106	1	90	18	480	0	0	5	101	20	711	4	161	61	1,730		
合計	66	2,414	18	656	49	980	15	394	28	898	36	1,159	32	887	46	1,706	15	407	305	9,501		

## VI 食肉、食鳥肉の衛生対策の推進

消費者に安全・安心な食肉及び食鳥肉の提供を推進するため、と畜場にあつては食用に処理されるすべての獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)について1頭ごとに検査を実施している。また、と畜場内で処理された食肉の細菌検査等を行い、食肉が衛生的に取扱われるように監視指導を行っている。

食鳥処理場については、疾病の排除及び衛生的な食鳥処理について検査及び監視指導することにより食鳥肉による危害の防止を図っている。

### 1 と畜場及び食肉衛生対策

(1) と畜場は、(株)大分県畜産公社(以下、「畜産公社」という。)の1施設で、令和元年度のと畜検査頭数は117,967頭と前年度に比べ2,447頭(2.0%)減少している。畜種別では、牛は6,544頭で146頭(2.3%)の増加、豚は111,393頭で2618頭(2.3%)の減少、馬は2頭、山羊は0頭、めん羊は28頭となっている。

(2) 動物用医薬品の残留防止対策として、病畜、保留畜については、肝臓、腎臓、筋肉を採取し、食肉衛生検査所で抗菌性物質の残留の有無について簡易検査を行い、残留を認めたものについては、畜産振興課を通じて家畜保健衛生所に調査指導を依頼する体制を取っている。

(3) 平成29年4月1日から牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査の対象が、大分県を含めすべての自治体において、48ヶ月齢超のすべての牛から24ヶ月齢以上の牛において神経症状や起立不能等全身症状を呈する牛に変更となっている。

また、平成17年10月1日から検査対象にめん羊・山羊が追加されたことから、検査の名称も伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査に変更となっている。

令和元年度の検査頭数は7頭で、検査は食肉衛生検査所で行い、結果は全て陰性であった。

(4) 畜産公社は令和元年4月5日に対米、対カナダ、対香港及び対オーストラリア輸出食肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場の認定を取得し、「対米輸出食肉を取り扱うと畜場の認定要綱」に従って、HACCPシステムによる衛生管理を行っている。

認定施設では、地方厚生局による月1回以上の現地査察、不定期に行われる相手国の査察などへの対応が求められる。厚生労働省から指名されたと畜検査員が指名検査員となり、施設の衛生管理指導、査察対応、HACCP計画の検証のためのサルモネラ検査、大腸菌検査等を実施している。令和2年2月には、米国農務省食品安全検査局による現地査察が実施され、畜産公社施設、食肉衛生検査所の検査体制等が適正であるとの結果を受けた。

## 2 食鳥肉衛生対策

(1) 大分県内には、年間処理羽数30万羽以上の大規模食鳥処理場は(有)竹田食鳥の1施設があったが、平成30年度に廃止された。

(2) 年間処理羽数30万羽未満の認定小規模食鳥処理場は令和元年度末で14施設(4施設休業中)。各処理場では、食鳥処理衛生管理者による、疾病鶏の排除が行われている。

令和元年度の認定小規模食鳥処理場の検査羽数は、合計613,743羽で前年度と比較して、203,838羽(24.9%)の減少となっている。

### VI-1 と畜場の設置状況・と畜検査体制

(令和2年4月1日現在)

		株式会社大分県畜産公社	合計
区分		一般	一般と畜場 1
と畜場番号		17	
所在地		豊後大野市犬飼町田原1580-29	
開設年月日		H28.8.22	
処理能力 (日)	大動物	60	60
	小動物	560	560
	豚換算	800	800
検査機関		食肉衛生検査所	検査所 1
検査人員		20	20

### VI-2 大分県畜産公社の輸出相手国と登録要件

(令和2年4月1日現在)

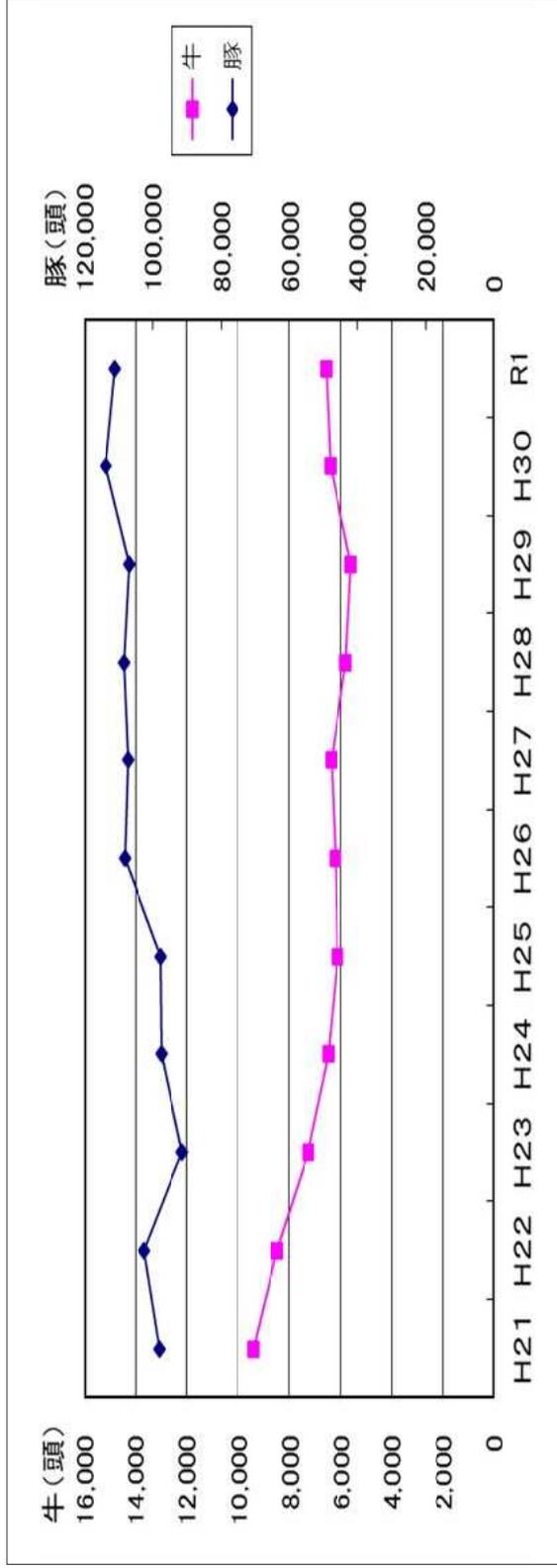
輸出可能国	認定取得日	主な登録要件
①タイ	H25.1.9	と畜場法
②マカオ	H25.3.7	
③ベトナム	H26.3.27	
④ミャンマー	H29.1.4	
⑤台湾	H29.9.22	HACCP導入
⑥アメリカ	R1.4.5	
⑦カナダ	R1.4.5	
⑧香港	R1.4.5	
⑨オーストラリア	R1.4.5	
⑩シンガポール	R1.8.8	

VI-3 と畜検査頭数

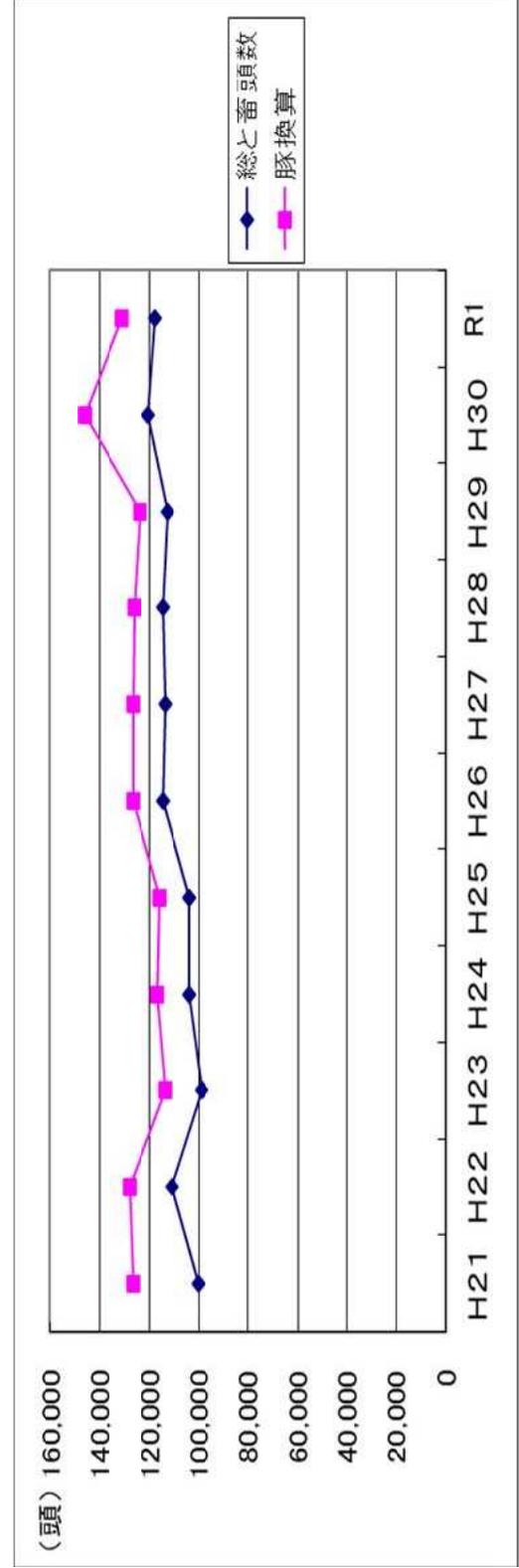
	R1年度計	30年度計	29年度計	28年度計	27年度計	26年度計	25年度計	24年度計	23年度計	22年度計	21年度計	20年度計
牛 150kg以上	時間内	5,575	5,270	5,690	6,301	6,129	6,027	6,413	7,209	8,373	9,290	10,099
	時間外	923	284	78	51	52	80	56	75	82	100	71
	小計	6,520	5,554	5,768	6,352	6,181	6,107	6,469	7,284	8,455	9,390	10,170
牛 150kg未満	時間内	24	30	44	64	26	9	8	3	5	12	4
	時間外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	24	30	44	64	26	9	8	3	5	12	4
牛 合計	時間内	5,621	5,300	5,734	6,365	6,155	6,036	6,421	7,212	8,378	9,302	10,103
	時間外	923	284	78	51	52	80	56	75	82	100	71
	小計	6,544	5,584	5,812	6,416	6,207	6,116	6,477	7,287	8,460	9,402	10,174
馬 150kg以上	時間内	2	4	4	-	1	5	4	4	4	6	4
	時間外	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	2	5	4	-	1	5	4	4	4	6	4
馬 150kg未満	時間内	-	2	1	1	1	2	3	1	2	2	3
	時間外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	2	1	1	1	2	3	1	2	2	3
馬 合計	時間内	2	6	5	1	2	7	7	5	6	8	7
	時間外	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	2	7	5	1	2	7	7	5	6	8	7
豚	時間内	108193	105,175	105,069	106,241	107,374	96,251	96,840	90,791	100,726	97,604	117,463
	時間外	3200	3,034	3,476	1,015	752	1,529	658	735	1,745	498	578
	小計	111,393	114,011	108,545	107,256	108,126	97,780	97,498	91,526	102,471	98,102	118,041
めん羊	時間内	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	時間外	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山羊	時間内	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	時間外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1
獣畜計	時間内	113,843	116,575	110,482	112,607	113,531	102,294	103,268	98,008	109,110	106,914	132,652
	時間外	4,124	3,839	2,201	1,066	804	1,609	714	810	1,827	598	489
	小計	117,967	120,414	112,683	113,673	114,335	103,903	103,982	98,818	110,937	107,512	133,141
大小動物 豚換算	大動物	6,522	6,377	5,590	6,352	6,182	6,112	6,473	7,288	8,459	9,396	10,174
	小動物	111,445	114,037	107,093	108,590	108,153	97,791	97,509	91,530	102,478	98,116	118,048
	豚換算	131,011	133,168	123,863	125,906	126,699	116,127	116,928	113,394	127,855	126,304	148,570

# VI-4 と畜検査頭数の推移

## 年度別牛・豚のと畜頭数



## 総と畜頭数と豚換算頭数



## VI-5 年度別病畜検査頭数

畜種別	令和元年度	平成30年度	平成29年度
牛	663	604	659
馬	1	3	5
豚	183	318	290
めん羊・山羊	1	1	-
合計	848	926	954

## VI-6 獣畜のとさつ禁止又は廃棄の原因

### 1 とさつ禁止

畜種別	令和元年度				平成30年度	平成29年度
	膿毒症	尿毒症	その他	合計		
牛	-	-	1	1	4	4
馬	-	-	-	-	-	-
豚	13	-	5	18	15	13
計	13	-	6	19	19	17

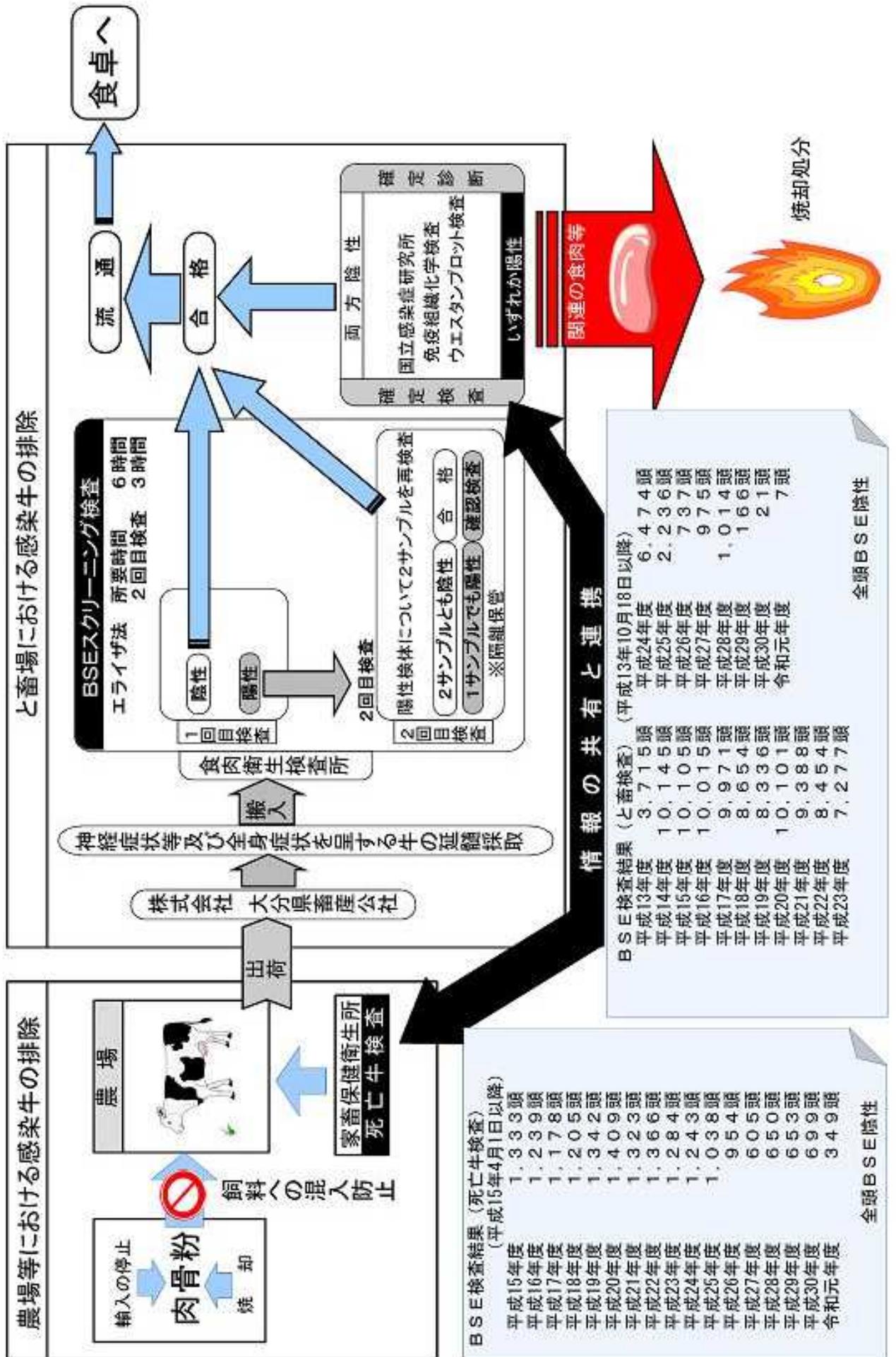
### 2 全部廃棄

畜種別	令和元年度									平成30年度	平成29年度
	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	変性	その他	合計		
牛	10	6	1	2	71	1	7	54	152	150	101
豚	77	69	-	1	4	-	27	30	208	198	302
計	87	75	1	3	75	1	34	84	360	348	403

### 3 一部廃棄

畜種別	令和元年度										平成30年度	平成29年度	
	細菌病		寄生虫病		黄疸	水腫	腫瘍	炎症	変性	その他			合計
	放線菌病	ジストマ病	その他	その他									
牛	6	19	3	1	562	9	2,912	1,185	3,540	8,237	8,210	8,188	
馬	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	8	7	
豚	-	-	-	2	228	5	66,131	12,202	2,963	81,531	101,943	83,419	
めん羊	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	2	-	
計	6	19	3	3	790	14	69,045	13,387	6,506	89,773	110,163	91,614	

# VI-7 BSE（牛海綿状脳症）検査体制



## VI-8 認定小規模食鳥処理場

(令和元年度)

管轄保健所	処理場名	処理羽数	全部廃棄	部分廃棄	死鳥	立入件数
東部	由布ファーム	16,071	545	471	-	-
	とり徹(※1)	-	-	-	-	-
由布	味の店 蔵(※1)	-	-	-	-	-
	河野処理場	57	-	-	-	-
	大島処理場	484	-	-	-	-
豊肥	大野町豊のしゃも処理場	7,386	-	-	-	5
	内那地どり牧場	3,387	-	-	-	1
	みくにフーズ(株)(※1)	-	-	-	-	-
	久住町食品センター(※1)	-	-	-	-	-
西部	ドライブイン川原驛(※2)	-	-	-	-	-
	軍鶏処理場	25	-	-	-	-
	北九福鳥(株)日田営業所	247,532	3,240	-	598	-
	時松きじや	91	-	-	-	-
	竹やぶ(※1)	-	-	-	-	-
北部	カハノフーズ宇佐	151,556	-	74	-	-
	(有)カハノフーズ院内処理場	145,054	225	-	-	-
	波田地鳥牧場(※1)	-	-	-	-	-
	立石養鶏(※1)	-	-	-	-	-
	鶏肉処理場(下郷農協)	20,372	-	-	-	-
	岩本食鶏	464	5	-	-	-
	さとう鶏舎(※1)	-	-	-	-	-
	柘田ブロイラー(※2)	19,720	97	92	-	-
豊後高田	ぶんご合鴨食鳥処理場	1,544	-	-	-	-
合計	23施設(うち稼働中13施設)	613,743	4,112	637	598	6

※1:休止中(8施設) ※2:廃業(2施設)

## 【食の安心・食育推進班の業務】

### Ⅶ 食の安心対策及び食育の推進

食の安全・安心確保対策については、「食の安全確保・食育推進本部（平成 15 年 9 月設置、平成 28 年 4 月名称変更）」を中心に、食に関する総合的かつ効果的な安全施策の推進を行っている。加えて、リスクコミュニケーション等の実施により、県民の声を施策に反映させ、食に関する情報の共有と相互理解と正しい認識の醸成を図っている。

食品表示法が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の食品に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度となった。令和元年度は新制度への移行期間の最終年度として、事業者への制度の周知指導の徹底を図った。

さらに、食品偽装表示防止対策として、県・国等の関係者からなる食品偽装表示対策チームを設置し、偽装表示の監視を行ってきた。

また、食生活の乱れや食料自給率の低下など、「食」に関する様々な問題が指摘される中で、食育を県民運動として推進するために、食育推進条例を制定し、平成 28 年 4 月 1 日に施行した。平成 28 年 3 月に「第 3 期大分県食育推進計画」を策定し、県民が「食」を楽しみ、生涯を通じて健全な食生活を送るため、食べ物を選ぶ力、食べ物の味がわかる力など 6 つの力を身につけることを進めている。

平成 19 年 8 月から、家庭・消費、学校・保育所、生産・流通等 6 分野 20 名の代表で構成する「食育推進会議」を設置し、県民参加型の食育推進体制を確立した。

平成 20 年度には 6 保健所 3 保健部に地域食育総合窓口を設置するとともに、各地方機関が連携した「地域食育推進連絡協議会」を 6 地域に設置し、地域における食育推進体制の整備を図った。

なお、平成 25 年度から横の連携と市町村支援を強化するため、「地域食育推進連絡協議会」に市町村を加えて運営している。

また、平成 20 年度に地域における食育活動の活性化を図るため、「おおいた食育人材バンク」を設置し、県民の要望に応じて食育の実践者を派遣した。

平成 30 年度にこれまでの取組を総括する形で食育推進全国大会を開催した。

令和元年度の主な事業

## 1 食の安心確保対策

- (1) リスクコミュニケーションモデル事業

## 2 食品表示の適正化

- (1) 食品偽装表示対策チームの設置
- (2) 川下事業者（小売、卸、直販等）対策
- (3) 川上事業者（製造・加工業）対策

## 3 おおいたの食育ステップアップ事業

- (1) 食の安全確保・食育推進本部食育推進幹事会と食育推進会議の運営
- (2) 地域食育推進連絡協議会の運営と市町村食育推進支援
- (3) おおいた食育人材バンクの運営
- (4) 「食育月間」「おおいた食の日」の普及啓発
- (5) 食育推進全国大会レガシーの活用

---

### 【参考】 令和2年度の主な事業

## 1 食の安心確保対策

- (1) リスクコミュニケーションモデル事業

食品事業者等が自主的に食品に関する情報を消費者等と共有（意見交換会、消費者説明会等）し、透明性を高める努力を促すことで相互の良好な関係構築を行う。

## 2 食品表示の適正化

- (1) 食品偽装表示対策チームの設置

食品表示に関する法令を所管する県及び国、大分市、県警の各課の担当者が食品偽装表示対策チームを構成し、食品偽装表示に対し迅速・的確な対応を図る。

- (2) 食品適正表示推進者レベルアップ講習会

食品関連事業所における食品表示の責任者として設置された食品適正表示推進者を対象に、各地区で模擬問題等を通じてレベルアップを図る実践講習会を実施。

- (3) 食品適正表示推進者新規登録講習会

食品適正表示推進者の登録希望者を対象に、食品表示検定レベルの基礎講座を実施。

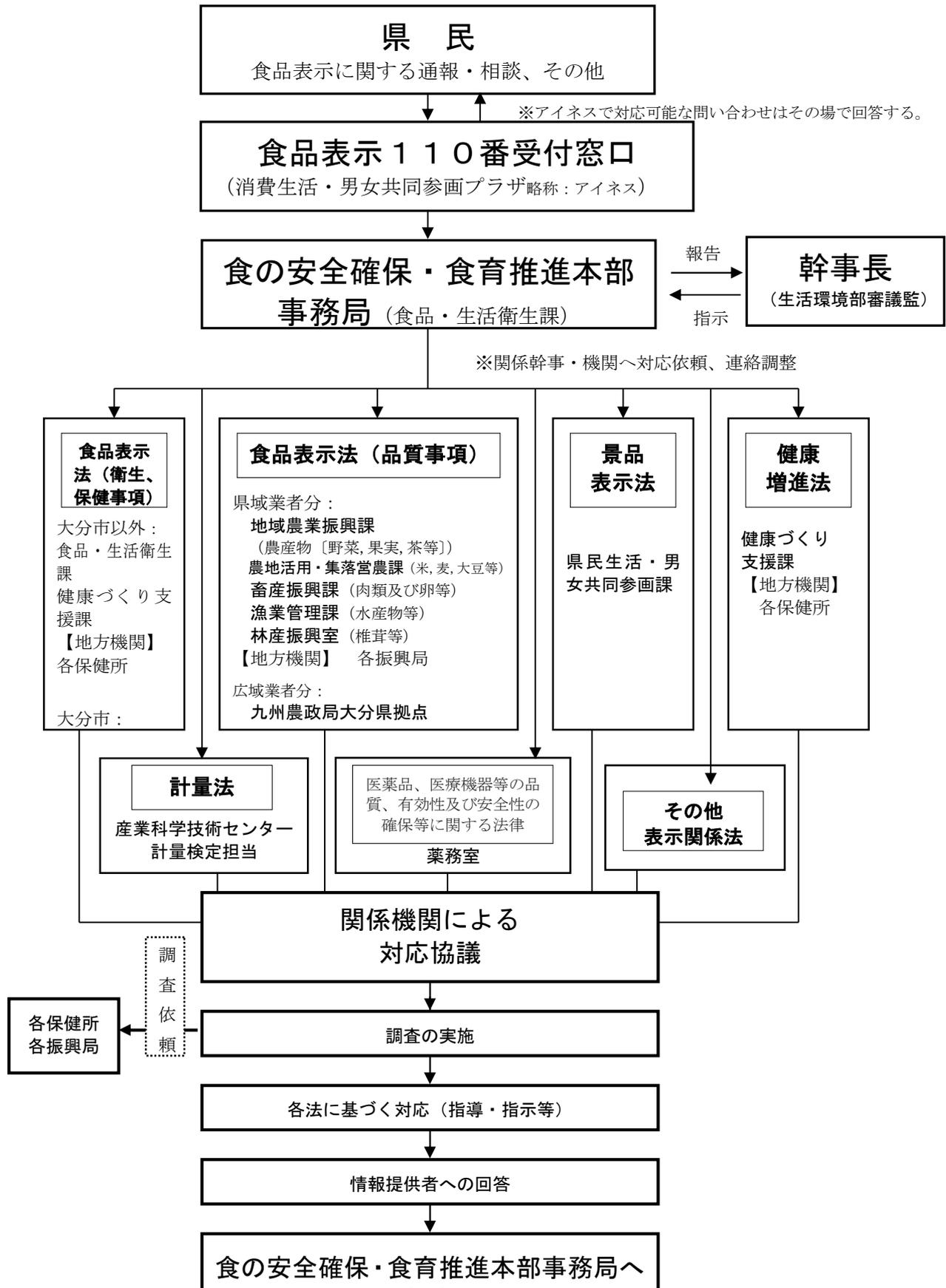
### 3 おおいたの食育ステップアップ事業

- (1) 食の安全確保・食育推進本部食育推進幹事会と食育推進会議の運営  
食の安全確保・食育推進本部食育推進幹事会と県民の意見を施策に反映させる食育推進会議の運営を行い、「第3期大分県食育推進計画」の進行管理や次期計画を策定する。
- (2) 地域食育推進連絡協議会の運営と市町村食育推進支援  
地域食育活動の活性化を図るとともに、市町村食育推進の支援を行う。
- (3) おおいた食育人材バンクの運営  
様々な分野で活躍する食育の実践者・団体を人材バンクに登録し、県民の要望に応じて派遣することにより、地域における食育活動の活性化を図る。
- (4) 「食育月間」「おおいた食の日」の普及啓発  
6月の食育月間や11月19日のおおいた食の日に食育の普及啓発を行う。
- (5) 共食の場を活用した食育活動の推進
  - ア 朝シャキーン事業  
食育推進計画の普及に向け、食生活が乱れやすい青・壮年期に対して、地域や学校などの生活の場を巻き込み、共食の場を生かした食育活動を実施する。
  - イ 地域の共食拡大事業  
地域の共食の場を活用した食育活動の拡大を支援する。
  - ウ 地域の共食応援モデル事業  
共食の場の支援のため、青果にとどまらず食品ロスにつながるあらゆる食品を有効活用する体制を整備し、子ども食堂などの共食の場を支援する。

## VII-1 令和元年度リスクコミュニケーションモデル事業の実施状況

月 日	場 所	内 容	備 考
① 6月27日 ② 9月17日	別府大学	・宿泊事業者とアレルギー当事者等を対象に、①食物アレルギー対応研修会、 ②アレルギー対応メニューの披露会を開催。	参加者数 ① 28人 ② 49人
2月17日	コンパルホール	・消費者を対象に食品表示法に基づく、表示の正しい知識や見方を学ぶクイズ形式のワークショップを実施。	36人
年 間	県内 (58回)	・各保健所(部)で消費者、福祉施設等を対象に、食中毒対策等を中心にリスクコミュニケーションを開催。	2,032人
計61回			計2,145人

## Ⅶ-2 食品表示に関する情報の事務処理フロー



### Ⅶ-3 令和元年度「食品表示110番等」の受付状況(3月末現在)

#### 1 食品表示110番等 受付数

アイネス	2件
九州農政局大分県拠点	12件
地域農業推進課	1件
食品・生活衛生課	3件
その他	7件
合計	25件

#### 月別受付数

4月	1件	10月	1件
5月	4件	11月	4件
6月	4件	12月	0件
7月	3件	1月	0件
8月	3件	2月	4件
9月	1件	3月	0件

合計 25件

#### うち立入調査を行った事案

単 独 調 査	保健所	4件
	振興局	7件
	その他	1件
合同調査		3件
合計		15件

#### 2 内訳

##### 品目別

生鮮食品	農産物	7
	畜産物	2
	水産物	3
加工品		9
その他		4

##### 内容別

原産地に関する事	7
品質に関する事	1
期限表示に関する事	2
原材料に関する事	4
内容量に関する事	0
その他	11

#### アイネス「食品表示110番」について

大分県では、食品表示の適正化を図るため県民からの情報受付窓口として、「消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」に「食品表示110番」を設置しています。疑問に思う食品表示があった場合は下記に連絡して下さい。

電話受付 097-536-5000 月～金曜日(祝・休日を除く) 9:00～16:30受付  
FAX受付 097-534-0684 24時間

## Ⅶ-4 食品表示合同立入調査の結果

### (1) 合同立入調査施設数

法令	回	H30年度					R1年度				
		第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計
衛生事項		84	94	75	79	332	79	82	48	78	287
品質事項		73	91	77	85	326	68	72	50	60	250
保健事項		16	14	16	17	63	16	16	13	15	60
景品表示法		3	1	1	6	11	3	3	1	1	8
米トレサ法		11	8	8	7	34	6	12	11	9	38
計		187	208	177	194	766	172	185	123	163	643

### (2) 調査食品件数

法令	回	H30年度					R1年度				
		第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計
衛生事項		1812	1671	1286	1784	6,553	1586	1905	849	1789	6,129
品質事項		1957	2590	3021	2931	10,499	3430	3822	3407	4285	14,944
保健事項		449	605	855	636	2,545	696	716	790	830	3,032
景品表示法		180	50	50	219	499	300	600	400	160	1,460
米トレサ法		139	165	87	278	669	53	164	189	207	613
計		4537	5081	5299	5848	20,765	6065	7207	5635	7271	26,178

### (3) 不適正表示食品件数

法令	回	H30年度					R1年度				
		第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計
衛生事項		47	86	61	87	281	75	100	172	67	414
品質事項		102	119	59	100	380	162	89	190	181	622
保健事項		40	52	43	47	182	39	44	26	45	154
景品表示法		68	6	0	12	86	1	4	1	0	6
米トレサ法		1	7	14	0	22	2	10	15	4	31
計		258	270	177	246	951	279	247	404	297	1,227

Ⅶ－５ 食品偽装表示対策チームの構成と担当法令等

部 局 等	担当部・課	備考（関係法令）
福祉保健部	薬務室	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
	健康づくり支援課	健康増進法、食品表示法（保健事項）
生活環境部	県民生活・男女共同参画課	不当景品類及び不当表示防止法
	食品・生活衛生課	食品衛生法、食品表示法（衛生事項）
東部保健所	衛生課	食品衛生法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 食品表示法（衛生事項）
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	
中部保健所	衛生課	
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	
南部保健所	衛生課	
豊肥保健所	衛生課	
西部保健所	衛生課	
北部保健所	衛生課	
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	
農林水産部	農地活用・集落営農課	
	地域農業振興課	日本農林規格等に関する法律（JAS法） 食品表示法（品質事項、県域）
	畜産振興課	
	林産振興室	
	漁業管理課	
東部振興局	農山漁村振興部	
中部振興局	農山漁村振興部	
南部振興局	農山漁村振興部	
豊肥振興局	農山村振興部	
西部振興局	農山村振興部	
北部振興局	農山漁村振興部	
産業科学技術センター	計量検定担当	計量法
警察本部生活安全部		
九州農政局大分県拠点	消費・安全チーム	農林物資の規格化等に関する法律
		食品表示法（品質事項、広域）
		牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
		米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（広域）
大分市保健所	衛生課	食品衛生法、食品表示法（衛生事項）
	健康課	健康増進法、食品表示法（保健事項）
大分市	商工労政課	計量法

## VII-6 大分県食の安全確保・食育推進本部食育推進幹事会の開催状況

年 月 日	内 容	備 考
令和元年 6月10日	場所：別館8階84会議室 議題：(1)第3期大分県食育推進計画数値目標 (2)食育関連事業 (3)朝食喫食率向上に向けた取組について	第1回会議

## VII-7 大分県食育推進会議の開催状況

年 月 日	内 容	備 考
令和元年 7月29日	場所：九州電力大分営業所2階 大ホール 議題：(1)第3期大分県食育推進計画数値目標の進捗状況 (2)平成30年度及び令和元年度食育関連事業 (3)朝食喫食率向上に向けて	第1回会議 委員12名
令和元年 12月16日	場所：別館8階84会議室 議題：(1)第3期大分県食育推進計画の概要及び進捗状況 (2)第4期大分県食育推進計画の方向性	第2回会議 委員18名

## Ⅶ-8 「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業の実施状況

様々な分野で活躍する食育の実践者・団体を「おおいた食育人材バンク」に登録し、県民の要望に応じて地域での食育活動に派遣した。

### 1 登録状況（令和2年3月末時点）

(1) 登録者数：104（個人80・団体24）

(2) 分野別の登録状況

① 食生活			8	①食生活・・・基本的な調理技術の指導や健康な食生活の実現に関する事
② 食文化			9	②食文化・・・地域食材の活用や郷土料理の継承に関する事
③ 生産体験交流			11	③生産体験交流・・・農林水産業などの体験に関する事
④ 環境			0	④環境・・・環境に配慮した食生活に関する事
⑤ 連携	76	①・②	16	⑤連携・・・①～④の各分野を組み合わせた内容に関する事
		①・③	5	
		②・③	5	
		②・④	1	
		①・④	2	
		③・④	2	
		①・②・④	18	
		①・②・③	5	
		①・③・④	0	
		②・③・④	2	
		①～④	20	

### 2 派遣状況（令和元年度）

(1) 派遣数：個人79件 団体7件

(2) 内訳

申請者	個人	団体
保育所・幼稚園	8	2
小学校・中学校	9	2
その他	62	3

対象者	個人	団体
子ども	16	3
大人	34	2
親子	16	2
従事者	13	0

活動内容	個人	団体
講演	12	3
実習	63	4
体験	4	0

派遣地域	個人	団体
大分市保健所管内	17	3
東部保健所管内	18	0
中部保健所管内	11	2
南部保健所管内	11	0
豊肥保健所管内	6	1
西部保健所管内	3	0
北部保健所管内	13	1

## VII-9 食育の普及・啓発

「食育」の役割や重要性について、多くの県民に理解を深めてもらうとともに、誰もが日々の生活の中で実践できる食育を啓発するために、食育推進基本計画で定める6月の「食育月間」、大分県食育推進条例で定める11月19日の「おおいた食(ごはん)の日」、県青少年育成県民会議が啓発する「家庭の日」(毎月第3日曜日)と連携し、「家族みんなで“いただきます”の日」などの普及啓発を行った。

### 6月の「食育月間」の普及啓発

月日	内容	参加者数	備考
6月19日	食育月間街頭啓発 大分駅府内中央口(北口)駅前広場、 上野の森口(南口)駅前広場	1,200名	協力機関 大分市食生活改善推進協議会、九州農政局大分 県拠点、食育推進幹事会 (野菜の種、ポケットティッシュを配布)

### 11月の「おおいた食(ごはん)の日」「おおいた食育ウィーク」の普及啓発

月日	内容	参加者数	備考
11月19日	おおいた食の日・食育ウィーク街頭啓発 大分駅広報啓発空間、府内中央口(北口) 駅前広場、上野の森口(南口)駅前広場	800名	大分県食生活改善推進協議会、九州農政局大分 県拠点、食育推進幹事会各課と連携し、大分駅で 実施した。 (ポケットティッシュを配布)

### 毎月第3日曜日の「家族みんなで“いただきます”の日」の普及啓発

月日	内容	参加者数	備考
1月19日、2月16 日、3月15日、3 月28日	毎月第3日曜日の「家族みんなで“いた きます”の日」の啓発(新聞・Webでの情報 発信)		みんなでいただきます大使に大分トリニータの高木 選手とニータンを任命し、新聞広告、WEB広告、 SNSでの情報発信を行った。

### 「食育月間」「おおいた食(ごはん)の日」「おおいた食育ウィーク」以外のイベント

月日	内容	参加者数	備考
9月15日	ラグビー来県国の料理大集合・食育体験 ブース 農村交流センター、石橋童夢	120名程度	地域の共食拡大事業 委託先:宇佐市食生活改善推進協議会
10月6日	おおつる1コインキッチン おおつる交流センター	53名	地域の共食拡大事業 委託先:大津留まちづくり協議会
10月19日	FES食育caféみんなで囲もう! 世代をこえ て朝食の日 別府大学	68名	地域の共食拡大事業 委託先:FES(Food Education Supporter)
11月23日	ふれあい広場in長谷(地域の特産品を 使った食器での共食) ながたに振興協議会	120名	地域の共食拡大事業 委託先:ながたに振興協議会
12月8日	ワークショップ「新米とみそ玉のみそ汁」 大分市若草公園	40名	地域の共食拡大事業 委託先:一般社団法人おおいたOrganic Market
12月21日	日出町の農林水産物を活用した新おせち 料理 別府溝部学園短期大学	90名	地域の共食拡大事業 委託先:別府溝部学園短期大学
12月15日、 1月19日	つぶつぶ料理と江戸時代のおみそ汁を食べよ う 竹田うまれの食材をつかってベトナム料理をつ くろう! 食べよう! みんなのいえ カラフル	61名	地域の共食拡大事業 委託先:たけた食研究会
10月26日、 10月27日	大分県農林水産祭 別府公園	400名	別府大学短期大学部食物栄養科と連携し、食育 ゲームの実施や食育紙芝居の読み聞かせを行い、 参加者に啓発品(食育パンフレット、野菜の種、野 菜クッキーなど)を配布した。
1月28日	地域の共食拡大事業報告会 J:COMホルトホール大分 小ホール	117名	県内7団体に委託し実施した地域の共食拡大事業 について、地域の共食の場を活用した食育を推進 するため、各団体の取組を食育関係者に共有する 報告会を開催した。
1月28日	食育推進リーダーの育成及び活動の促進 研修会～食のリーダーの知恵をいただ く! 朝食欠食を0%にするためには?～ J:COMホルトホール大分 小ホール	136名	県内の食のリーダー等を対象に食育の課題の一つ である「朝食欠食」をテーマに研修を行い、様々な ジャンルからの意見を聞きながら課題解決へ向けた 今後の食育活動へとつなげる研修会を開催した。

## 地域食育推進連絡協議会による食育の普及・啓発

### 会議

地域	月日	内容	参加者数	備考
東部	7月5日	東部地域食育推進連絡協議会	27名	平成30年度食育関連事業の実施報告と、令和元年度の事業予定と連携について意見交換を行った。
西部	11月28日	西部地域食育推進連絡協議会	19名	平成30年度食育関連事業の実施報告と、令和元年度の事業予定と連携について意見交換を行った。
豊肥	8月27日	豊肥地域食育推進連絡協議会実行委員会		各機関の食育事業について情報交換を行った。
北部	8月7日	北部地域食育推進連絡協議会実行委員会		各機関の食育事業について情報交換を行った。

### 普及啓発

地域	月日	内容	参加者数	備考
東部	6月16日～19日	食育月間キャンペーン(別府市)	870名	別府市、別府市食生活改善推進協議会、学生食育推進サポーターと連携し、別府溝部学園短期大学、立命館アジア太平洋大学、別府大学において、学生に対し啓発品を配布した。
東部	6月19日	食育月間キャンペーン(日出町)	260名	日出町及び日出町食生活改善推進協議会と連携し、日出総合高校において、高校生に対し啓発品を配布した。
東部	6月	食育月間キャンペーン(杵築市)	230名	杵築市の事業において、啓発品を配布した。
東部	11月2日	「おおいた食の日・おおいた食育ウィーク」キャンペーン(別府市)	300名	学生食育推進サポーター、別府大学1年生と連携し、別府大学学園祭において、学生等参加者に対し啓発品を配布した。
東部	11月12日	健康づくりのつどい(姫島村)	①15名 ②200名	村の健康づくりのイベントにおいて、参加者(一般住民)に対し①食育SATによるバランスチェックと②啓発品を配布した。
東部	11月16日	「おおいた食の日・おおいた食育ウィーク」キャンペーン(別府市)	150名	別府溝部学園短期大学「お弁当コンテスト」において、学生等参加者に対し啓発品を配布した。
東部	11月27日	「おおいた食の日・おおいた食育ウィーク」キャンペーン(別府市)	200名	立命館アジア太平洋大学において、学生等に対し啓発品を配布した。
東部	11月	「おおいた食の日・おおいた食育ウィーク」キャンペーン(日出町)	200名	日出町の事業において、啓発品を配布した。
東部	1月25日	食と健康講演会(国東市)	190名	国東市の健康づくり講演会において、栄養素のはたらきや摂り方の講演があったほか、参加者(市民)による食に関するグループワークを行った。
西部	11月18日～22日	食育キャンペーン(おおいた食の日及び食育ウィーク)	450名	日田市、九重町、玖珠町の各市町事業において、啓発品を配布した。
中部	6月12日	食育月間街頭啓発	80名	由布市、由布市食生活改善推進協議会と連携し、バリュー庄内店にて食育啓発のチラシやポケットティッシュを配布し、食育推進を呼びかけた。
中部	6月17日	食育月間街頭啓発	500名	臼杵市、臼杵市食生活改善推進協議会と連携し、臼杵高等学校が実施している「マイ弁当の日」にあわせ、食育啓発のチラシやポケットティッシュを配布し、食育推進を呼びかけた。
中部	6月18日	食育月間街頭啓発	250名	由布市、由布市食生活改善推進協議会と連携し、イオン挾間町にて食育啓発のチラシやポケットティッシュを配布し、食育推進を呼びかけた。
中部	6月19日	食育月間街頭啓発	250名	津久見市、津久見市食生活改善推進協議会と連携し、マルショク津久見店とコープつくみにて食育啓発のチラシやポケットティッシュ等を配布し、食育推進を呼びかけた。

地域	月 日	内 容	参加者数	備 考
中部	6月25日	食育月間街頭啓発	120名	由布市、由布市食生活改善推進協議会と連携し、Aコープ湯布院店にて食育啓発のチラシやポケットティッシュを配布し、食育推進を呼びかけた。
中部	11月23日	食育啓発	約100名	臼杵市と連携し、旬食フェスタ来場者に「おおいた食の日」の啓発チラシやポケットティッシュを配布してもらった。
中部	12月19日	食育推進街頭啓発	250名	津久見市、津久見市食生活改善推進協議会と連携し、マルショク津久見店とコープつくみにて食育啓発のチラシやポケットティッシュ等を配布し、食育推進を呼びかけた。
南部	6月21日	食育月間街頭啓発	420名	佐伯市、佐伯市食生活改善推進協議会と連携し、佐伯鶴城高等学校の「弁当の日」にあわせ、食育啓発のチラシやポケットティッシュを配布し、食育推進を呼びかけた。
豊肥	6月中旬(食育の日を挟んで1週間内)	食育月間普及啓発	326名	竹田市と連携し、竹田高等学校1年生、竹田南高等学校全生徒、久住高原農業高等学校全生徒を対象に食育啓発のチラシやポケットティッシュをクラス担任から配布してもらい、食育推進を呼びかけた。
豊肥	6月中旬(食育の日を挟んで1週間内)	食育月間普及啓発	149名	豊後大野市と連携し、三重総合高等学校1年生を対象に食育啓発のチラシやポケットティッシュをクラス担任から配布してもらい、食育推進を呼びかけた。
豊肥	6月	ケーブルテレビによる食育月間普及啓発		豊後大野市ケーブルテレビにより、豊後大野市と連携して、食育推進を啓発。
豊肥	8月31日	野菜の日キャンペーン	100名	竹田市と連携し、スーパーにてレシピア野菜の種等配布し、野菜摂取を啓発。
豊肥	9月23日	ベジ食ぶるフェス	115名	豊肥振興局主催の事業にて食育コーナーを設置し、食育体験をした参加者に啓発品等を配布。
豊肥	11月10日	竹田市福祉健康フェスタ	101名	竹田市の事業にて食育コーナーを設置し、食育体験をした参加者に啓発品等を配布。
豊肥	11月10日	豊後大野市ふるさと祭り	103名	豊後大野市の事業にて食育コーナーを設置し、食育体験をした参加者に啓発品等を配布。
豊肥	11月23日	地域の共食拡大事業	約120名	豊後大野市と連携し、参加者に「おおいた食の日」の啓発チラシやポケットティッシュを配布してもらった。
豊肥	2月11日	野菜もりもりキャンペーン	50名	竹田市と連携し、スーパーにてレシピア野菜の種等配布し、野菜摂取を啓発。
北部	6月14日	小麦収穫体験(宇佐市)	宇佐パン粉有限公司 小学生80名	小学生へパン用小麦の生育状況について説明及び収穫を体験
北部	6月14日	食育キャンペーン(豊後高田市)	ティッシュ230 野菜種子60 配布	豊後高田市 トキハインダストリー豊後高田店での食育の普及啓発活動(豊後高田市、大分県栄養士会北部支部、豊後高田市食生活改善推進協議会)
北部	6月17日	食育キャンペーン(宇佐市)	ティッシュ250 野菜種子70 配布	宇佐市 トキハインダストリー四日市店での食育の普及啓発活動(宇佐市、大分県栄養士会北部支部、宇佐市食生活改善推進協議会)
北部	6月18日	食育キャンペーン(中津市)	ティッシュ260 野菜種子70 配布	ゆめタウンなかつでの食育の普及啓発活動(中津市、大分県栄養士会北部支部、中津市食生活改善推進協議会)
北部	11月19日	みんなでたべる「おおいた食の日」(職場内ロングテーブル)	参加者:北部保健所職員25名	所内執務室が別フロアとなっており、普段は所員全員が昼食を一緒に食べる機会がないことから「おおいた食の日」行事として職場内ロングテーブルを実施
北部	11月23日	宇佐市健康まつり	ティッシュ100 野菜種子50 配布	大会会場に食事バランスチェックブースを開設、食育と「おおいた食の日」および「食の日ウィーク」の普及啓発を実施
北部	11月24日	かがちフェスタ(香々地青少年の家)	対象:フェスタ来場者 (ティッシュ200,野菜種子60配布)	大会会場に食育ブースを設置、「おおいた食の日」や野菜摂取(「まず野菜、もつ野菜」)の普及啓発を実施

地域	月 日	内 容	参加者数	備 考
北部	11月29日	小麦の播種体験(宇佐市)	宇佐パン粉有限公司 小学生80名	パン用小麦の播種体験
北部	11月中	「おおいた食の日」、「おおいた食育ウィーク」普及啓発		国民健康・栄養調査被調査地区などで「おおいた食の日」および「おおいた食育ウィーク」の普及啓発を実施

#### 市町村支援・連携

地域	月 日	内 容	参加者数	備 考
東部	7月18日	別府地域保健委員会食育推進小委員会	19名	食育計画の進捗管理
東部	9月27日	国東市食育推進会議	16名	食育計画の進捗管理
東部	3月16日	国東市食育推進会議	中止	食育計画の進捗管理
西部	5月30日	保健事業連絡会(日田市)	22名	食育計画の見直しについて検討
西部	7月18日	日田市保育園・こども園給食担当者研修会	41名	日田市と保育所による、食育計画見直しに関連した情報交換を実施。
西部	12月19日	日田市保育園・こども園給食担当者研修会	29名	日田市と保育所による、食育計画見直しに関連した情報交換を実施。
西部	8月23日	九重町健康づくり推進会議	30名	食育計画の進捗管理
西部	2月27日	九重町健康づくり推進会議	中止	食育計画の進捗管理
中部	6月7日	臼杵市食育推進計画実行委員会		実行委員として参画
豊肥	7月1日	竹田市食育推進庁内連絡会議		オブザーバーとして参画
豊肥	7月1日	竹田市食育推進会議		食育推進委員として参画
豊肥	7月11日	豊後大野市食育推進協議会		助言者として参画
豊肥	3月5日	竹田市食育推進庁内連絡会議		オブザーバーとして参画
北部	6月25日	宇佐市食育推進計画に関わる関係団体懇談会		アドバイザーとして参加

#### その他(関係機関との協働による食育推進)

地域	月 日	内 容	参加者数	備 考
東部	通年	大学生の食育推進事業(別府大学・学生食育推進サポーター養成・食育カフェ)	延べ201名	別府大学と協働で、大学生の食に関する課題解決のため、学生を対象に、学生食育推進サポーター(FES)の養成(23人)と、食育活動(食育カフェ:搾乳体験、郷土料理の調理実習等12回)を実施した。
東部	7月12日	大学生の食育推進事業(APU・食育カフェ)	13名	立命館アジア太平洋大学の学生を対象に、食育SATによる食事バランスチェックを行った。
東部	11月27日	大学生の食育推進事業(APU・食育カフェ)	13名	立命館アジア太平洋大学の学生を対象に、日本茶インストラクターによる「日本茶ワークショップ」を実施した。
東部	7月20日	栄養の日、栄養週間における取組	53名	別府溝部学園短期大学と連携し、学生を対象に日本栄養士会が主催する栄養ワンダー2019を実施し、食育SATを使った食べ物を選ぶ力の実践学習を実施した。
東部	7月16日、17日、24日、26日	働く世代の食育推進事業	①72名 ②200名 ③約30名	大分キャンパノ安岐事業所が実施する健康づくり事業にあわせ、JACにさきとも連携し、①食育SAT体験、②栄養ワンダー2019、③野菜の即売会を行い、食育・健康づくりを推進した。
東部	8月27日	栄養講話	20名	大分障害者職業センターにおいて、受講者に対し、食育SAT体験を交えた栄養講話を行った。

地域	月 日	内 容	参加者数	備 考
西部	8月21日	働く世代の食育推進事業(栄養ワンダー2019in日田)	100名	大分キャンパノ日田事業所及び日田市と連携し、地域の健康課題についてのパネル展示、食育SATによる食事診断及び個別相談を通して、働く世代への食育を推進した。
西部	9月4日	栄養講話	30名	九重町と連携し、九重町消費生活研究会の依頼により、食品表示や高齢者の食事についての栄養・食育講話を行った。
西部	9月19日	JAおおいた日田ぶどう部会による食育活動	50名	JAと協働で、日田市立三和小学校3年生を対象に、食べ物のはたらき等について食育講話(クイズを含む)を行った。小学生は、ぶどうの収穫体験も行った。
豊肥	7月19日	高校生の食育事業	100名	三重総合高等学校生にクイズを交えた食育講話を実施し、「栄養の日」を啓発。
豊肥	9月5日	高校生の食育事業	46名	竹田市との協働により、竹田高等学校の文化祭にて食育コーナーを設置し、食育体験を実施。
豊肥	9月25日～26日	高校生の食育事業	93名	豊後大野市と連携し、三重総合高等学校の文化祭にて食育コーナーを設置し、食育体験を実施。
豊肥	12月2日	高校生の食育事業	70名	三重総合高等学校1年生を対象として食育SATシステムを活用した授業を補助(2クラス)。
豊肥	12月3日	高校生の食育事業	72名	三重総合高等学校1年生を対象として食育SATシステムを活用した授業を補助(2クラス)。
豊肥	1月14日	高校生の食育事業	15名	南部振興局と大分県漁業組合鶴見支部女性部と連携し、三重総合高等学校3年の選択科目生を対象に魚のおろし方等の調理実習を実施。
豊肥	1月17日	高校生の食育事業	21名	中部振興局と大分県漁業組合佐賀関支部女性部と連携し、三重総合高等学校3年の選択科目生を対象に魚のおろし方等の調理実習を実施。
豊肥	1月24日	高校生の食育事業	15名	竹田南高等学校1年生を対象として食育SATシステムを活用した体験学習を実施。
豊肥	2月12日	高校生の食育事業	15名	竹田南高等学校1年生を対象としておおいた食育人材バンクを活用した自炊力UP調理実習を実施。
北部	6月26日	大分しいたけ料理教室in東九州短期大学	対象:学生14名	大分北部森林・林業活性化協議会、東九州短期大学、振興局、北部地域食育推進連絡協議会と協働して開催
北部	11月9日 11月9日	スクールヘルスアップ事業 大幡小学校 公開授業(体育科) 緑ヶ丘中学校 公開授業(家庭科)	対象:小4、中2 参加者89名(市内69 市外20)	大幡小学校4年体育科「よりよく育つための生活」 緑ヶ丘中学校2年家庭科「給食の献立を考えよう」 公開授業後、是松氏(中津市民病院)を招き、食習慣・生活習慣の大切さについて講演会を実施
北部	6月2日	農業体験交流会	対象:消費者8名	農業青年組織の高田地区営農青年同志会が、消費者を対象にそば打ち体験を実施
北部	11月25日	農業体験交流会	対象:消費者14名	農業青年組織の宇佐市青年農業者会議が、消費者を対象に有機野菜の有機野菜の収穫体験と試食を実施

## VII-10 製菓衛生師試験実施状況

### (1) 令和元年度製菓衛生師試験実施状況

1	試験実施年月日	令和2年3月6日
2	出願者数	
	(1) 法第5条第1号該当者数	81 人
	(2) 法第5条第2号該当者数	2 人
3	受験者数	
	(1) 法第5条第1号該当者数	75 人
	(2) 法第5条第2号該当者数	2 人
4	合格者数	
	(1) 法第5条第1号該当者数	68 人
	(2) 法第5条第2号該当者数	2 人
5	合格率	
	(1) 法第5条第1号該当者数	90.7 %
	(2) 法第5条第2号該当者数	100 %
	(3) 全受験者	90.9 %
6	試験委員数	5 人
7	試験問題数	60 問
8	試験時間	2 時間
9	受験料	9,400 円

### (2) これまでの製菓衛生師試験実施状況

年度	受験申込数	受験者数	合格者数	合格率
H22	62	62	49	79.0%
H23	140	138	108	78.3%
H24	114	113	103	91.2%
H25	139	138	83	60.1%
H26	145	144	105	72.9%
H27	102	102	80	78.4%
H28	77	77	60	77.9%
H29	87	86	70	81.4%
H30	69	68	54	79.4%
R1	83	77	70	90.9%

## 業務概要（令和2年度）

編集・発行者 大分県生活環境部食品・生活衛生課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL 097-506-3055